資料 第5－2号

豊島区環境基本計画
2025－2030

（素案）

区長あいさつ

目 次

第1章　計画の改定にあたって
1. 計画改定の背景 ……
2. 環境基本計画を取り巻く動向 ……
3. 計画の進捗状況と課題 ……
4. 計画改定の視点 ……

第2章　計画の基本的事項
1. 計画の位置づけ ……
2. 計画の期間 ……
3. 計画の推進主体 ……

第3章　目指すべき環境都市像と基本目標
1. 目指すべき環境都市像 ……
2. 基本目標 ……

第4章　施策と取組み
1. 施策の体系（図） ……
2. 重点施策 ……
3. 基本目標1　地球温暖化対策 ……
4. 基本目標2　自然共生 ……
5. 基本目標3　資源循環 ……
6. 基本目標4　快適環境 ……
7. 共通目標 ……

第5章　推進体制と進行管理
1. 計画の推進体制 ……
2. 計画の進行管理 ……

〇資料編　~~※訂正線部分は、詳細ホームページに掲載。二次元コードを追加。~~
1. 豊島区環境基本条例 ……
2. 計画策定の経緯 ……
3. 環境に関する区民の意識 ……

第1章　計画の改定にあたって

第1章　計画の改定にあたって

1. 計画改定の背景

豊島区は、平成 31(2019)年 3 月に、区の環境保全に関する目標や施策、施策の推進方法などを定めた「豊島区環境基本計画 2019-2030」を策定し、様々な環境政策に取り組んできました。

こうした中、地球温暖化による影響により環境変化が加速し、国は令和 2(2020)年に 2050 年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

一方、区は令和 2(2020)年、内閣府より「SDGs 未来都市※」と「自治体 SDGs モデル事業」にダブル選定され、翌年には 23 区で 3 番目となる「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。令和 4(2022)年「2050 としまゼロカーボン戦略」を策定するとともに、翌年には、脱炭素社会※の実現を目指し、一層の環境保全への取組を推進するため、豊島区環境基本条例を改正するなど、区の施策も大きく変化してきています。

こうした区を取り巻く社会情勢の変化に対応していくとともに、「2050 としまゼロカーボン戦略」で掲げた「2050 年までに温室効果ガス※排出量実質ゼロ」を前提とする計画に刷新するため、このたび「豊島区環境基本計画 2019-2030」の改定を行います。

2. 環境基本計画を取り巻く動向

◆国際的な動向

世界の平均気温上昇を 1.5℃に抑えることが実質的な世界の目標へ

地球温暖化関連では、令和 3(2021)年に IPCC※第 6 次評価報告書が発表されました。「人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたいことに疑う余地がない」と断定的な表現がなされ、気温の将来予測においては、いずれの CO2 排出量シナリオにおいても、年平均気温の上昇は 1.5℃を超えるとされています。同年には第 26 回気候変動※枠組条約締約国会議(COP26)が開催され、世界の平均気温上昇を 1.5℃に抑えることが実質的な世界の目標となりました。

また、生物多様性関連では、令和 4(2022)年に生物多様性条約第 15 回締約国会議が開かれ、「2030 年までに自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」ことを世界目標とした「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

※. SDGs 未来都市：SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として内閣府から選定されるもの。

※.　自治体 SDGs モデル事業：各 SDGs 未来都市が行う取組の中でも、特に独自性が高く、先進的・先導的な取組と評価された、自律的好循環が見込める事業

※. 脱炭素社会：人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

※. 温室効果ガス：大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。

※. IPCC: 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により 1988 年に設立された政府間組織。2021 年 8 月現在、195 の国と地域が参加。

◆国・東京都の動向

国は、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を、国の環境政策の最上位の目標に

令和 3（2021）年 10 月、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。5年ぶりの改訂であり、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな 2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋が示されています。また、近年では、生態系への影響が懸念される海洋プラスチック汚染が地球規模で拡大しており、国内においては、容器包装等のリデュースを通じたプラスチック排出量の削減など、プラスチックの 3R 及び適正処理が進められています。

また、令和6（2024）年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げたという点が大きな特徴となっています。現在、直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

東京都では、令和4（2022）年 9 月に東京都環境基本計画を改定し、ゼロエミッション東京の実現をはじめとする 2050 年のあるべき姿の実現に向けた、具体的な目標と施策のあり方を示し、脱炭素社会の実現に向けた取組みを加速させています。

2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指して、国や東京都と連携を取りながら環境保全対策を推進していくことが必要です。

◆豊島区の動向

区の基本構想について記載予定

◆持続可能な開発目標（SDGs）との関連

2015 年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）では、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会を目指す、世界共通の目標として 17 のゴール（目標）と169のターゲットが設定されています。

17 のゴールの中にはエネルギー、気候変動への対策、陸や海の豊かさを守るなど、環境分野に関する目標が多く含まれています。本計画も SDGsと深く関連しており、その目標達成に向けて着実な推進を図っていきます。第4章では、各施策に主に関連する SDGsの目標を上部欄外に掲載しています。

出典）国際連合広報センター

持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標のアイコン

◆区の概況

●位置と面積

豊島区は東京23区の北西部に位置しています。
面積は13．01平方キロメートルで、23区中18番目の広さです。

●人口と世帯（住民基本台帳による年齢別人口）

豊島区の人口は、令和6年で 291,650 人、世帯数は 184,969 世帯となっており、人口については平成9年を底に、一時的な減少はあるものの、増加傾向にあります。今後も緩やかな人口増加傾向が続く見込みです。

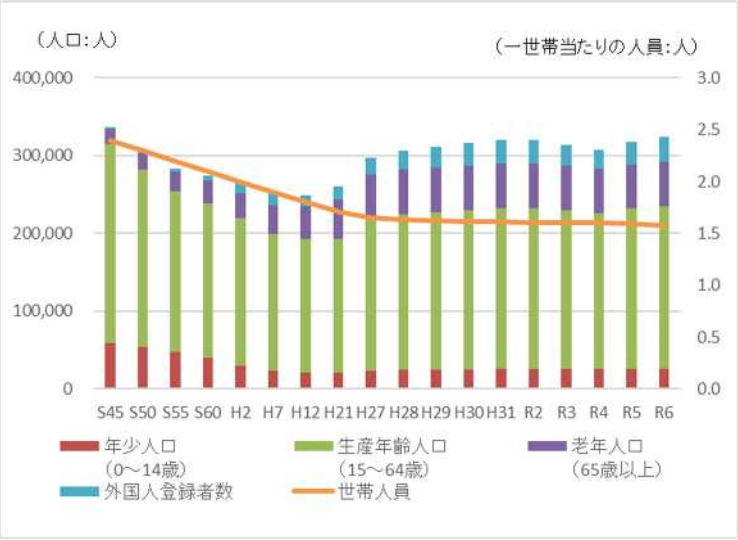

●産業

豊島区の事業所数は、令和3（2021）年で約1．9万、従業員数は約 27万人となっており、増減を繰り返しながらも増加傾向となっています。事業所を業種別に見ると、「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」の順に多くなっています。

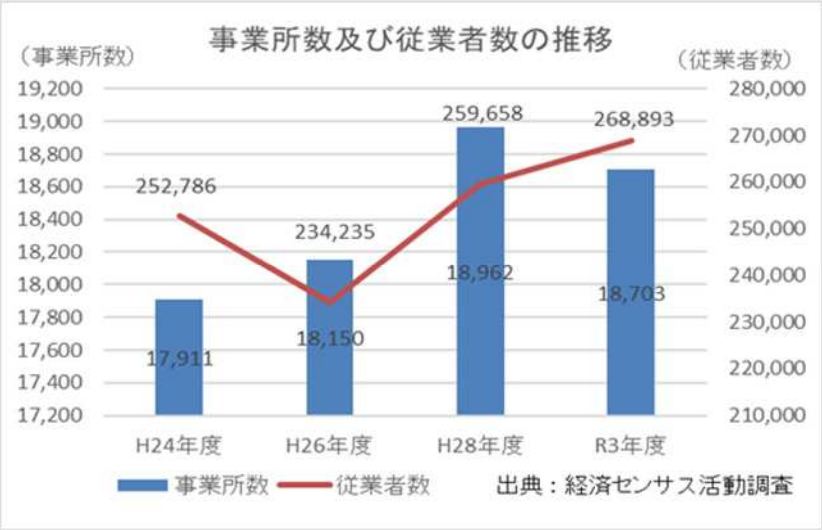

●交通

豊島区はターミナル駅である池袋駅をはじめ、多くの鉄道駅を有しています。JR、東京メトロなど鉄道路線がかく方面から通っており、池袋周辺は鉄道交通の中心となっています。

また、自動車交通では、区の周囲及び区の内部を放射線状に主要な幹線道路が走っており、南北方向に首都高速中央環状線、首都高速池袋線の高速道路が通っています。

出典：都市づくりビジョン

3. 計画の進捗状況

◆ 現行計画の振り返り（2019～2023）

改訂前の計画では、4つの基本目標と分野横断の柱（連携・協働）ごとに、各基本目標の取組みの進捗及び成果を測る「成果指標」、および各施策の取組状況を測る「取組指標」を掲げ、目標達成のための重点的かつ計画的な推進を図ってきました。

また、「豊島区環境年次報告書」を作成して、計画の進捗状況を点検・評価しています。

2019-2023 年度の指標の評価と主な取組は次のようになります。新型コロナウィルスの影響が始まって以来、イベント・講座での啓発を取組目標としている分野で評価が下がったものの、全分野においておおむね順調に進捗しています。

環境年次報告書

【分野別の評価】

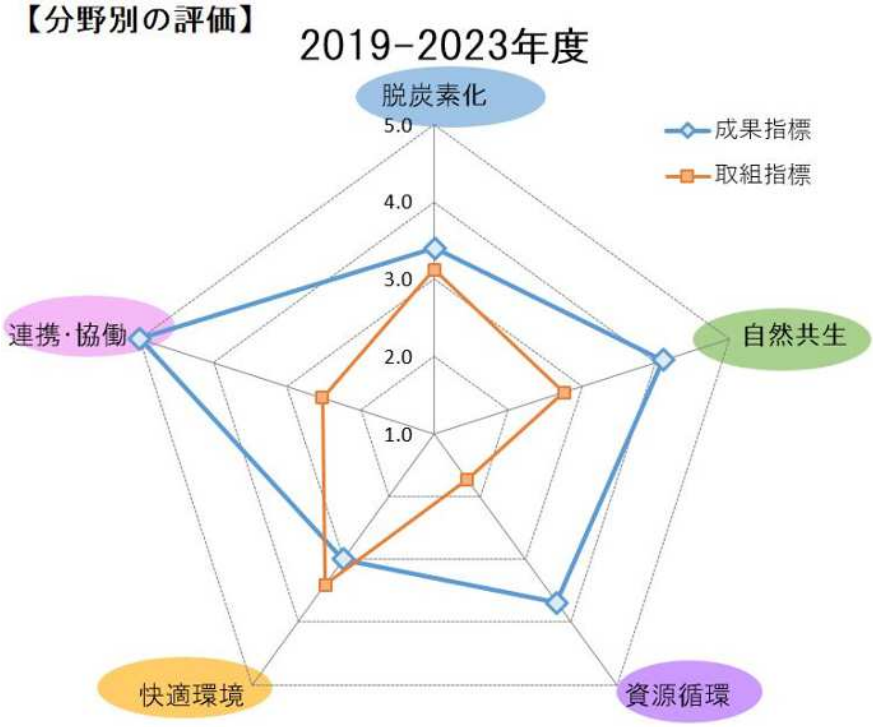

分野	指標	評価点の平均	評価
脱炭素化	成果指標	3.4	B-
	取組指標	3.1	B-
自然共生	成果指標	4.1	A-
	取組指標	2.8	C+
資源循環	成果指標	3.7	B+
	取組指標	1.7	D+
快適環境	成果指標	3.0	B-
	取組指標	3.4	B-
連携・協働	成果指標	5.0	A+
	取組指標	2.5	C+

※分野ごとの評価は、年度ごとの各指標の評価結果を点数化したうえで、その平均値によって 8 段階（A+,A-,B+,B-,C+,C-,D+,D-）で評価しました。

基本目標Ⅰ　気候変動に対応し、脱炭素化に向けた取組みを進めるまち

✧ 家庭や事業者に向けた再生可能エネルギー※設備の導入支援の実施や、区有施設における再生可能エネルギー設備の導入などを進めた結果、区内の温室効果ガス排出量については、ほぼ目安値どおりに推移しており、目標に対して順調に推移していると言えます。

✧ 電気バス「IKEBUS」の導入や、省エネ型街路灯の導入（令和 5 年度時点の導入率は

※.再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。石油、石炭などの化石燃料と異なり、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しません。

約 76%)、「としま低炭素モデル地区基準」を満たすエリアづくりにより、地域の脱炭素化を進めています。

✧ 遮熱性舗装※の実施(令和 5 年度時点で 43,912 ㎡実施済み)や打ち水の呼びかけ、みどりのカーテンづくり等の取組みにより、気候変動対策を行いました。

✧ 豊島区役所での取組みとして、近年、職員による昼休み時の消灯など節電・省エネへの取組みが定着してきています。省エネルギー設備の導入や、再エネ電力の導入などの後押しにより、令和 5 年度における区役所の CO2 排出量は、11,253t-CO2 となり、基準年である平成 27 年度から 29.5%の削減を達成し、順調に推移しています。

基本目標Ⅱ　みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち

✧ 区内の自然環境を把握するため、専門家による生態調査や、区民参加型の生きもの調査を実施しました。生きもの調査に参加する区民の数は、毎年順調に増加傾向にあり、令和 5 年度で累計 1,195 名になりました。

✧ としまみどりの防災公園等の公園緑地を整備し、屋上緑化・壁面緑化等への助成や、「いのちの森」の苗木やつる植物の配布等に取り組んでいます。緑被率※は 13.2%となりました。

✧ 区内公園での育樹活動を地域の方と協働で行っています。令和 4 年度には区政 90 周年を記念して、「グリーンとしま」再生プロジェクト実行委員会のメンバーと地域の方とともに植樹を行いました。また、みどりのボランティア団体数は、活動を終了した公園での新規団体設立及び中小規模公園活用プロジェクトとの連携等により、50団体に増加しました。

基本目標Ⅲ　ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち

✧ 食品ロス※削減に向けた普及啓発に加えて、民間事業者との連携により地域全体での食品ロス削減を推進しています。また、「資源回収・ごみ収集のお知らせ」の多言語化などで効果的な周知を図ることにより、ごみの減量と再使用※のための取組みを推進しています。

✧ これまで行ってきた集団回収※への支援、小型家電や廃食油等の拠点回収、金属系粗大ごみの資源化などに加え、令和 5 年度からはプラスチック資源分別回収を開始するなど、様々なリサイクルに取り組んでいます。

基本目標Ⅳ　すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち

✧ 大気汚染物質の測定、交通騒音・振動の調査、化学物質の適正管理に関する指導等、

※.遮熱性舗装:太陽エネルギーの約50%を占めるといわれる近赤外線を効率的に反射する舗装のこと。路面温度の上昇を抑制し、舗装体への蓄熱を減らすことでヒートアイランド現象の緩和に資するもの。

※.緑被率：ある地域における樹林地・草地・農耕地・宅地内の緑、街路樹などの緑で被われた土地の面積が、その地域全体の面積に占める割合のこと

※.食品ロス：本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと

※.再使用：いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること。形状を維持したまま使用することから一般的に資源の減失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少なくなることから、リサイクルよりも対策の優先順位が高く位置付けられている。

※.集団回収：町会内や自治会、ボランティア等の地域コミュニティの中で住民が自主的にグループを作り、家庭から出る空き瓶や空き缶、古紙、段ボール等の資源ごみを、一定の場所と日時を決めて集めた後、資源回収業者に引き渡し、資源として再利用するシステム。

生活環境保全のための各種調査・対策を継続的に実施するとともに、環境に関する調査結果は区民に公表するなど情報発信にも積極的に取り組んでいます。

✧ 路上喫煙・ポイ捨て防止のための啓発、清掃活動、落書きの除去やガム取りなど、まちの美化のための各種対策に取り組み、豊島区内の路上喫煙率は、0.03％（令和5年度実績）と年々低下しています。また、ごみゼロデーには、毎年１万人を超える多くの方に参加いただいており、令和5年度は 10,312名の方が参加しました。

連携・協働　　持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち

✧ 学校の環境教育を支援するプログラムの提供や民間事業者と連携した環境に関する出前講座の実施、環境情報誌の発行など、環境に関する学びの促進と情報提供に取り組みました。

✧ 「グリーンとしま」再生プロジェクトの実施や区民等との協働による植樹・緑化活動、交流都市との連携による森林整備及び環境交流ツアーの実施など、多様な主体との連携による取組みを実施しました。

4. 計画改定の視点

計画の改定に当たっては、環境に関わる国内外の動向や社会の変化、区を取り巻く動向などに基づく課題を踏まえます。また、将来を担う子ども・若者の声を重視します。

地球温暖化対策分野においては、「2050としまゼロカーボン戦略」の統合及び、「豊島区気候変動適応計画」を包含し、気候変動の「緩和」、「適応」対策を反映させます。

また、各施策を分野横断的に支える柱となる目標を「共通目標」として定めます。

これらを踏まえ、次のような視点で計画を改定します。

計画改定の視点

● 子ども・若者の声を反映した計画に

20年後、30年後を踏まえ、子ども・若者の声を重視し、計画に反映します。

● 環境に関わる動向の注視

環境に関わる国内外の動向や社会の変化、区を取り巻く動向などに基づく課題を踏まえます。

● 豊島区基本計画の共通理念への寄与

区の基本構想への寄与について記載予定

●「2050としまゼロカーボン戦略」との統合

2030年度における温室効果ガス排出量の削減目標を、2013年度比50%削減へと引き上げます。また、その達成に向け、各施策における取組目標・成果目標の見直しを行います。

●「豊島区気候変動適応計画」の包含

「2050としまゼロカーボン戦略」との統合に伴い、「豊島区気候変動適応計画」を包含し、気候変動適応策を整理します。

● 目標・体系の整理

従来の「連携・協働」を、「共通目標① 区の率先行動 ②教育・連携」へと変更します。「区の率先行動」を共通目標の柱の一つとして定め、区は区民・事業者等の模範となり、取組みを牽引する立場として、区の事業から発生する温室効果ガス削減を率先して実行します。

● 環境行動力向上のための普及啓発

環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践、「自分事」として捉えることは、環境政策を進めるうえでの基盤となるため、「環境行動力向上のための普及啓発」を重視します。

第２章　計画の基本的事項

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

1)目的

豊島区環境基本計画は、「豊島区環境基本条例」第 9 条に基づき、区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、以下の事項を定めます。

① 環境の保全に関する目標
② 環境の保全に関する施策の方向
③ 環境の保全に関する施策の推進方法
④ 環境の保全に関する配慮の指針
⑤ 上記のほか、環境の保全に関する重要事項

2)関連計画との関係

●豊島区環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、豊島区基本構想、豊島区基本計画を環境面で支えるものです。

●地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」、環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律※に基づく「環境教育等行動計画」を包含します。

●「2050 としまゼロカーボン戦略」を統合し、「気候変動適応計画」を包含させます。

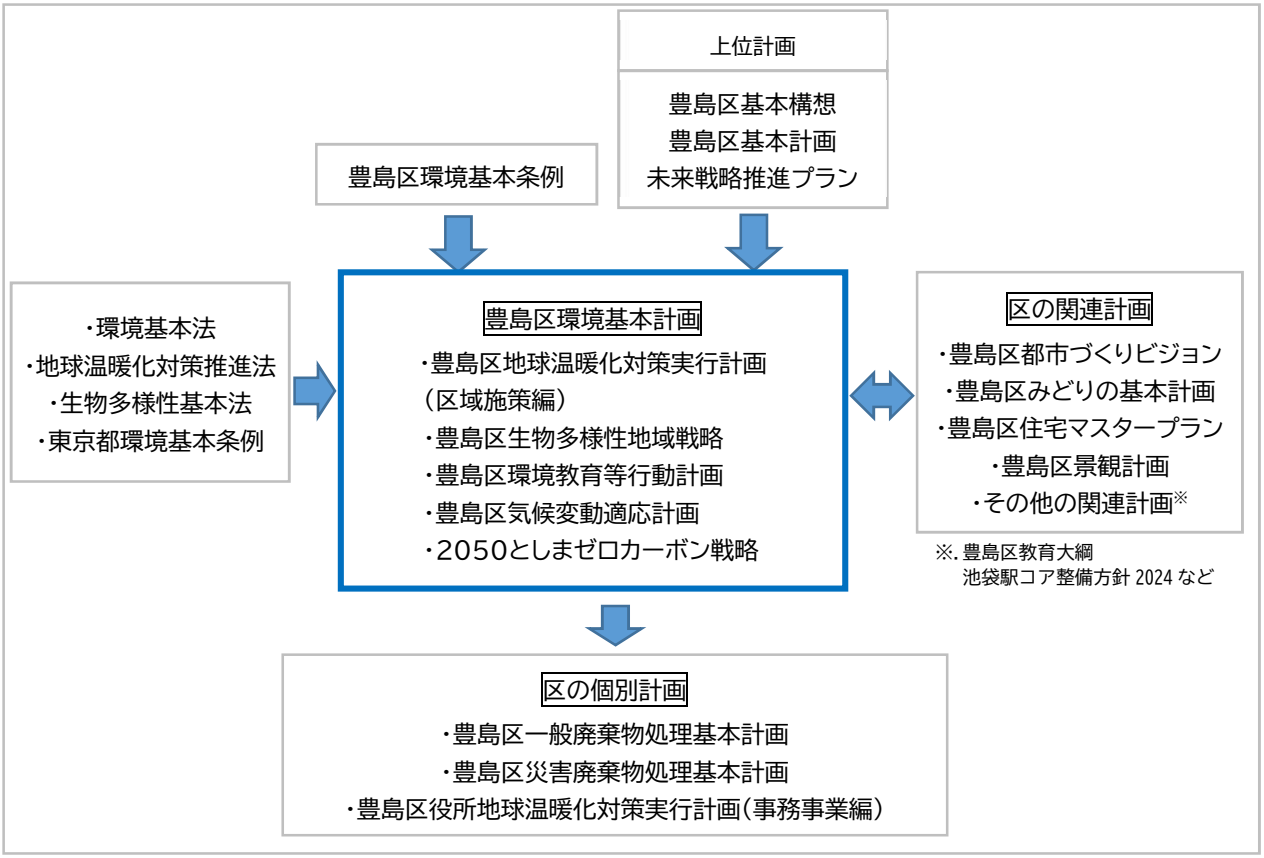

豊島区環境基本計画の位置づけ

※.環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法):環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について基本理念を定め、国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進

3)計画の対象範囲

豊島区環境基本条例第４条に示される範囲を基本として、次のように設定します。

・地球温暖化の防止、気候変動適応
・みどりの保全・創出、生物多様性の保全
・廃棄物・リサイクル対策
・公害対策・環境美化
・区の率先行動・教育・連携

2. 計画の期間

令和 7(2025)年度から令和 12(2030)年度

3. 計画の推進主体

区民・事業者・区などがそれぞれの取組みを通じ、互いに連携を図りながら目標達成を目指すものとします。

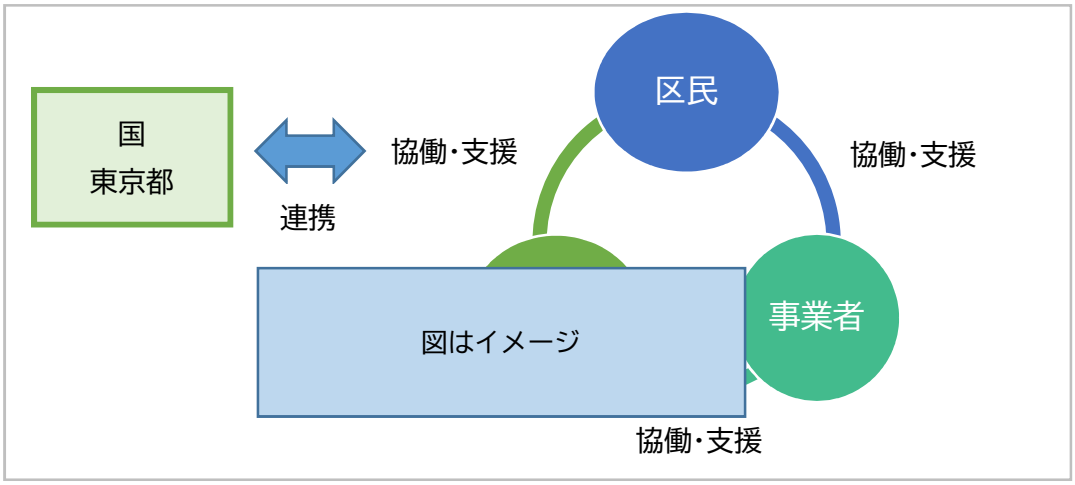

各主体の役割

第3章　目指すべき環境都市像と基本目標

第3章　目指すべき環境都市像と基本目標

1. 目指すべき環境都市像

環境都市像は、様々な主体の協働により、持続可能な環境が将来にわたって維持されていく姿を表現するものです。

本計画では、2030 年度までに実現を目指す新たな環境都市像を掲げます。

区の基本構想との関連を記載予定

みんなが主役　地球にも人にもやさしい持続可能な

ゼロカーボンシティとしま

将来の環境都市像を作成予定

※参考イメージ（2050としまゼロカーボン戦略より）

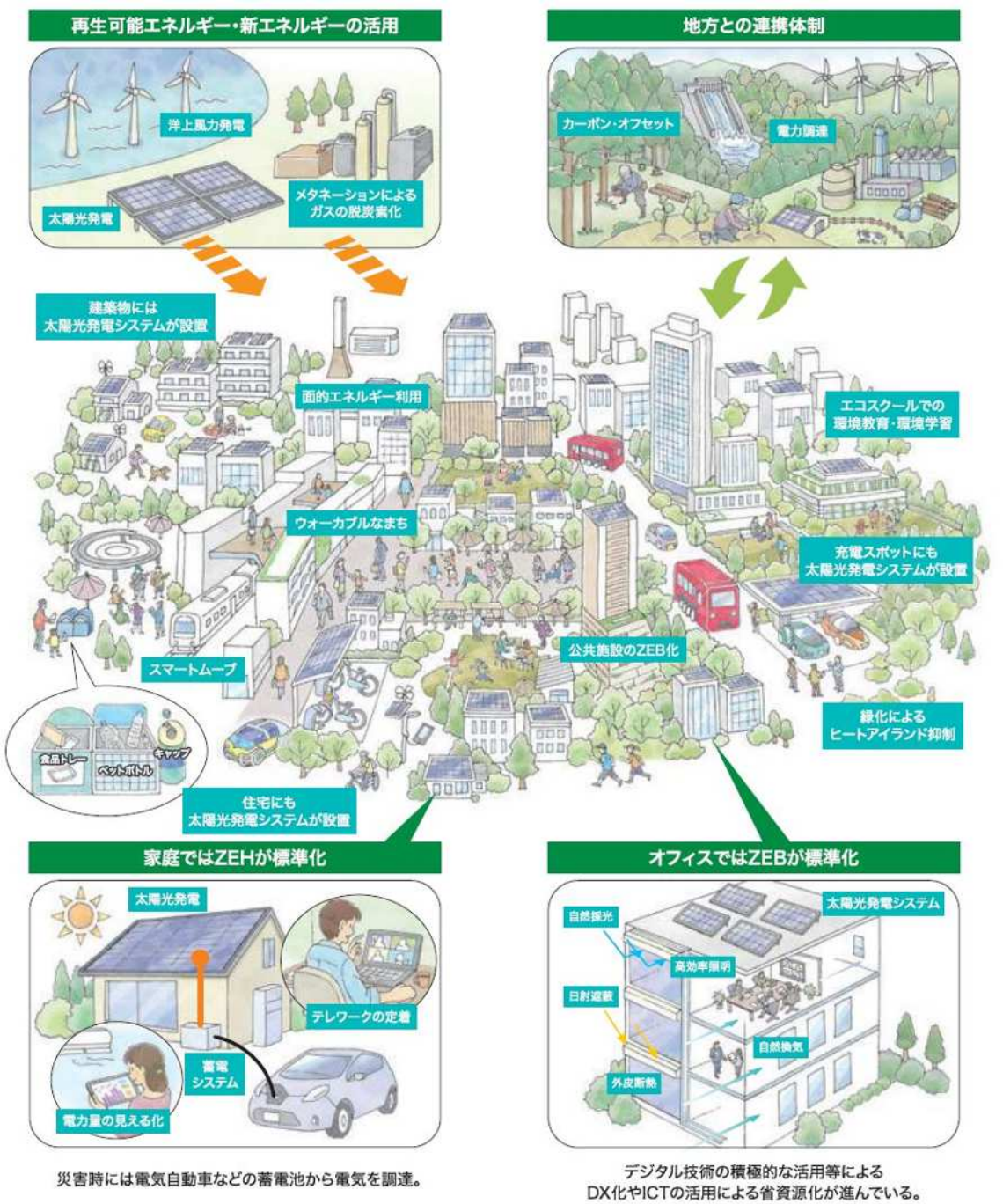

2. 基本目標

環境都市像を表現していくために、環境分野の柱（地球温暖化対策・自然共生・資源循環・快適環境）である基本目標と、それを分野横断的に支える共通目標（区の率先行動、教育、連携）を加えた5つの目標を掲げます。

基本目標Ⅰ　地球温暖化対策

気候変動に対応し、脱炭素社会の実現に向けた取組みを進めるまちを目指します

基本目標Ⅱ　自然共生

みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまちを目指します

基本目標Ⅲ　資源循環

ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまちを目指します

基本目標Ⅳ　快適環境

すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまちを目指します

共通目標　区の率先行動・教育・連携

人にも地球にも優しく行動する人の輪を広げるまちを目指します
基本目標を分野横断的に支える共通の目標です

第4章　施策と取組み

施策の体系（図）
重点施策
基本目標Ⅰ　地球温暖化対策
基本目標Ⅱ　自然共生
基本目標Ⅲ　資源循環
基本目標Ⅳ　快適環境
共通目標　　①区の率先行動　②教育・連携

目指すべき環境都市像

みんなが主役　地球にも人にもやさしい持続可能な

ゼロカーボンシティとしま

4つの基本目標と共通目標	施策の方向	施策	取組指標(案)	成果指標(案)
基本目標1 地球温暖化対策 (旧)脱炭素化 <包含する分野別計画> ・豊島区地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ・豊島区気候変動適応計画(追加)	Ⅰ-1 脱炭素に向けた環境にやさしい行動を促進する Ⅰ-2 脱炭素のまちをつくる Ⅰ-3 気候変動に適応するまちをつくる	Ⅰ-1 ★①再生可能エネルギーの利用促進 環境にやさしい行動への支援 ★②家庭における環境にやさしい行動の普及促進 環境にやさしい行動の普及啓発 ★③事業者における環境にやさしい行動の普及促進 Ⅰ-2 ①交通環境の改善 ②自転車利用の促進 ③建築物の環境配慮 ④脱炭素化に向けたまちづくりの推進 Ⅰ-3 ①暑熱環境対策 ★②災害等への備え	★家庭への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数 ★事業所への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数 ★とし高炭素モデル地区基準を満たす地区 ・遮熱性舗装の整備済面積 ・雨水流出抑制対策済量 ・校庭への熱交換塗料等の使用小学校数 ・高齢者への熱中症予防訪問件数(件) ・熱中症に関する講座等の参加者数(人数/年・累計)	★区内の温室効果ガス排出量 ・区内のエネルギー消費量 ★区内の太陽光発電設置容量 ・区内の太陽光発電設置件数 ・「鉄道・バス等の交通が便利である」と思う区民の割合 ・「池袋駅を中心として、居心地がよく歩きたくなる街づくりが進んでいる」と思う区民の割合 ・「家庭、住民一人ひとりの防災意識や災害発生時の行動力が高まっている」と思う区民の割合 ・熱中症による救急搬送者数
基本目標2 自然共生	Ⅱ-1 生物多様性を保全する	Ⅱ-1 ①自然環境や生物に関する調査・把握 ②自然環境の保全と創出 ★③生物多様性保全のための学習・参加の場の提供 ④危険な外来種の情報提供	★生きもの調査に参加する区民の数 ・自然環境に触れる講座等の実施回数 ・学校・区立公園のビオトープ数 ・緑化計画書の届出件数	・緑被率 ★みどり率 ・緑視率が25%以上の箇所の割合 ・みどりの協定(累計)
			・環境美化に関する活動への参加人数	
共通目標 ①区の率先行動 ②教育・連携 (旧)連携・協働 <包含する分野別計画> 豊島区環境教育等行動計画	共-1 区における環境配慮行動を促進する 共-2 環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する 共-3 環境人材を育成し、活動の場を広げる 共-4 連携・協働の仕組みをつくる	共-1★①職員の意識・行動改革 ★②区有施設等の温室効果ガス削減 ③環境配慮型事業活動の推進 共-2★①環境行動力向上のための普及啓発 ★②環境教育・環境学習の推進 ③環境情報の効果的な発信 共-3 ①環境活動を率いる人材育成 ②環境活動の拡大 共-4 ①協働による環境活動の推進 ★②事業者・行政の連携強化 ③行政間連携による環境配慮	・区有施設の太陽光発電設置済数 ★LED化された街路灯 ★再生可能エネルギー電力量の導入率(電力使用量) ★多様な人に向けた環境に関する啓発講座等の参加者数 ★環境教育支援プログラムの参加校 ・環境リーダーの数 ・家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰数 ★事業者等の自主的な環境美化活動 (としまクリーンサポーター登録団体数) ・環境に関する連携数 ・自治体間連携カーボン・オフセット事業による森林整備面積 ・環境交流ツアー参加者数	★区有施設等の CO_2 排出量 環境教育支援プログラム実施回数 ★「環境に優しいライフスタイルを実施している」と回答する区民の割合 ・「みんなで(地域や事業者等と連携して)環境保全に取り組んでいる、または取り組みたい」と考える区民の割合 ・自治体間連携カーボン・オフセット事業による CO_2 吸収量

★：重点施策・重点指標　区民の声を反映（意識調査・区民投票●ページ参照）　子ども・若者の声を反映(●ページ参照)

施策体系図イメージ(見開き)

環境都市像の実現に向けた重点施策

1）重点施策の位置づけ

本計画に位置づける４つの基本目標及び「連携・協働」の柱に沿った施策の中には、区の現状や社会動向などをふまえて特に重視すべきもの、計画の取組み全体の底上げを図るうえで重点的に取り組むべきものがあります。

そこで、区が目指す環境都市像を実現するために、全庁的な推進体制のもとで優先的に取り組むべき主要な施策を重点施策として位置づけました。

重点施策は、４ つの基本目標及び共通目標ごとに定め、計画的に実施するとともに、点検・評価によって取組み成果の確実な積み重ねを図ります。

2）重点施策選定の視点

重点施策は、区が主導することで取組みの進捗管理ができ、本計画の期間内に目的の達成と成果の可視化が可能と考えられる施策の中から、以下の視点をふまえ選定します。

◆ 各基本目標の牽引役となる

計画の ４ つの基本目標及び共通目標の実現に向けた取組みを牽引することで、本計画の着実な推進につながるもの

◆ 区特有の環境課題の解決に大きく貢献する

高密都市や国際化など、区の特性に起因する環境課題の解決を具体的に進めていくもの

◆ 様々な主体による取組みと連携・協働を促す

区民や事業者等の関連各主体による主体的な取組みと連携・協働を促進し、計画の取組み全体の底上げを図っていくもの

◆ 中長期的な取組みを展開する

計画期間にとらわれず、将来にわたって良好な環境の維持・保全に貢献するもの

◆ SDGs への貢献

SDGs が掲げる環境に関連するターゲットの実現に貢献するもの

3）重点施策

重点とする施策は以下のとおり選定しました。

基本目標Ⅰ	●再生可能エネルギーの利用促進 ●家庭における環境にやさしい行動の普及促進 ●事業者における環境にやさしい行動の普及促進 ●災害等への備え 省エネルギー、再生可能エネルギー導入の取組みや、気候変動により生じる影響への対策を重視とします。
基本目標Ⅱ	●生物多様性保全のための学習・参加の場の提供 ●地域が参加するみどりのまちづくり ●地域の人に親しまれる環境の創出・保全 区民が自然環境に触れる機会の提供、みどりに関わる人のつながりを形成する人のネットワークを重視します。
基本目標Ⅲ	●リデュース・リユースによるごみの排出削減 ●区民・事業者への啓発・情報発信 リデュース・リユースの優先実施と、一人ひとりが責任をもって、ごみを適正に分別し、排出するため、区民・事業者へ啓発・情報発信することを重視します。
基本目標Ⅳ	●公害対策 ●化学物質の適正管理 ●路上喫煙・ポイ捨て防止対策 ●清掃・美化活動の推進 区民一人ひとりの環境意識の高まり、人々が安全で快適に過ごすために、路上喫煙・ポイ捨ての減少やクリーンな大気環境を保つことを重視します。
連携・協働	●職員の意識・行動改革 ●区有施設等の CO_2 削減 ●環境行動力向上のための普及啓発 ●環境教育・環境学習の推進 ●事業者・行政の連携強化 区の率先行動及び、区民一人ひとりが環境を自分事として考え、行動できる土壌を形成するための施策、区民・事業者との連携・協働を重視します。

区民、子ども・若者が選んだ施策

本計画の改定にあたっては、区民の声及び、子ども・若者の声の反映を重視しています。2024年10月に開催した 2024 としまエコライフフェアにおける投票のほか、様々な場面でいただいたご意見に「区民の声マーク」、「子ども・若者の声マーク」を表示しています。 ご意見の詳細は●～●ページへ

「区民の声マーク」　　「子ども・若者の声マーク」

＜各ページの見方＞

各ページの構成が一目でわかるよう
施策体系として、説明文を入れます。

施策体系

本項では、「地球温暖化対策」、「自然共生」、「資源循環」、「快適環境」、「共通目標」の5つの分野ごとの目標の実現に向けて、区民や事業者とともに区が進めていく最も基本となる行動を示す「方針」を掲げ、それぞれの方針に沿って施策の方向と施策を示しています。

また[illegible]くり
として[illegible]

各ページの見方を説明

ップして
ます。
わかりやす

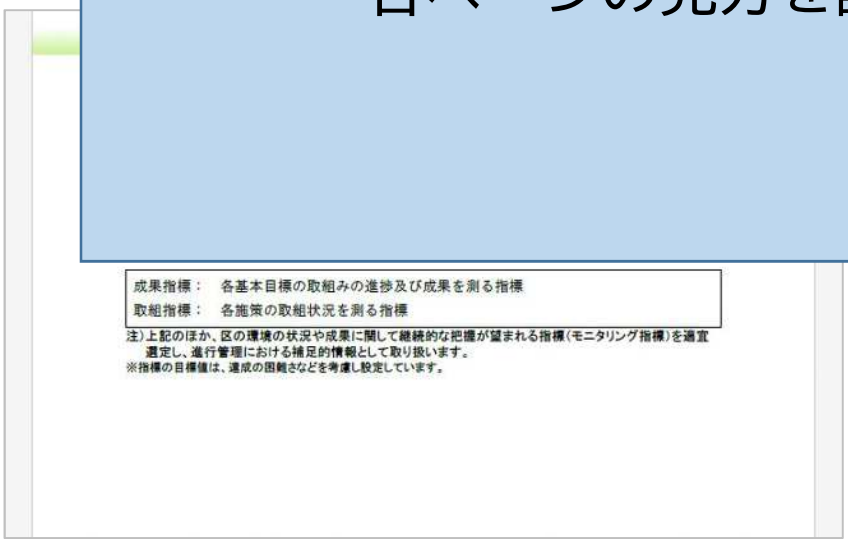

成果指標：	各基本目標の取組みの進捗及び成果を測る指標
取組指標：	各施策の取組状況を測る指標

注）上記のほか、区の環境の状況や成果に関して継続的な把握が望まれる指標（モニタリング指標）を適宜選定し、進行管理における補足的情報として取り扱います。
※指標の目標値は、達成の困難さなどを考慮し設定しています。

基本目標Ⅰ　地球温暖化対策

地球温暖化を取り巻く動向

気候危機への対策は急務に

近年、地球温暖化が加速する中、世界中で熱波、大雨、干ばつなどの異常気象による大規模な災害が多発しています。日本においても、記録的な猛暑や、大型台風、集中豪雨による自然災害などが発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。
このまま地球温暖化が進行してしまうと、熱波や豪雨などの極端な現象の強度と頻度の増加、海面水位の上昇など事態はさらに深刻になっていくことが予測されており、人類や生態系※が受ける影響のリスクは非常に大きなものとなります。

さらに、その影響は異常気象や自然災害にとどまらず、社会や経済にも大きな影響を与えます。例えば、干ばつの影響により食料や水を安定して確保できなくなれば、貧困化や難民の発生、紛争の火種となります。

海面水位の上昇により、都市が水没すれば、多くの人々が移住や避難を強いられ、施設やインフラが使用できなくなり、経済的損失に苦しむことになってしまいます。世界、そして日本においても、まさに「気候危機」ともいうべき状況に直面しています。

◆気温の変化

世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら 100 年あたり 0.75℃の割合で上昇しています。日本においても、年平均気温は 100 年あたり 1.26℃の割合で上昇しています。さらに東京都（東京管区気象台（千代田区））では、都市化によるヒートアイランド現象※の影響もあり、100 年あたり 2.5℃上昇しています。また、豊島区においても近年の気温は上昇傾向が見られます。

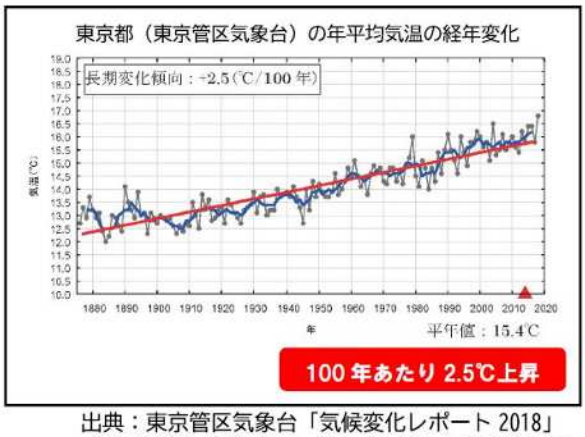

出典：東京管区気象台「気候変化レポート 2018」
（※東京管区気象台は、2014 年 12 月に観測場所を移転しており、図中の移転前の値と平年値は補正を行っている。移転があった時期：▲）

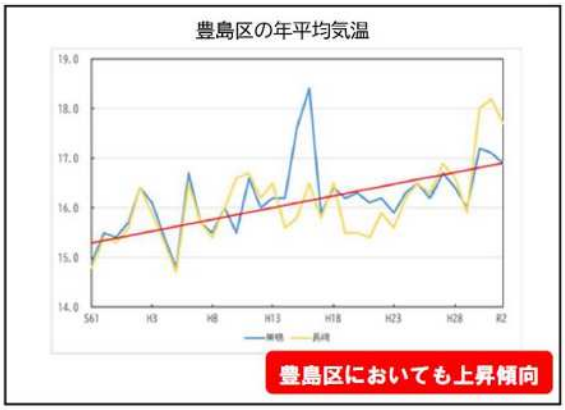

豊島区環境保全課観測データよりグラフ作成
（※平成 25 年度は巣鴨測定室の気象計故障のため、長崎測定室の記録を記載。）

※. 生態系：ある地域に生息・生育するすべての生物とこれに相互に作用し合う非生物環境をひとまとめにし、一つの機能系（システム）とみなしたもの。地球上の生物は全てこのシステムの構成員であり、太陽光を使って無機物から有機物をつくる植物（生産者）、それを食べる消費者、死体や廃棄物を分解する分解者が食物連鎖（食物網）を構成し、エネルギーの流れ、物質環境が起こってる。されに気象、地形などもシステムの構成要素であり、自然界のバランスが維持されている。

※. ヒートアイランド現象：都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人口排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。

ゼロカーボンシティ実現に向けた取組み

環境への取り組みが地球規模で喫緊の課題となっている中、脱炭素社会の実現を目指し、多くの国が 2050 年までにゼロカーボンを実現することを表明しています。日本では 2020 年 10 月に、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。さらに 2021 年 4 月には、2030 年度の温室効果ガス目標を「2013 年度比46%削減」することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことを表明しました。

この実現に向けて国内においても、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しており、2024 年 6 月時点で 1112 自治体に上ります。豊島区においても率先してこの課題に対応すべく、ゼロカーボンシティを目指すこととし、環境政策を加速させてきました。

1）豊島区ゼロカーボンシティ宣言

国内外で2050年ゼロカーボンの動きが加速する中、令和2年7月に SDGs未来都市に選定された豊島区は、脱炭素社会の実現に向けて、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを令和 3 年 2 月に表明しました。23 区で 3 番目、都内で 4 番目の宣言となります。

2）2050としまゼロカーボン戦略の策定

2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた方向性を定め、区の環境施策をさらに加速させていくため、令和4年7月に「2050としまゼロカーボン戦略」を策定しました。本戦略で 2030 年度における区内の温室効果ガス排出量の削減目標を「2013 年度比50%削減」に引き上げました。

本戦略内での目標値は、環境基本計画に統合します。

2050 としまゼロカーボン戦略

3）環境基本条例の改正

脱炭素社会実現に向け、さらに一歩をふみ出すため、令和5年4月には、環境基本条例を一部改正しました。2050 年脱炭素社会実現のため、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現を区、事業者、区民が、それぞれの役割・責任を果たしながら協働して取り組むことを明記しました。

温室効果ガスの削減目標

本環境基本計画においては、これまでの取組を踏まえ、ゼロカーボンシティ実現に向けて目標や施策の見直しを行います。

また、豊島区ゼロカーボンシティ宣言及び2050としまゼロカーボン戦略を踏まえ、本計画における、2030 年度における温室効果ガス排出量削減目標を 2013 年度比 50%削減とします。

温室効果ガスの削減目標

2030 年度における温室効果ガス排出量削減目標

2013 年度比 **50%削減**

削減目標の考え方

豊島区の「2050 としまゼロカーボン戦略」策定前の温室効果ガス排出量削減目標は、「2030 年度の排出量を 2013 年度比 39%削減」でした。これまでの温室効果ガス排出量の実績と、2030 年度の目標値から 2050 年度の排出量を推計すると、約 32 万トン残る見込みです。これをゼロとするためには、逆算すると 2030 年度の排出量を 96 万 7000 トン(2013 年度比 46.3%削減)にすることが必要です。

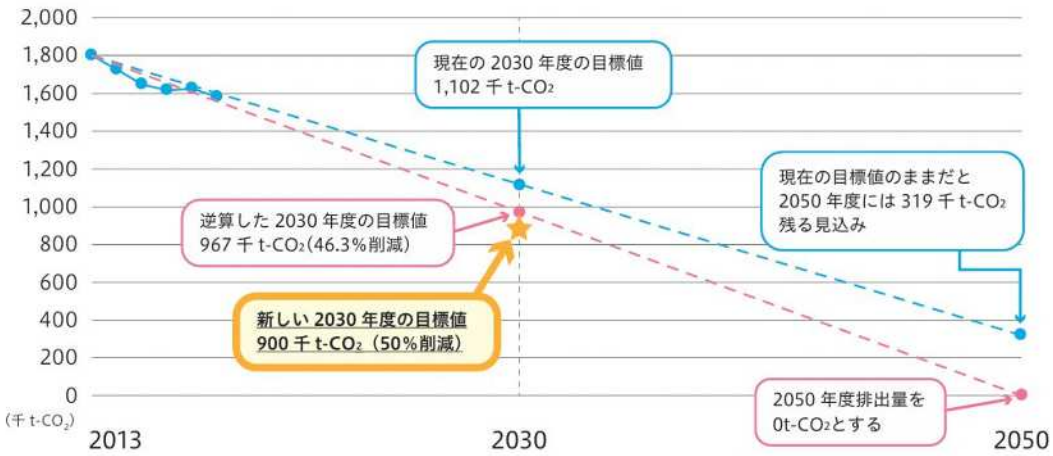

国は 2013 年度比 46%削減の目標を掲げ、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けるとしており、東京都においても、2030 年カーボンハーフの目標を掲げていることから、区としても 2030 年度における温室効果ガス排出量について 2013 年度比 50%削減を目指します。

ゼロカーボンとは？

　ゼロカーボンとは、地球温暖化の原因である二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの「排出量」を可能な限り減らした上で、残った「排出量」を植樹やみどりの保全などによる「吸収量」確保によりマイナスし、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。
（※他にも「カーボンニュートラル」、「カーボンネットゼロ」、「実質ゼロ」、「正味ゼロ」といった表現もあります。）

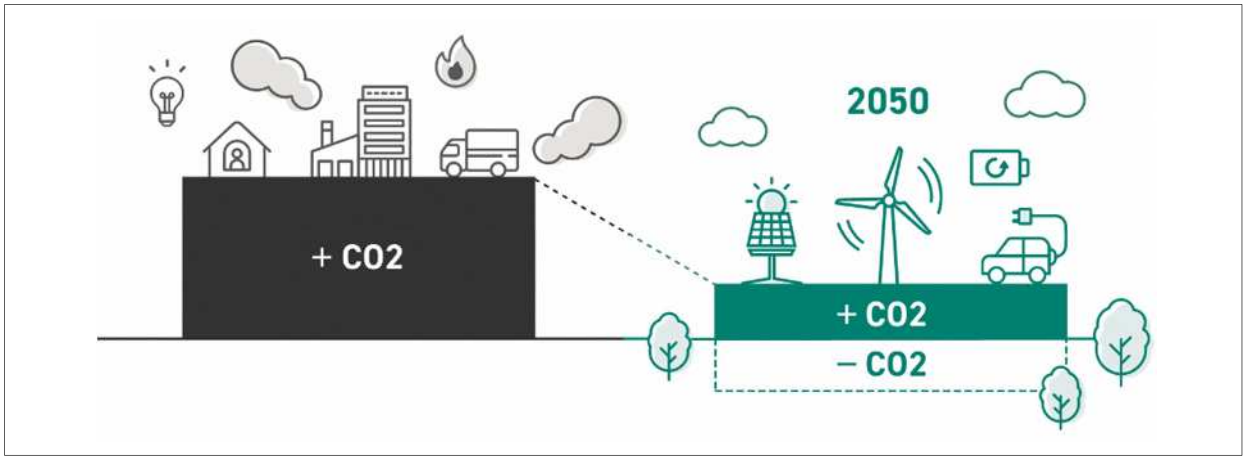

「ゼロカーボンのイメージ図」　出典：環境省 脱炭素ポータルホームページ

包含計画

基本目標Ⅰ　地球温暖化対策では、以下の計画を包含することとしています。

- 豊島区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策推進法」第21条第3項に基づき、「豊島区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として策定するものです。

- 豊島区気候変動適応計画（気候変動適応法）

第十二条に基づき、その区域における自然経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画を策定するよう努めるものです。

現状と課題

◆温室効果ガスの排出量の推移

区の温室効果ガス排出量は平成25年度（2013年度）をピークに減少傾向

令和3年度における豊島区の温室効果ガス排出量は、147万2千t-CO2eq でした。平成25（2013）年度比では 18.2%の減少となっています。

温室効果ガス排出量の約 90%を占める CO2 の排出量は、128 万 3 千tとなっています。平成 25 年度比では 24.4%の減少となっています。令和 3 年度に微増はあるものの、減少傾向が続いています。

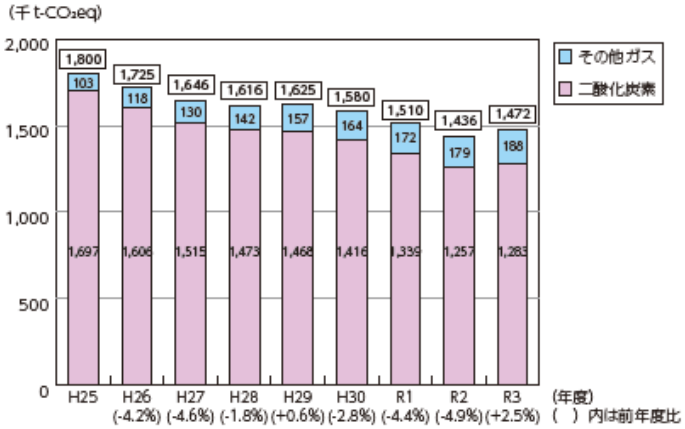

（出典）オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」提供データより作成

◆エネルギー消費量の推移

区の CO2 排出量は平成25年度（2013年度）をピークに減少傾向

令和 3 年度のエネルギー消費量は 13,419TJ※（テラジュール）でした。令和3年度は前年度比 1.1%増となっていますが、豊島区のエネルギー消費量は、近年減少傾向です。

エネルギー消費は、CO_2 の主要な排出源となってしまいます。CO_2 排出を抑制するため、その発生源であるエネルギー消費量をこれまで、以上に削減していくことが大切です。

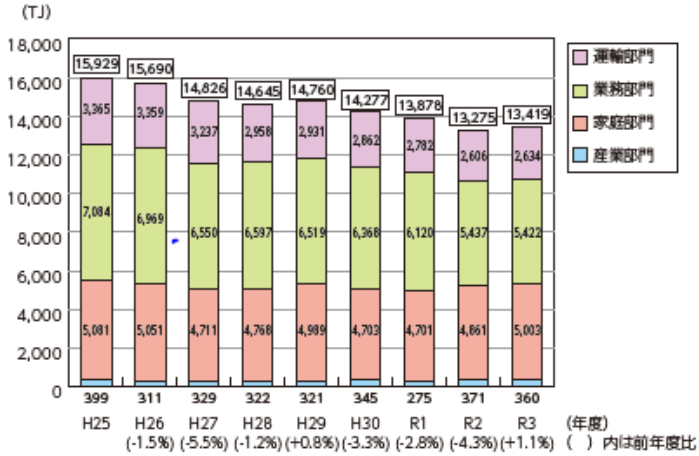

（出典）オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」提供データより作成

※.TJ（テラジュール）：エネルギーや電力量の単位であるジュールの１０^{12}倍。

◆部門別 CO2 排出量の推移

区の CO2 排出量や構成割合は業務・家庭部門が高い傾向

令和 3 年度の CO2 排出量は、平成 25 年度比で 24.4%の減少となっています。部門別で見ると、運輸、業務部門において減少傾向が見られます。

2050年にゼロカーボンを達成するためには、部門別割合の高い、業務部門や家庭部門でのさらなる削減に対する取組みが必要です。

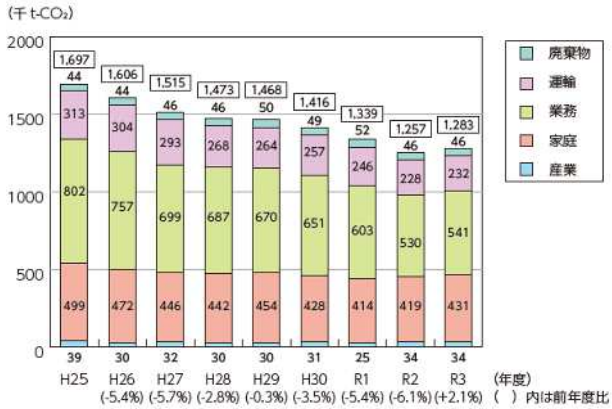

（出典）オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」提供データより作成

◆2030 カーボンハーフ達成のための目安値

おおむね順調に推移

2013 年度実績 1800 千 t -CO2eq
2030 年度目標 900 千 t -CO2eq

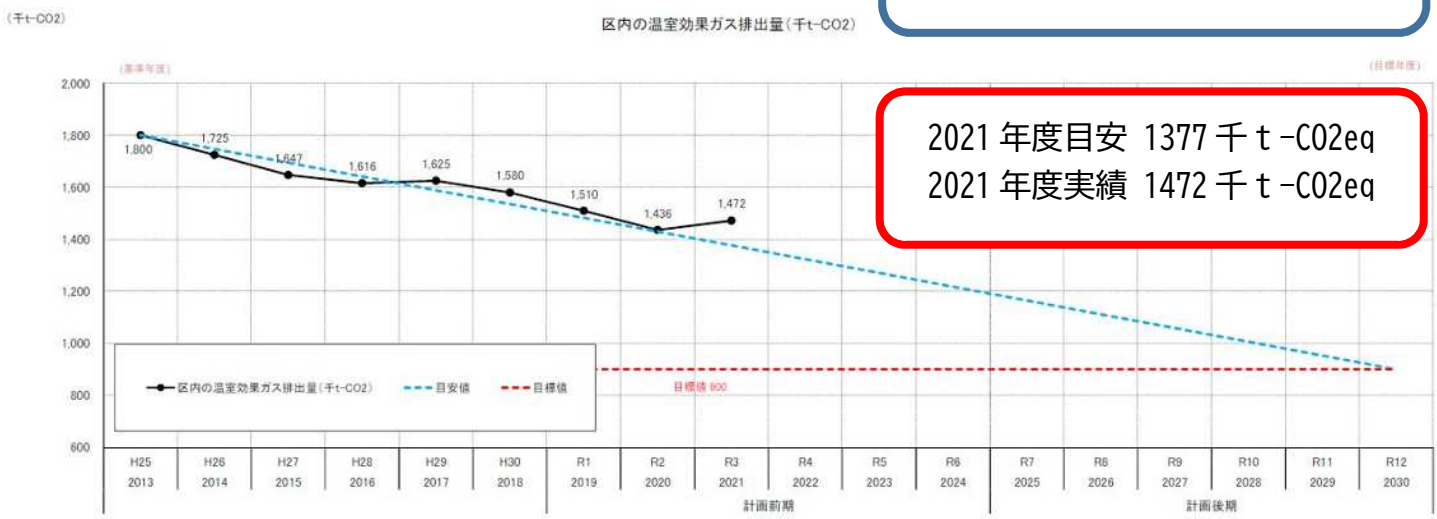

2021 年度目安 1377 千 t -CO2eq
2021 年度実績 1472 千 t -CO2eq

2030年度の温室効果ガス排出量を、900千t-CO2eq(2013年度比50%削減)まで削減するための、各年度の目安値です。令和2(2020)年度までは、ほぼ目標値を達成しています。令和3(2021)年度は増加傾向がありましたが、2030 年カーボンハーフに向けておおむね順調に推移しています。

温室効果ガス排出量の将来推計

温室効果ガス排出量の将来推計（新たな対策を講じない場合）

今後、新たな対策を講じない場合（現状すう勢ケース）、これまでの温室効果ガスの排出状況を踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出量は、1,652 千 t-CO_2 eq であり、2013 年度比で 8.2%減少すると推計されます。

二酸化炭素のみで見た場合、1,339 千 t-CO_2 eq と、2013 年度比で 21.1%減少すると推計されます。

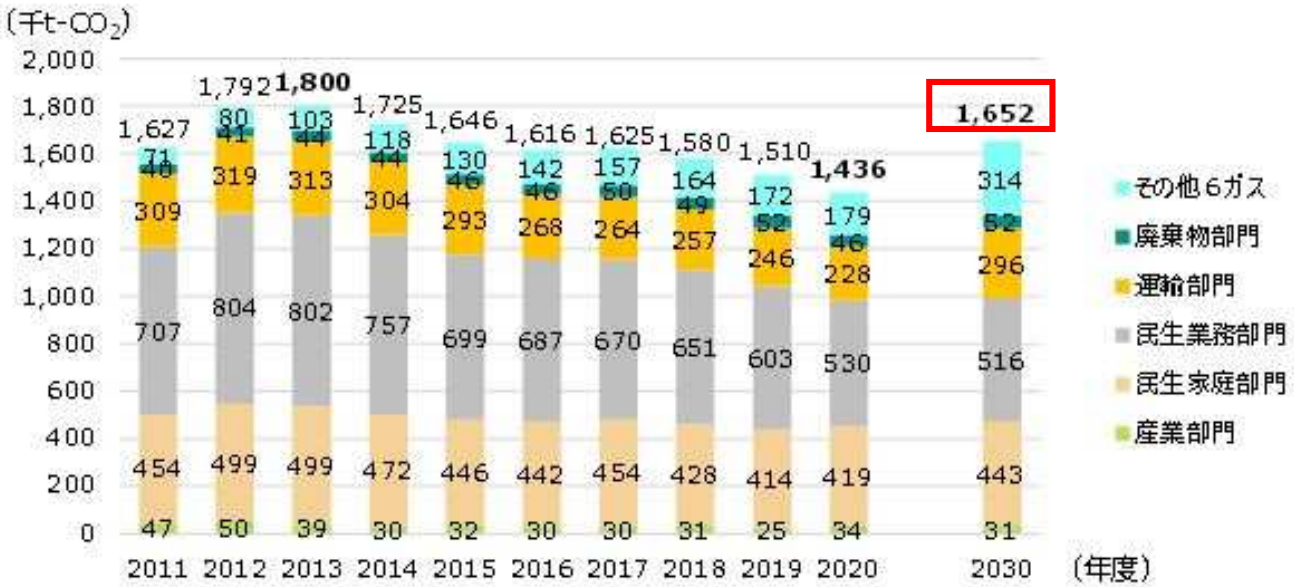

算出方法

・二酸化炭素：オール東京 62 市区町村共同事業により提供されている「将来推計ファイル」を用い、「エネルギー消費量当たり CO2」及び「単位活動量当たりエネルギー消費量」は変化しないものとし、活動量の変化率から 2030 年度の現状すう勢ケースを推計

（将来推計の原則）

現状の単位活動量当たりエネルギー消費量 × 2030 年度活動量 × 現状の単位エネルギー当たり CO_2排出量（排出係数※）

↓ 現状すう勢では変化しない

↓ 現状すう勢では変化しない

（今回の算定方法）上記を踏まえ、直近の排出量に活動量の変化率を乗じて算出

直近の排出量 × 活動量の変化率

※. 排出係数：電気やガスなどのエネルギーの使用によって排出される温室効果ガスの量を各エネルギーの使用量から算出するための換算値のこと。

・その他6ガス：各ガスの排出量を基に、二酸化炭素排出量の推計に倣い、算出。

・2011-2020 の 10 年間の活動量を部門ごとに検証した結果を踏まえた活動量の想定に基づく推計（人口のみ、区の将来人口推計に基づく変化率をもとに推計）

■部門ごとの活動量の想定

<table>
<tr><th colspan="2">部門</th><th>活動量指標</th><th>活動量の想定</th></tr>
<tr><td rowspan="3">産業部門</td><td>農業</td><td>農家数［戸］</td><td>2019 年度から排出量が計上されており、傾向を算出できないため、最新の値である 2020 年度の値で固定</td></tr>
<tr><td>建設業</td><td>新築着工面積［㎡］</td><td rowspan="2">近年、明確な増減傾向がみられないため、10 年間の平均値から推計</td></tr>
<tr><td>製造業</td><td>製造品出荷額［万円］</td></tr>
<tr><td colspan="2">家庭部門</td><td>人口［人］</td><td>豊島区基本計画における将来人口推計を基に活動量の変化率を設定</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務部門</td><td>業務用床面積［㎡］</td><td>2011-2020 の実績値のトレンドから推計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運輸部門</td><td>自動車</td><td>自動車走行量［百万台km］</td><td rowspan="2">実績値のトレンドから推計（ただし、新型コロナウイルスの影響により 2020 年度の値は前年に比べて減少が著しいため 2011-2019 年度の実績値を基に算出）</td></tr>
<tr><td>鉄道</td><td>乗降者人員［千人］</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃棄物部門</td><td>焼却ごみ量［t］</td><td>近年、明確な増減傾向がみられないため、10 年間の平均値から推計</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他6ガス</td><td>排出量［1000t-CO2eq］</td><td>各ガスの 2011-2020 の実績値のトレンドから推計</td></tr>
</table>

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた取組み

今後、新たな対策を講じない場合、2030年度の温室効果ガス排出量は 2013 年度比で 8.2%減小と推計され、目標を達成することは困難です。そこで豊島区では、国・東京都との連携のほか、区独自での地球温暖化対策の取組みをさらに強化し進めていくことで、2030年度における温室効果ガス排出量について、2013年度比50%削減を目指します。そのため本計画にある個別の施策を着実に進めていきます。

また、この達成のためには区民一人ひとりのライフスタイルの転換が必要となります。これまでの取組みに加え、目標達成に向けて区民の皆様とともに「オールとしま」で、今日からできるエコな取組みをはじめましょう。

ほんの少し

ライフスタイルを　変えてみませんか？

毎日の暮らしのなかで、私たちがどのくらいの CO_2 を排出しているか、ちょっとだけ覗いてみましょう。
地球にやさしい暮らしの実現に向けて　いま、できることから　はじめてみませんか？

家庭ではさまざまな機器を使うために、エネルギーが使われています。
どこでどのくらい使われているかを知って、上手に省エネをしましょう。

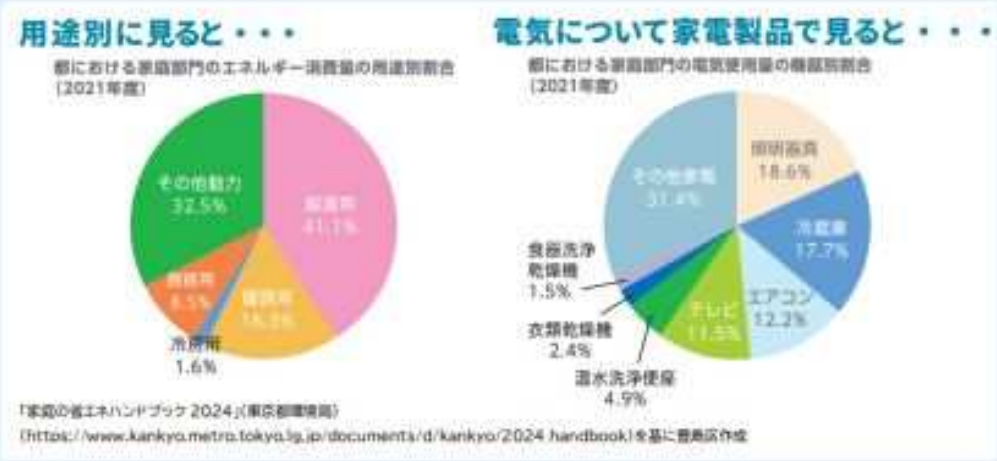

使い捨てペットボトルから
マイボトルに切り替える　年間の CO_2 削減量…29kg/人

※使い捨てペットボトル（500ml）をマイボトルに変えて
　年間 246 回使った場合

年間で 36,900 円※も節約できるよ！
※ 1 本あたり 150 円を年間 246 日購入した場合

食べきれない量から
食べ残しをなくす

※家と外食の食品ロスがゼロになった場合

年間の CO_2 削減量…54kg/人

無分別から
ごみを分別して捨てる

※豊島区の家庭から出るプラスチックをすべて資源
　としてリサイクルした場合

年間の CO_2 削減量…11kg/人

ご近所なら、電車や車を使う生活から
徒歩や自転車を併せて使おう　年間の CO_2 削減量…4.1kg/人

※一駅分（電車で1km 移動）、徒歩や自転車を利用した場合

電車を利用した場合と比べると
約 71,800 円～87,500 円※ 節約できるよ！
※ 年間 246 日、通勤・通学した場合（※土日祝を除く、IC 利用）

冷蔵庫にものを詰め込みすぎない

※詰め込んだ場合と半分にした場合

年間の CO_2 削減量…**21.4kg**/世帯

冷蔵庫の中が見えると賞味期限切れや食品ロスの防止にもつながるよ

冷房時の室温は 28℃を目安にする

年間の CO_2 削減量…**14.8kg**/世帯

30.2kWh の省エネ効果に加えて年間 970 円※1 節約できるよ！
フィルターをこまめに（月 2 回程度）掃除することで、さらに年間 1,030 円※2 の節約につながるんだって！

※1 外気温 31℃の時、エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を 27℃から 28℃にした場合
（使用時間：9 時間/日）
※2 フィルターが目詰まりしているエアコン（2.2kWh）とフィルターを清掃した場合の比較

お湯を出しっぱなしの生活から

食器洗いのお湯の量を減らす

年間の CO_2 削減量…**20.9kg**/世帯

ドライヤー使い放題の生活から

ドライヤーの使用時間を 1 日 1 分間減らす

年間の CO_2 削減量…**3.6kg**/世帯

金額に換算すると年間 240 円※ 節約できるよ！
※ ドライヤー（1,200W）を使用する時間を 1 日 1 分間短縮した場合

豊島区に住むみなさんですべて取り組むと・・・

年間の家庭からの二酸化炭素排出量を約 **10%** も減らせます！

（家庭での二酸化炭素排出量約 43 万 1 千トン（2021 年度）のうち約 4 万トンを削減）

資料：環境省「COOL CHOICE ウェブサイト」「ゼロカーボンアクション30」「リユース可能な飲料容器およびマイカップ・マイボトルの使用に係る環境負荷分析について（平成23年4月）」、東京都「家庭の省エネハンドブック」、豊島区各種統計を参考に作成。なお、人口・世帯数は令和 6 年 6 月時点の住民基本台帳による。

目指す姿

◆区民や事業者の環境問題への意識が高く、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入が進み、各主体の日常生活や事業活動において脱炭素化が進んでいる。

◆暑熱軽減や雨水対策など、気候変動により生じる影響への対策等が進んでいる。

目標達成に向けた施策

施策の方向	施策
Ⅰ-1 脱炭素に向けた環境にやさしい行動を促進する	Ⅰ-1 ①再生可能エネルギーの利用促進 ②家庭における環境にやさしい行動の普及促進 ③事業者における環境にやさしい行動の普及促進
Ⅰ-2 脱炭素のまちをつくる	Ⅱ-2 ①交通環境の改善 ②自転車利用の促進 ③建築物の環境配慮 ④脱炭素化に向けたまちづくりの推進
Ⅰ-3 気候変動に適応するまちをつくる	Ⅱ-3 ①暑熱環境対策 ②災害等への備え

取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2030 年度）
・ 家庭への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数（累計）	976	3,100
・ 事業所への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数（累計）	75	180
・ としま低炭素モデル地区基準を満たす地区（累計）	3	4
・ 遮熱性舗装の整備済面積（㎡）	42,885	53,500
・ 雨水流出抑制対策済量（㎥）	63,271	132,000

・ 校庭への熱交換塗料等の使用小学校数	19	20（2029 年度）
・ 高齢者への熱中症予防訪問件数（件）	6,408	6,000
・ 熱中症に関する講座等の参加者数（人数／年・累計）	60	940

【成果指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2030 年度）
・ 区内の温室効果ガス排出量（千 t- CO_2eq）	1,472（2021 年度）	900
・ 区内のエネルギー消費量（TJ）	13,419（2021 年度）	7,985
・ 区内の太陽光発電※設置容量（kW）	8,269	32,500
・ 区内の太陽光発電設置件数（件）	1,792	3,239
・ 家庭、住民一人ひとりの防災意識や災害発生時の行動力が高まっている」と思う区民の割合	12.8	25
・ 熱中症による救急搬送者数	196	減少

※. 太陽光発電：シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法。

施策

Ⅰ-1 脱炭素に向けた環境にやさしい行動を促進する

再生可能エネルギーを積極的に活用することで、温室効果ガス排出量の削減につながり、環境に与える影響を軽減することができます。

そのため、再生可能エネルギーなど、環境負荷の少ないエネルギーの普及と活用に取り組みます。エネルギーを取りまく環境は日々変化しているため、水素エネルギー※等の新しい技術や、再生可能エネルギーの導入支援制度等について、普及啓発を行います。

また、省エネルギーの取組みにより、日常で使用するエネルギーを減らすことも重要です。一人ひとりの省エネに対する意識の啓発に取り組みます。

施策

①再生可能エネルギーの利用促進

●再生可能エネルギー設備及び省エネルギー機器等の導入支援

住宅や事業所に設置される太陽光発電システムや、太陽熱温水器等の再生可能エネルギー設備、蓄電システムや家庭用コージェネレーション※システム（エネファーム）など省エネルギー機器の設置費用を補助し、導入を支援します。

●再生可能エネルギー・新エネルギー等に関する普及啓発

再生可能エネルギーに関する区民の理解を促進し導入へとつなげるため、普及啓発を行います。また、国や東京都が率先して導入を進めている水素エネルギーに関して、イベントやセミナーなどの機会を利用して情報発信を行い、水素エネルギーになじみの少ない区民や事業者への普及啓発を図っていきます。

コラム

再エネオークション掲載予定

※. 水素エネルギー：水素は次世代エネルギーの一つで、様々な資源からつくることができ、エネルギーとして使用しても二酸化炭素を排出しないという特徴がある。太陽光発電や風力発電など、季節や時間帯によって使い切れない再生可能エネルギーから水素をつくるアプローチも注目されている。水素は、家庭用燃料電池（エネファーム等）や、燃料電池自動車などのエネルギーとして使われている。

※. コージェネレーション：天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房、給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約７５～８０％と、高い総合エネルギー効率が実現可能。

②家庭における環境にやさしい行動の普及促進

家庭のエネルギー使用によって排出される温室効果ガスは、区全体の排出量の約３割を占めます。しかし、世帯数の増加と世帯人員の減少などの影響もあり、温室効果ガスの排出量が減少しにくい実態があります。

具体的な対策として、各家庭における環境に配慮した設備・機器などの活用を促進するため、住宅用の省エネルギー機器等の導入費用の助成を行います。また、区民一人ひとりが省エネ対策や環境に配慮した行動に取り組むことができるよう、情報提供や啓発を行っていきます。

●環境配慮・省エネ対策への支援

各家庭において省エネルギーを実行する具体的な方法として、蓄電システム、家庭用燃料電池※コージェネレーションシステム（エネファーム）、住宅用エネルギー管理システム（HEMS※）、窓の断熱改修、雨水貯水槽などの設備・機器等の設置に対する助成を行います。また、集合住宅共用部分に対しては、太陽光発電システム及び LED※照明器具の導入費用の一部を助成します。

●環境配慮・省エネ対策の普及啓発

日本は、2030 年度の CO2 排出量を 2013 年度から 46%削減することや、2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。この目標を達成するべく、政府は、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（愛称『デコ活』）を開始しました。豊島区もこの取組みに賛同し、デコ活宣言を行いました。区民への『デコ活』の認知度を高めるため、具体的な取組みを掲載したチラシを作成し、区内施設やイベント等で配布するなど、PR 活動を行い、環境への取組みを促進しています。

ファーマーズマーケット（「デコ活」啓発）

「デコ活」ロゴマーク

※. 燃料電池：水素と酸素との電気化学反応によって、直接、電気エネルギーに変換すること。

※. ＨＥＭＳ：家電や照明などのエネルギー消費量を可視化し、各機器の運転を最適な状態に制御することで、省エネやピークカットの効果をねらう仕組み。

※. LED：光ダイオードと呼ばれる半導体素子のこと。光ダイオードを使用した照明器具は、白熱灯や蛍光灯に比べ、長寿命で電力消費も少ないことが特徴。

③事業者における環境にやさしい行動の普及促進

オフィスビル等の業務部門のエネルギー使用によって排出される温室効果ガスは、区全体の排出量の約4割を占めており、区内事業所とそこで働く人々による、温室効果ガス排出量の削減を促進する必要があります。

そのため、事業所における環境に配慮した経営の促進、省エネルギー型設備・機器等への更新や新規導入に対する助成など、区内の事業者がそれぞれの特性に応じて取り組むことができるよう支援していきます。また、区内事業所の日々の業務における省エネ型の働き方を促すため、情報提供などを進めます。

●環境配慮・省エネ対策への支援

事業所における環境に配慮した経営に関する認証「エコアクション 21※」取得費用の助成を行うとともに、認証取得の契機となるよう、認証制度の周知を行います。また、省エネルギー診断の結果に基づいて既存の設備を省エネ性の高いものに更新する中小規模事業者に対して、設置費用の一部を助成します。区内商店街における省エネ対策としては、装飾灯等の 2 分の 1 以上を LED 街路灯に改修するなど、温室効果ガス削減に取り組んだ商店会等に対して、電灯料の補助率を 80%に引き上げており、今後もさらに普及に努めます。

●環境配慮・省エネ対策の普及啓発

区内事業所に対して、省エネルギーの推進を呼びかけ、区内で働く一人ひとりが省エネ対策や環境に配慮した行動に取り組むことができるよう、情報提供や啓発を行っていきます。また、国や東京都、区が実施する省エネ対策の支援制度等の情報を発信するなど、具体的な省エネ対策につながるよう、普及啓発を進めます。

Ⅰ-2 脱炭素のまちをつくる

温室効果ガス排出削減は、個人の行動や個別の設備導入だけでなく、交通環境や建築物などを含めたまち全体で進めていく必要があります。

区が進める都市整備の中で、低炭素化につながる公共交通、自転車交通などの環境整備を行い、区内の建築物の環境配慮やエネルギーの有効利用を促進するなど、環境に配慮したまちづくりを進めます。

施策

①交通環境の改善

※. エコアクション２１：中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定したガイドラインに基づく、事業者のための登録制度。。

池袋駅周辺の都市再生に際しては、歩行者優先のまちづくりを進め、多様なモビリティとの連携や、「池袋地区駐車場地域ルール」の適用による駐車施設の適正な整備、既存の駐車施設の有効活用を図り、人中心の交通環境の構築を進めています。

区内全域では、公共交通のあり方を検討し、低炭素化に繋がる公共交通の利用促進を図るための環境整備を推進していきます。

グリーン大通り広場化イメージ

② 自転車利用の促進

日常生活のなかで移動する際の手段や方法を工夫する事で、まちなかの移動時など意外と早さや快適さ、これまで気付かなかった便利さに気が付くことができます。地球にやさしい移動の実践に向け、温室効果ガス排出量の少ない交通手段である自転車の利用を促進します。

自転車を安全に利用できるよう、交通事故や自転車走行空間の情報に基づき、国や東京都、警察と共に、地域に根差した効率的で効果的な交通安全対策を推進し、交通安全の普及啓発に取り組みます。また、交通ルールの遵守・マナー向上、保険の加入や高齢者の自動車運転免許の返納、ヘルメット着用を促すため購入補助制度の活用を推進していきます。

③ 建築物の環境配慮

国や東京都の制度と合わせて、建築物の省エネ化・環境配慮を促すような情報提供・支援等を行っていきます。「都市の低炭素化の促進に関する法律※」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定や、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律※」（建築物省エネ法※）における建築物エネルギー性能基準への適合義務は、2025 年4月以降に着工する全ての建築物（10m²以上）の新築・増築が対象となり、エネルギー使用の効率性等、CO_2 排出抑制に役立つ建築物の促進が期待されます。

④ 脱炭素化に向けたまちづくりの推進

鉄道駅周辺など、商業・業務などの都市機能が集積しエネルギーを多く消費する場所において、都市開発の機会を捉えて、地域冷暖房※やコージェネレーションシステムの導入、未利用エネルギー※の活用などを含め、複数の建物間での面的なエネルギー利用を促進します。引き続き「としま低炭素モデル地区基準」を設定し、低炭素まちづくりを推進していきます。

また、交流都市等と連携し、区外における森林整備等によるカーボン・オフセット※事業を実施していきます。

※. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）：住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的とした法律で、2015 年に交付された。

※. 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）：まちづくりに、地球環境に優しい暮らし方や少子高齢化社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくための第一歩として制定され

※. 地域冷暖房：一定地域内の建物群に熱供給設備（地域冷暖房プラント）から冷水・温水・蒸気などを地域導管を通し　　給湯などを行うシステム。

※. 未利用エネルギー：河川水・下水等の温度差エネルギーや、工場などの排熱といった、これまで利用されていなかったエネルギーのこと。例として、生活排水や中・下水の熱、清掃工場からの排熱、変電所の排熱、河川水・海水の熱、工場の排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、雪氷熱などがある。

※. カーボン・オフセット：自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる方法のこと。

コラム

ZEB

近年、自治体や企業などの環境配慮活動の一環として、エネルギー性能や建物利用者の健康・快適性等に優れた ZEB への取組が注目されています。

ZEB とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

区有施設についても、新築・改築を行う施設については、建物の用途や特性等を踏まえ、 可能な限り ZEB 化を目指し、検討していきます。（共通目標　P.●●参照）

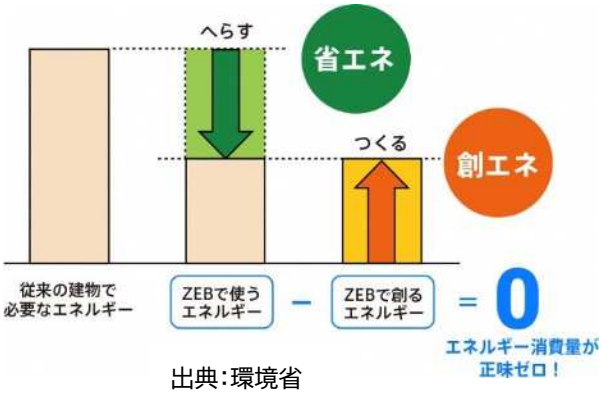

出典：環境省

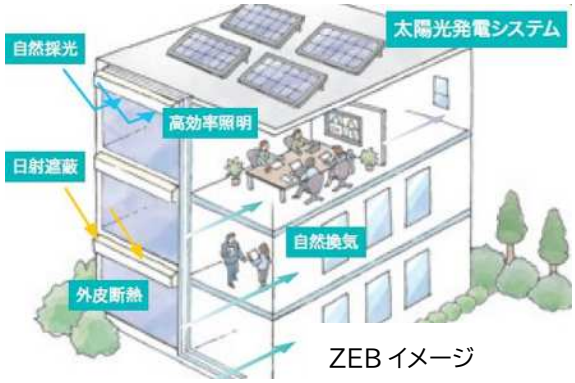

ZEB イメージ

Ⅰ-3 気候変動に適応するまちをつくる

世界的な気候変動の影響により、異常気象による災害が頻発しており、その被害は激甚化しています。区民生活にも台風被害や熱中症などをはじめ、様々な形で影響しており、気候変動に適応しながら、健康への影響や災害による被害を防ぐための取組みが必要です。

気温上昇やヒートアイランド現象等の影響に伴う夏の暑さを緩和するため、路面温度上昇の抑制やまち中の涼しさの創出、熱中症対策に取り組むとともに、都市型災害の防止のための浸水対策や、災害時のエネルギー確保に取り組みます。

気候変動の「適応策」とは？

気候変動に対する取組には、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、現在もしくは将来予測される影響に対処する「適応策」の2種類があります。

気候変動の影響は、集中豪雨や大型台風などによる都市型水害、気温上昇による熱中症の発生、その他感染症の媒介動物の増加など、既に現れています。こうした影響は、温室効果ガス排出量の削減を進めても、すぐに改善されるわけではありません。今と同じ生活環境を保つ、またはより良い生活環境にしていくために、既に現れている、もしくは将来的に予測される気候変動の影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整して、被害を最小限にするための取り組み、すなわち「適応策」を実施していくことが必要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

施策

① 暑熱環境対策

ヒートアイランド現象を緩和するため、道路の路面温度上昇を抑制する遮熱性舗装や蒸発散効果を持つグリーンインフラの整備、建築物の配置の工夫などとあわせた、涼やかな風を感じることができる「風の通り道」の形成に取り組みます。また、公共施設の緑化、都市開発に合わせた大規模民間施設の緑化や、屋上・壁面緑化※など都市を冷やすクールスポットを創出します。そして、区民に対して、夏の暑さをやわらげる緑のカーテン※づくりや打ち水の実施を呼びかけ、イベントや啓発講座等を実施していきます。

打ち水風景　応募写真

熱中症対策

熱中症対策

熱中症警戒アラート等をはじめとした国の熱中症予防に関する取組みを活用しながら、区のホームページや SNS、広報紙等のあらゆる媒体で暑さ指数や熱中症予防の啓発を行っていきます。あわせて、区内の公共施設等を「クーリングシェルター」および「涼みどころ」として、厳しい暑さを一時的にしのぐための場所として開放します。また、熱中症対策をするうえで必要な知識を学べる講座を実施し、熱中症対策を普及・啓発する人材を増やしていきます。

涼みどころ

熱中症対策本部を設置し、全庁で情報を共有しながら熱中症対策に取り組んでいきます。

高齢者への熱中症予防訪問

75 歳以上の一人暮らし高齢者を熱中症から守ると共に、何らかの支援や見守りが必要な方を各種サービスや見守り活動などにつなげていくことを目的に、民生委員・児童委員や高齢者総合相談センターの見守り支援事業担当職員が個別に訪問し、熱中症対策のリーフレットやグッズなどを配付しています。

※. 屋上緑化・壁面緑化：建築物等の屋上などに植物を植えて緑化することを屋上緑化という。同じように、建築物等の外壁を緑化することを壁面緑化という。屋上緑化や壁面緑化は、都市におけるヒートアイランド現象の緩和、美しく潤いのある都市空間の形成、都市の低炭素化等の観点から、全国的に取組みがすすめられている。

※. 緑のカーテン：つる性植物を建築物の壁面を覆うように育てて、緑化を行うもの。条件により異なりますが、日射を遮り室内の温度を 2℃程度低減し、都市の省電力化に資するほか、風通しがよく目隠しとなるため、窓を開けて室内の快適性を向上させることも期待できる。また、植物に含まれる水分が蒸発することにより、日射による熱を吸収するため、室内のみならず都市の気温低減にも寄与し、都市におけるヒートアイランド現象の緩和による省電力効果も期待で知る。

② 災害等への備え

災害時のエネルギーを確保するため、都市開発の機会を捉えて、複数の敷地や街区単位での建築物の更新を促進し、災害時など、停電が発生した場合にも利用できる、自立・分散型エネルギー※システムの導入を促進します。

災害への備えや被害の軽減策として、大雨や台風などによる被害を防止するため、下水道事業と合わせて雨水の流出量を軽減させるための雨水浸透ます※等の設置を推進します。また、東京都が進める河川や下水道などの浸水対策事業と連携して、透水性舗装※、雨水貯留浸透基盤を持つグリーンインフラの整備や雨水桝の適切な維持管理等を行い、雨水排除能力の向上を図り、集中豪雨などによる都市型水害対策を強化します。

区民・事業者の役割

区民の役割

日々の生活において

・「デコ活」（●ページ参照）を心がける
・冷暖房の適正温度設定やマイボトル・マイバックの使用など、省エネルギー行動や環境配慮に努める
・クールビズ・ウォームビズを実施する
・打ち水や緑のカーテン等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をする
・熱中症警戒アラートに注意し、適切に空調を使用する
・防災マップや避難場所、避難経路の確認をするなどを災害への備えを行う

外出する時

・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
・アイドリングストップ等、エコドライブ※に努める

買い替え・建て替えのときなど

・太陽光発電システムの設置や再生可能エネルギー由来の電力への切替により、環境にやさしい電力を取り入れる
・電化製品や機材・設備を購入するときは、省エネ性能が高く、環境負荷の少ないものを選択する
・HEMS、家庭用燃料電池、蓄電システム等を導入し、エネルギーを効率的につくり、蓄え、使う
・電気自動車や燃料電池自動車など環境にやさしい自動車を選択する

※.自立・分散型エネルギー：地域における多様な供給源を活用して、エネルギーの地産地消を行うシステムのこと。遠隔地からのエネルギー供給に伴うリスクを低減することができる。
※.雨水浸透ます：底面に砕石を充填し、集水した雨水をその底面から地中に浸透させるますのことで、雨水を地下に浸透しやすくするためのもの。
※.透水性舗装：道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。
※.エコドライブ：環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用方法のこと。無用なアイドリングをしない、急発進、急加速をしないなどの心がけが含まれる。

事業者の役割

日々の業務において

・冷暖房の適正温度設定やクールビズ・ウォームビズを実施、環境マネジメントシステム※の取得など、省エネルギー行動や環境配慮に努める
・エネルギーマネジメントを実施し、エネルギー使用量の把握と省エネルギーに努める
・打ち水の実施や緑のカーテンの育成等、身近な暑さ対策を行う
・社内研修などを通じ、省エネ対策や再生可能エネルギー等への理解を深める
・従業員に対して熱中症対策を実施する
・テレワーク、オフピーク出勤の導入など、省エネにつながる働き方を取り入れる

移動する時

・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
・アイドリングストップ等、エコドライブに努める
・環境にやさしい自動車を利用する

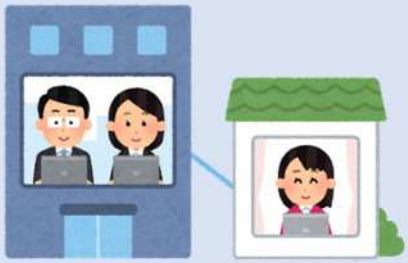

買い替え・建て替えのときなど

・太陽光発電システムの設置や再生可能エネルギー由来の電力への切替により、環境にやさしい電力を取り入れる
・電化製品や機材・設備を購入するときは、省エネ性能が高く、環境負荷の少ないものを選択する
・オフィス機器は、省エネタイプのものを導入する
・高効率な空調設備、照明機器などを導入し、設備機器を適切に維持管理する
・BEMS※（ビルエネルギー管理システム）を導入し、エネルギー使用量の把握や省エネルギーに努め、ZEBready※を目指す。
・電気自動車や燃料電池自動車など環境にやさしい自動車を選択する
・低炭素なエネルギーシステムの利用を検討する
（地域冷暖房、面的エネルギーの導入等）

※.環境マネジメントシステム：事業者が環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に改善していくための仕組みのこと。EMS ともいい、IOS14001 やエコアクション 21 等がある。

※.ＢＥＭＳ：ビルの照明や空調設備などのエネルギー消費の効率化を図るためのシステム。

※.ZEBready　：基準一次エネルギー消費量から 50%以上の削減に適合した建物環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用方法のこと。

※.電気自動車：バッテリーに蓄えた電気をモーターに供給して走行する自動車のこと。走行時に大気汚染物質を全く出さず、走行に伴う騒音も大幅に低減される。

基本目標Ⅱ　自然共生

生物多様性を取り巻く動向

1)生物多様性※

①生物多様性とは

地球上には 3,000 万種類もの生きものがいると言われており、人も含めた多くの種類の生きもの全てが、複雑に関わり合って存在していることを生物多様性といいます。この生物多様性には 3 つのレベルの多様性と、4 つの生態系サービスがあります。

②生物多様性の 3 つのレベル

レベル	内容
生態系の多様性	いろいろなタイプの生態系が、それぞれの地域に形成されていること。 日本にも干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など多様な生態系があります。
種の多様性	いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していること。 地球上には 3,000 万種の生きものが存在すると推定されています。
遺伝子の多様性	同じ種であっても、個体や遺伝子レベルでは違いがあること。 例えばアサリの貝殻の模様が千差万別なのも、遺伝子の違いによります。

③4 つの生態系サービス

生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みは、「生態系サービス」と呼ばれています。人間の暮らしは、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の 4 つの生態系サービスを受けています。生物多様性が失われた場合にはこれらの適切なサービスが受けられなくなる恐れがあり、人の生存にまで影響を及ぼす可能性があります。

供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など人の生活に重要な資源を提供するサービス

調整サービス

気候の緩和や、水の浄化などの環境を制御するサービス

文化的サービス

精神的充実、美的な楽しみ、レクリエーションの機会などを与えるサービス

基盤サービス

供給・調整・文化的サービスの提供を支えるサービス

出典）環境省　生物多様性ウェブサイト「生物多様性広報パネル」

④生物多様性の危機

現在、生物多様性は以下の 4 つの危機にさらされており、自然状態の約 100～1,000 倍のスピードで種の絶滅が進んでいると言われています。

第1の危機：開発・乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
第2の危機：里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
第3の危機：外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱
第4の危機：地球環境の変化による危機

2)世界と日本の主なできごと

◆世界の動向

自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを2030年ミッションに

2022 年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、2010 年に採択された愛知目標※の後継となる、2030 年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、「自然と共生する世界」という 2050 年ビジョンを掲げつつ、その具体的姿を 4 つの 2050 年グローバルゴールで表現しています。また、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」ことを、2030 年ミッションとして掲げました。また、このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動を、3 つのグループから成る 23 のグローバルターゲットとして定めました。

◆国内の動向

2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略を策定

●「生物多様性国家戦略 2023-2030」の閣議決定

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、2023 年3月に策定されました。2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略です。30by30 目標の達成等の取組みにより健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することを目指しています。

※.愛知目標：2010 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された世界目標である「戦略計画 2011－2020」は、2050 年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン（中長期目標）を持って、2020 年までにミッション（短期目標）及び 20 の個別目標の達成を目指すもの。この 20 の個別目標を COP10 の開催地にちなみ愛知目標という。

※.COP：締約国会議（Conference of the Parties）のことで、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されています。気候変動枠組条約の外、生物多様性条約、砂漠化対処条約などの締約国議会があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

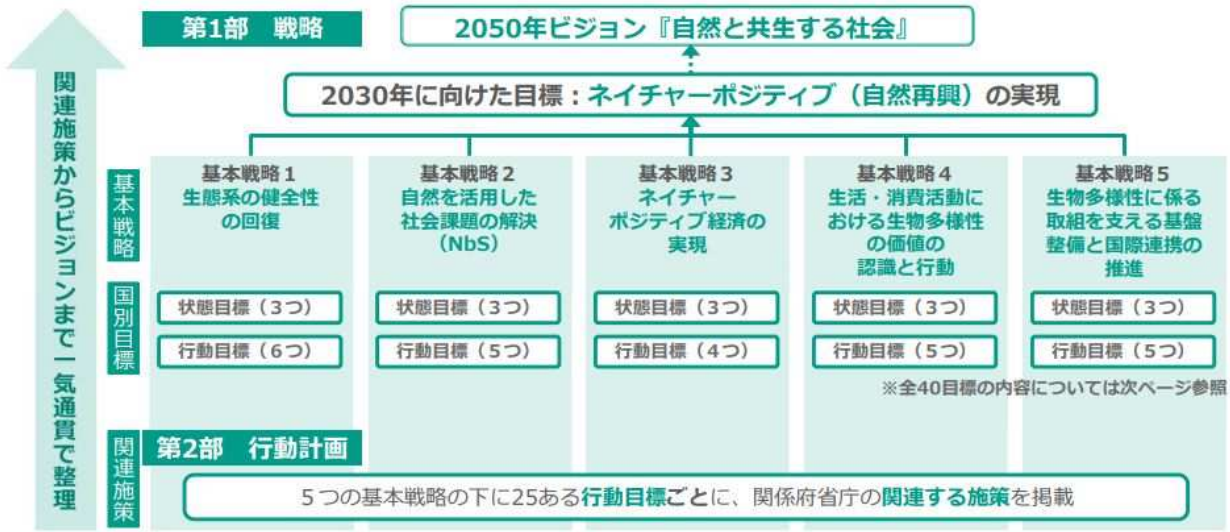

出典）環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」

●「東京都生物多様性地域戦略」改定

東京都では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略 2023-2030」を踏まえ、2023年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定しました。3 つの基本戦略に基づき、行政、都民、事業者、民間団体（NPO・NGO・市民団体等）、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働しながら、取組みを進めていくことにより、2030 年までに、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指しています。

コラム

認証制度　掲載予定

豊島区生物多様性地域戦略

1)位置づけ

本計画では、本節(基本目標Ⅱ)を、「生物多様性基本法」(2008 年法律第 58 号)第 13 条の規定に基づく、豊島区内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として定めるものであり、本節の内容をもって「豊島区生物多様性地域戦略」(以下「本地域戦略」という。)として位置づけます。

また、生物多様性の保全においては、多岐にわたる分野との連携が重要であることから、「豊島区みどりの基本計画」など、関連計画と連携した取組みを進めるものとします。

2)本地域戦略の基本的事項

本地域戦略は、身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の健全な発展・再生をバランスよく持続し、自然と共生する社会の実現に向けて取り組むべき施策と取組みを示すものです。

対象区域
豊島区全域

計画期間
2025年度から 2030 年度まで

豊島区における生物多様性の状況

1)豊島区の生物多様性

① 緑地の状況

2019年度に実施した緑被現況調査によると、豊島区の緑被総面積は 172.16ヘクタールで、緑被率は 13.23%です。また、屋上緑化の割合は 0.48%です。

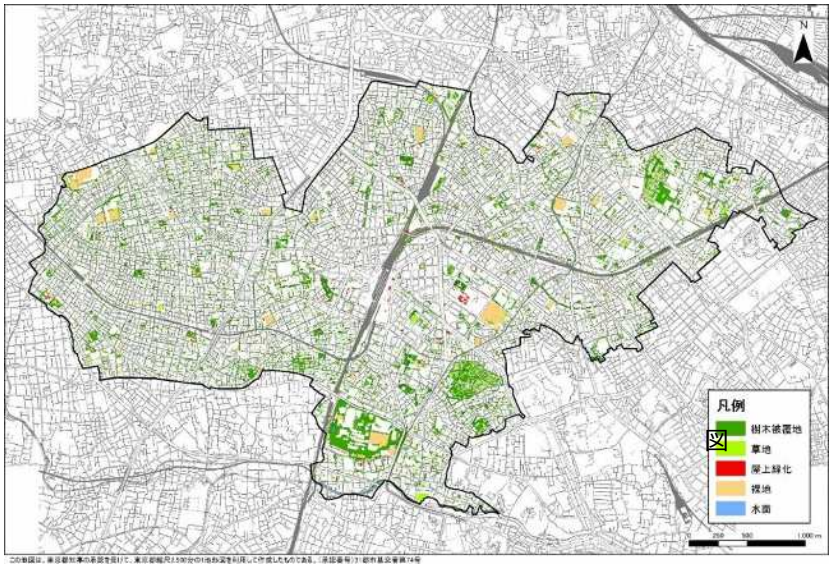

図 緑被地等分布図

表　緑被率

項目			面積(ha)	構成比(%)
人工構造物被覆地以外			197.71	15.20
	緑被地		172.16	13.23
		樹木被覆地	151.45	11.64
		草地	14.41	1.11
		屋上緑地	6.30	0.48
	裸地		24.64	1.89
	水面		0.91	0.07
人工構造物被覆他			1,103.29	84.80
合計			1,301.0	100.0

出典)「豊島区緑被現況調査報告書」(2019年度)

② 生きものの状況

区が行った生きもの調査の結果によると、建物の軒下や花壇、公園の木の上や池など身の回りの環境に、多くの動植物が生育生息していることが分かっています。

また、区では、区有施設である南長崎はらっぱ公園をはじめ、区立小学校ビオトープ※の専門家調査を行っており、国や東京都のレッドリストの掲載種が複数確認されています。都市化が進んだ区内においても、こうした水辺などにおいては、生きものの貴重な生息空間を形成しています。

出典)「としま生きものガイドブック」(2023 年)

※.ビオトープ（Biotope）：ギリシャ語の生命を意味する Bios と場所を意味する Tops を語源とするドイツ語で、生物の生息・生育空間を意味する。具体的には池沼、湿地、草地、里山林等、生物が生息・生育する空間を類型化した概念のこと。学校や公園等に整備されるビオトープは、上記の意味が転じて、自然に触れる機会の提供、自然環境の保全や生物多様性の概念の普及啓発などを目的として、多様な生物の生息・生育空間として昨日することを目視して整備される場所を意味する。

③ 生物多様性に対する認知度

区が実施した区民アンケート(豊島区の環境に関するアンケート平成29(2017)年度及び令和5(2023)年度実施)では、生物多様性の「内容を知っている」区民の割合が25%から42%まで上昇し、生物多様性に対する認知度は向上していることがうかがえます。

また、「内容はよく知らないが、聞いたことがある」区民の割合は4割程度で推移しており、今後は生物多様性の内容を含めた理解や認知度を上げていくことを目指します。

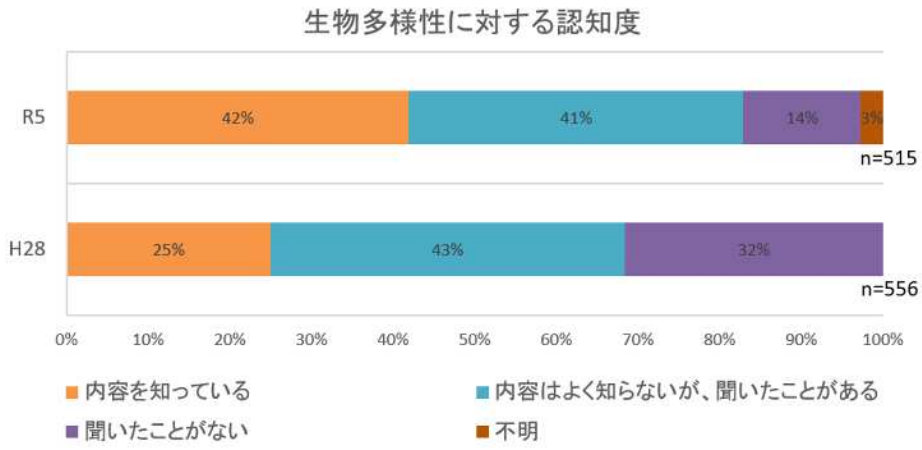

2)生物多様性の取組みの状況

①区民参加によるみどりの空間の管理

公園、広場、小中学校の緑縁空間等では地域住民による植物の手入れや清掃などの区民参加による維持管理、公園内の花壇ではみどりの協定団体による花の植えつけや管理などの活動が行われています。

②区民参加型の生きもの調査

身近な自然にふれあい、生物多様性を感じる機会として、区民自身が生きものについて調べる、「としま生きものさがし」(区民参加型調査)を夏期に開催しています。参加人数(のべ人数)は令和5(2023)年度に 307 人、平成27(2015)年度からの累計は 1,195 人と順調に数をのばしています。この参加型調査を通じて、地域の生物多様性の現状を自身で把握していただくとともに、調査で集まった生きもののデータは、環境省運営の Web サイト「いきものログ」にもデータを登録し、広く公開しています。

現状と課題

多様な生態系により私たちの日常生活は様々な恩恵を受けていますが、その重要性に対する区民理解は十分進んでいるとは言えない状況です。区民への生物多様性の理解・浸透を図り、自然の恩恵を受けているという意識を高めていく必要があります。

また、豊島区は、ウォーカブルなまちづくりを進めるうえで、公園や大学など拠点となるみどりを線（街路樹や住宅のみどり）で結び、賑わいと交流をも繋ぐみどりのネットワークの質的向上が求められています。新しく創出したみどり空間を快適なものにするために、みどりを繋げるだけではなく、みどりに関わる人のつながりを形成する人のネットワークの仕組みづくりが重要です。

目指す姿

◆高度に都市化が進んだ中でも、民有地も含め、区内のみどりが繋がったみどりのネットワークが形成されていて、生物の生息・生育空間が広がり、安らぎや潤いある自然環境に触れる機会が提供されている。

◆都市における自然や生態の大切さの理解が進み、自然とのふれあい・交流等が進んでいる。

目標達成に向けた施策

施策の方向	施策
Ⅱ-1 生物多様性を保全する	Ⅱ-1 ①自然環境や生物に関する調査・把握 ②自然環境の保全と創出 ③生物多様性保全のための学習・参加の場の提供 ④危険な外来種の情報提供
Ⅱ-2 みどりを保全・創出する	Ⅱ-2 ①都市空間の緑化推進 ②公共空間のみどりの保全・再生・創出 ③身近なみどりの育成 ④みどりのネットワーク化
Ⅱ-3 人と自然のつながりを深めるまちをつくる	Ⅱ-3 ①地域が参加するみどりのまちづくり ②地域の人に親しまれる環境の創出・保全

取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2030 年度）
・ 生きもの調査に参加する区民の数（累計）	1,195	2,000
・ 自然環境に触れる講座等の実施回数（回／年・累計）	96	730
・ 学校・区立公園のビオトープ数（累計）	20	21
・ 緑化計画書の届出件数	70	82（2029 年度）
・ 公園の整備面積（整備済面積）（ha・累計）	23.6	25.4
・ 緑化基準を満たす公共施設数（%）	81	86
・ 街路樹の設置割合（設置済割合）（%）	79	87
・ 地域が管理する公園・ビオトープの数（累計）	3	3
・ 協定花壇等の活動団体数（累計）	50	62（2029 年度）

【成果指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2030 年度）
・ 緑被率（%）	13.2	13.3
・ みどり率（%）	14.1	14.3
・ 緑視率※が 25%以上の箇所の割合（%）	20.4	25.2
・ みどりの協定数（累計）	50	64
・ 「多様な生きものが生息・生育できる環境づくりが進んでいる」と思う区民の割合	12.1	17.4

コラム

みどりに関する指標について　～みどりの三指標～

みどりを評価する三つの指標をご紹介します。本計画では東京都の計画指標でもある「みどり率」を重点指標にしています。

緑被率…樹林地、草地、農地、屋上緑化など実際の緑で覆われた土地の面積割合のことです

みどり率…「緑被率」に「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面の占める割合」を加えたものです。

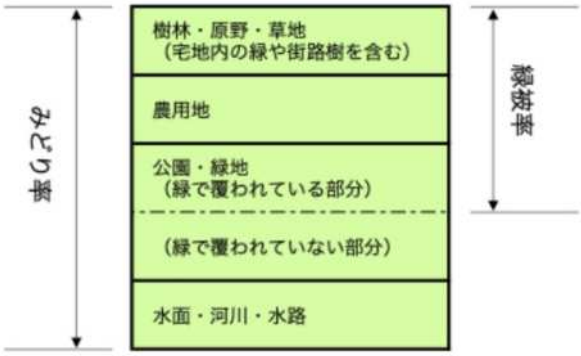

緑視率…人の視野内に占めるみどりの量の割合をいいます。国土交通省の研究の結果では緑視率25%を超えるとみどりが多いと感じはじめることがわかっています

施策

Ⅱ-1 生物多様性を保全する

都市化が進んだ豊島区においては、区民や事業者による生物多様性に対する関心が薄れがちです。生物多様性に配慮したライフスタイルを確立するためには、関心や意識を高めていくことが重要です。同時に、生物の生息・生育空間となるみどり空間の形成が求められます。そのため、区内の生物多様性の現状に関する情報提供や、自然・生きものにふれあう機会の創出によって、生物多様性の理解浸透を図ります。また、区内に存在する貴重なみどりを守りつつ、新たなみどりや水辺を創出していきます。

施策

① 自然環境や生物に関する調査・把握

都市化が進んだ区内で生物の貴重な生息空間となっている学校や公園などの緑地・ビオトープの自然環境や生物の生育・生息状況を把握するため、専門家による生態調査を継続的に実施します。調査結果は区ホームページ等で広めるとともに、生物多様性に配慮した施設の保全対策などに活用していきます。

また、区民参加による生態調査として、「としま生きものさがし」を実施し、区民による生きものに関する情報の収集や共有を促進し、生物多様性について身近に感じる機会を設けます。

としま生きものさがし調査ガイド

② 自然環境の保全と創出

公園の新設や改修を行う際には、多くの昆虫や鳥類が生息できる樹種を選定するなど、生態系に配慮した公園の整備にも取り組みます。また、学校の改築などにあたっては、小学校敷地に水辺や木、草地などのビオトープを整備します。これらの公園や学校等のビオトープの維持管理に取り組むとともに、生きものが移動できるような緑地間のつながりの創出によるみどりと水のネットワークの形成を進め、生きものの生息空間を保全します。

小学校ビオトープ（池袋第一小学校）

③ 生物多様性保全のための学習・参加の場の提供

生物多様性の重要性について、区民や事業者の共通認識として定着させるため、区内の

生物多様性に関する各種情報発信を行うとともに、「豊島の森」における小学生の親子を対象とした参加型の環境学習プログラムやみらい館大明での「いのちの森」自然観察会等を実施します。地域ボランティアのヤゴレンジャーを派遣し、学校のプールにいるヤゴ等の生きものに関する学習を行うなど、様々な主体による学習と参加を促進していきます。また、区立小学校 3 年生には区内の生きものを紹介する「としま生きものガイドブック」を配布して、身近な生きものへの学習機会を設けます。

④ 危険な外来種の情報提供

区のホームページ等を通じて、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、カミツキガメ、アカカミアリ、ヒアリなど、危険な特定外来生物※の被害予防のための情報提供を行います。

コラム

区内ビオトープと生きもの発見情報

区内で貴重な水辺となるビオトープは様々な生きものの住みかとして役立っています。
区施設からもレッドリスト※記載種をはじめ、多くの生きものの発見情報が寄せられています。

◆ 南長崎はらっぱ公園

園内には花壇やビオトープ、芝生が広がり、身近な自然を楽しむことができます。水辺となるビオトープは、地域団体が区と連携して定期的な管理を行っており、人も生きものも共に楽しめる環境となっています。夏には「ヒメスイレン」の花も観察できます。

南長崎はらっぱ公園ビオトープ

ハンゲショウ（東京都レッドリスト記載種）

◆ 池袋の森

大きな樹木に囲まれた草地の広場や、井戸水をくみ上げた池があり、文字通り「都会のオアシス」となっています。ビオトープではトンボ類のヤゴをはじめ、様々な生きものが豊かに生育しています。東京都のレッドリストに記載されている「ニホンアカガエル」も発見されています。

池袋の森ビオトープ

ニホンアカガエル（東京都レッドリスト記載種）

※. 特定外来生物：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき、外来生物（国外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体・農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

※レッドリスト：絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。環境省や東京都などが作成。

Ⅱ-2 みどりを保全・創出する

みどりに親しめる空間が、日常の身近なところに存在することは、区に集う人々が豊かな気持ちで暮らし、働き、活動するために大変重要なことです。

日常の中でふれあえる身近なみどりを増やすためには、公園をはじめとする公共施設の樹木、幹線道路の街路樹などの緑化を推進するとともに、住宅地の樹木やプランター等も含めた身近なみどりの拡大に努めます。また、既存のみどりの骨格軸からネットワークを広げるため、街路樹などの帯状のみどりと、大学、霊園や公園等の点在するみどりを繋げることを考慮したみどりのネットワーク化（みどりの縁結び）に取り組みます。

施策

① 都市空間の緑化推進

「豊島区みどりの条例」等に基づく指導による緑化と、助成制度による緑化を組み合わせて推進し、都市開発や建築行為における緑化を進めます。また、都市計画道路※の街路樹でみどりの軸の形成、既存道路の再整備における緑化の推進、市民緑地制度による緑地の拡大、公開空地やひろば等の緑化などにより、まち中のみどりを増やしていきます。

② 公共空間のみどりの保全・再生・創出 重点施策

学校に土地本来の森を再生する「学校の森」の維持管理をはじめ、屋上緑化・壁面緑化など、みどり豊かな学校環境の整備に取り組みます。また、「豊島区みどりの条例」に基づき、公共施設の緑化を推進します。その他、まとまった公共施設跡地等への公園の新設など、公共空間におけるみどりの創出について検討を進めます。

池袋第一小学校

③ 身近なみどりの育成

区民参加による地域の公園などのみどりの空間づくりや、区立小学校、区民ひろば及び区内公共施設における緑のカーテンづくり、福祉ホームの余暇活動における緑化活動、緑化講習会の開催など、身近なみどりの育成を推進します。

みどりの協定により、10 戸以上の近隣の人々がまとまった場合や敷地面積が 500 ㎡以上の事業所、集合住宅等の接道部において、事業者等がみどりの保護と育成を目的とした緑化計画を作成し、一定の要件に該当する緑化と維持管理を行う協定を結んだ場合、区がその協定を認定し、植栽工事の一部の助成や、苗木や器材支給並びに技術的な指導及び助言を行います。

緑のカーテン（区民ひろば南池袋）

※. 都市計画道路：都市計画法に基づいて決定される道路のこと。都市における交通機能、都市災害機能、都市環境形成機能、収容空間機能、市街地形成機能を有し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的としたもの。

④　みどりのネットワーク化

大学や霊園などのみどりの拠点を核としたみどりの骨格軸（池袋副都心軸）・みどりの南北軸にある街路樹を充実させ、軸沿いのみどりの拠点の保全と既存の公園や都市開発により創出されたみどりをつなぐネットワーク化を推進します。また、ウォーカブルなまちづくりを進めるため、人が散策等を楽しむためのネットワーク、夏場の緑陰形成のネットワーク、風の通り道など目的を明確にした緑のネットワークの質的向上に取り組みます。

Ⅱ-3 人と自然のつながりを深めるまちをつくる

みどりは、地域の人々が積極的に関わり、愛し、親しんでいてこそ、その存在価値が上がり、その質を維持・向上していくことにもつながります。
そのため、区民・事業者・行政が相互に協力しながら、地域の公園や花壇などの身近な環境づくりに参加し、生活を豊かにするみどりを守り育てていくための仕組みづくりに取り組みます。

施策

① 地域が参加するみどりのまちづくり

地域と協働してみどりを創出する取組みを継続するとともに、創出したみどり空間を、区民や地域とともに維持管理していきます。

また、豊島区が発祥の地であるソメイヨシノを豊島区の大切なブランドとして活用し、地域における苗木の育成に取り組むとともに、イベントやホームページでの「さくらマップ」などの情報発信を通じて「ソメイヨシノ発祥の地豊島区」をアピールしていきます。

西巣鴨四丁目児童遊園（ハーブガーデン）

みどりのボランティアへの支援、区民ひろばが中心となった緑化活動や、区民ひろばまつりなど、地域での様々な緑化活動によって、みどりのまちづくりを促進していきます。

② 地域の人に親しまれる環境の創出・保全

住民の構成や年齢層の変化などに配慮し、地域の人々に利用される公園づくりを推進します。また、寺社仏閣などのみどりや文化財を活かした景観づくりなどに取り組むとともに、地域の団体などによる公園、広場の飾りつけなど、都市のイメージを高める取組みの促進や、区内のみどりの名所をめぐるルートづくりによって、区のみどりを PR していきます。

区民の役割

日々の生活において

・生態調査への参加や、調査結果を確認など区の自然環境を知るとともに生物多様性への理解を深める
・自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう機会をつくる
・生きものを大切にする
・外来生物の生態系に与える影響について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしない
・ペット(アメリカザリガニなどの外来生物含む)を飼育する際は、最後まで責任をもって飼育する

・庭・ベランダの緑化や家庭菜園等、身近なみどりを育てる
・街路樹や公園のみどりを大切にする
・地域の緑化活動に参加する
・ボランティアとして地域のビオトープなどのみどり空間の維持管理に参加する

建て替えのときなど

・屋上緑化、壁面緑化を行う
・住宅の新築や改築の際は、地面を残してみどりを取り入れる等、自然環境に配慮する
・建て替えの際は、既存木の保全に配慮する

事業者の役割

日々の事業活動において

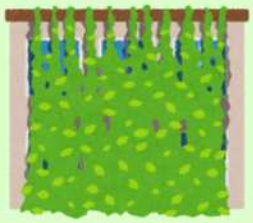

・事業活動において生態系へ配慮する
・生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める
・屋上緑化・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の緑化を進める
・地域の緑化活動に参加する
・地域や行政と連携したビオトープ等の維持管理へ参加する
・事業所内のみどり空間を開放するなど、地域と一緒に楽しめるみどりづくりを行う
・開発の際は、ABINC 認証等などを理解し、生物多様性に配慮した土地利用を行う

基本目標Ⅲ　資源循環

資源循環を取り巻く動向

1)国際的な動向

①循環経済(サーキュラーエコノミー)に向けて

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

②サーキュラーエコノミーとは

従来の 3R※の取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。また、サーキュラーエコノミーへの移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。

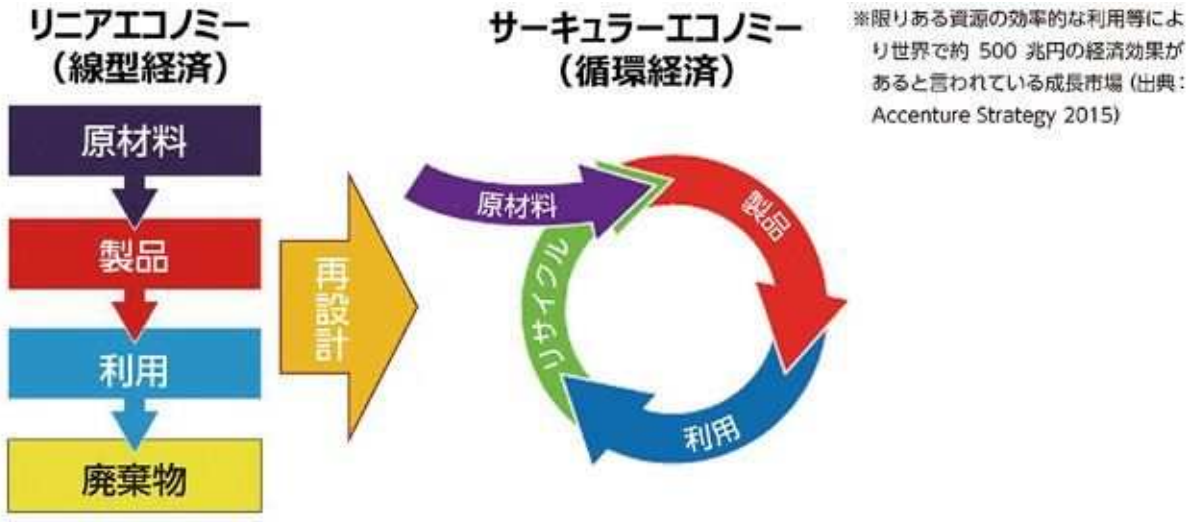

資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より環境省作成

③サーキュラーエコノミーに関する取組み

サーキュラーエコノミーへの移行に関する取組みは、カーボンニュートラル・脱炭素の観点から特に欧州において先行的に進められています。

＜EU における取組みの例＞

・2019 年の EU 指令で、フォークやスプーン、ストロー等の使い捨てプラスチック製品の販売を禁止

・2020 年３月に EU は「サーキュラーエコノミーアクションプラン(行動計画)」を策定。

※. 3R：リデュース（Reduce)、リユース（Reuse)、リサイクル（Recycle）の３つの R（アール）の総称。一つ目の R（リデュース）とは、物を大切に使い、ごみを減らすこと。二つめの R（リユース）とは、使える物は、繰り返し使うこと。三つめの R（リサイクル）とは、ごみを資源として再び利用すること

循環経済に関する各種規制の見直し、統合が進行中です。
・行動計画の一環として、2023 年 7 月の「自動車設計・使用済自動車管理での持続可能性要件に関する規則（ELV 規則）案」では、2030 年を目途に新車生産に使うプラスチックの内 25%以上を再生プラスチックとすることを義務化しました。

2）国の動向
①第五次循環型社会※形成推進基本計画の策定
国は循環型社会形成推進基本法に基づく「第五次循環型社会形成推進基本計画」について審議、大筋の内容が固まっています。
「循環経済への移行により、温室効果ガスの排出削減を通じたカーボンニュートラルの実現や廃棄物の削減・汚染の防止、自然資本への負荷軽減等を通じたネイチャーポジティブの実現に貢献するとともに、循環型社会の形成を進め、持続可能な社会の実現に繋げる」としています。

＜指針の柱（案）＞
1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 地方創生を実現する多種多様な地域の循環システム
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

＜具体的な取組み例＞
・製品の適切な長期利用を促進し、動静脈連携によりライフサイクル全体での 徹底的な資源循環を実施し、資源・製品の価値を最大化
・天然資源の投入量・消費量の最小化を行い、資源採取時等における自然環境への影響を低減し、廃棄物の発生を抑制
・国内外の重要鉱物等を含む金属資源循環を環境上適正で高度なリサイクル等 を通じて強化
・地域の循環システムづくり

②「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行
2021 年6月に成立。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組みを促進するための措置を盛り込んでいます。
事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」や「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化※」、「排出事業者による排出の抑制・再資源化等」、「市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」等に取り組むことが求められます。プラスチック製廃棄物の分別収集と再商品化が自治体の努力義務とされました。

※. 循環型社会：３R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底により実現される、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減する社会のこと。。
※. 再資源化：使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいう。

③サーキュラーエコノミーに関する動き
・ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）、紙おむつリサイクルなど、高度な技術や事業形態が求められるリサイクル事業を一層進めるため、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が今国会で成立（2024 年 5 月 29 日公布）。
・2024 年 6 月 27 日に開催された産業構造審議会資源循環経済小委員会（国の諮問機関）にて、経済産業省より、大量のプラスチックを使用する製造業（自動車や容器メーカーなど）に対し、プラスチック再生材の一定量の使用を義務づける法改正（「資源有効利用促進法」の改正）の方針が示され、了承される。

3）東京都の動向
①東京都資源循環・廃棄物処理計画の改定
　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法定計画であり、『未来の東京』戦略（2021 年 3 月策定）及び東京都環境基本計画（2016 年 3 月策定）に基づく個別分野の計画であり、2021 年度から 2025 年度までの5年間（2050 年を見据えた 2030 年のビジョンを提示）を期間としています。

＜主な施策＞
1. 資源ロスの更なる削減
2. 廃棄物の循環利用の更なる促進
3. 廃棄物処理システムの強化
4. 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
5. 社会的な課題への的確な対応

＜施策の例＞
・プラスチック削減プログラム及び食品ロス削減推進計画に基づき、消費者やメーカー等と連携した施策の推進
・家庭ごみの有料化、事業系ごみの受入料金適正化なども含めた廃棄物の発生抑制※策の検討
・分別収集拡大による家庭系プラスチックごみのリサイクル促進
・事業者自らの取組み促進及び区市町村と連携した指導により事業系廃棄物の3R 推進
・環境配慮製品の普及拡大や海ごみ対策の推進などによる資源ライフサイクルでの環境負荷削減
・事業系廃棄物の連携収集により収集運搬を効率化するなど、社会構造の変化に柔軟に対応できる処理体制を構築
・区市町村が運営する廃棄物処理施設等の広域化・集約化による社会コストの削減
・処理が難しい廃棄物の処理困難性の評価を含めた処理の制度的な枠組みを検討

※. 発生抑制：廃棄物の発生要因となる行為を取りやめたり、廃棄物のもとになる資源の入力（資材や原料の購入等）を抑制すること。

・PCB 対策及び不法投棄対策の確実な推進
・サーキュラーエコノミーに向けた枠組みを検討するなど環境対策と経済を両立
・感染症対策の徹底等による事業継続性の確保、システムとしてのレジリエンス強化
・首都直下地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画を充実強化
・広域連携によるリサイクルや不法投棄撲滅に向けた取組みの推進

②東京都災害廃棄物処理計画の改定

2017 年 6 月に策定して以来、大型台風による被害が発生していることや、2022 年 5 月に、首都直下地震等による被害想定の見直しが行われたことから、2023 年 9 月 14 日に東京都廃棄物審議会より「東京都災害廃棄物処理計画の改定について」の答申を受け、改定が行われました。被害想定の見直しに伴い、災害廃棄物の排出量が減少しました。

豊島区においても、地域防災計画を 2024 年度に改定予定です。地域防災計画の改定内容との整合性を図るとともに、被害想定の見直しを災害廃棄物発生量推計に反映するなど、豊島区災害廃棄物処理基本計画の一部を見直します。

現状と課題

モノの資源採掘から始まる生産、販売、消費、廃棄まで多くの資源・エネルギーが使われており、限りある資源を有効に活用することがエネルギー消費を減らし、資源の節約に繋がります。区内のごみ排出量はここ3年間減少傾向にありますが、排出されるごみの中には再利用可能な資源や食品ロスとなる生ごみが相当程度含まれており、ごみの埋め立て処分場を長く使用するためにも3R を進めていくことが必要です。

リチウムイオン電池や資源の可燃ごみへの混入、粗大ごみ不法投棄、事業系ごみの不適正排出など、ルールが守られないごみ処理が年間約 4 万件となっています。また、異物混入による清掃工場や清掃車、処分場での火災等の事故が増えています。資源循環を進め安定的な廃棄物処理を行い、まちをきれいにするためにも、区民・事業者がルールを順守するための取組みが不可欠です。

目指す姿

- **持続可能な循環型社会を実現するために、区民・事業者が生産・消費・廃棄において、リデュース・リユースの優先的実践と質の高いリサイクルを推進している。**
- **区民一人ひとりが責任をもって行動し、ごみを適正に分別し排出している。**

目標達成に向けた施策

施策の方向	施策
Ⅲ-1 リデュース・リユースを推進する	Ⅲ-1 ①リデュース・リユースによるごみの排出削減 ②区民・事業者への啓発・情報発信 ③食品ロス削減
Ⅲ-2 質の高いリサイクルを実現する	Ⅲ-2 ①プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進 ②事業系ごみのリサイクル促進 ③区民・民間事業者との連携・協働
Ⅲ-3 安定的で適正なごみ処理を推進する	Ⅲ-3 ①適正分別・適正排出の徹底 ②処理困難物の適正排出 ③災害廃棄物対策

（参考）

● 国の循環型社会形成推進基本計画の柱と都の資源循環・廃棄物処理計画の柱との対応状況

区の施策	循環型社会形成推進基本計画	資源循環・廃棄物処理計画
Ⅲ―1①	1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	1. 資源ロスの更なる削減
②	1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	3. 廃棄物処理システムの強化
③	1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	1. 資源ロスの更なる削減
Ⅲ―2①	2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	2. 廃棄物の循環利用の更なる促進
②	2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	3. 廃棄物処理システムの強化
③	2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	4. 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
Ⅲ―3①	4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行	5. 社会的な課題への的確な対応
②	4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行	5. 社会的な課題への的確な対応
③		東京都災害廃棄物処理計画の改定

取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2030 年度）
・ ごみ減量に関する出前講座の実施回数(回/年)	11	14
・ リユース食器を使用するイベント回数(回/年)	8	20
・ 3R に関して発信した件数(回/年)	107	66
・ ごみ分別アプリの登録者数	4,103	10,000
・ 食品ロス削減推進に関する情報発信回数(回/年)	36	30
・ 区民一人１日あたりのプラスチック回収量（g/人日）	-	24.1
・ 町会・清掃担当者との意見交換会、リサイクル・清掃関係施設見学会の開催回数(回/年)	2	2
・ 連携して活動した民間団体等(者)	171	185
・ 適正分別・適正排出に関して発信した件数(回/年)	100	52
・ 不法投棄回収件数(件)	3,711	3,550

【成果指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2030 年度）
・ 一人一日あたり区収集ごみ量(g/人日)	472	463
・ マイボトル用給水機(公共施設設置分)利用によるペットボトル削減量(本/500ml・累計)	50,550	900,000
・ 資源化率※(%)	23.6	24.1
・ 事業系ごみ(持込ごみ)の排出量(t)	34,804	28,384
・ 可燃ごみの分別率(%)	77.4	79.5
・ 「ごみの収集が円滑に行われており街がきれいに保たれている」と思う区民の割合(%)	61.5	65.0

※.資源化率：廃棄物（区収集ごみ量と資源回収量の合計）に対する資源回収量の割合のことです。資源化率＝資源回収量／（区収集ごみ量＋資源回収量）

施策

Ⅲ-1　リデュース･リユースを推進する

資源をより有効に活用する質の高い循環型社会においては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、とりわけ 2R※（リデュース・リユース）の取組みを強化し、ごみが排出される前の段階で減量することが重要となります。

そのため、ごみの減量に関する周知・啓発、再使用の取組みを広げるための各種仕組みづくりや支援により、区民や事業者の日常生活や事業活動におけるごみの減量を促進します。

施策

① リデュース・リユースによるごみの排出削減

家庭用生ごみ処理機導入への助成、区のイベント等におけるリユース食器の利用、フリーマーケット実施団体への支援など、区民等による様々な取組みを支援します。また、修理・清掃した粗大ごみのあっせんや、家庭から出された廃食用油を使ったせっけんづくりなどのごみ減量の取組みを実施します。

区民に向けてはエコバッグの推進、レジ袋や過剰包装の削減を引き続き呼びかけていきます。

さらに、わかりやすい資源循環のあり方として、資源のトレーサビリティーについて、民間事業者と連携し、廃食油の回収を多面的に実施、新たな回収スポットや石鹸以外の再利用先について、データ等を活用し区民に可視化することで行動変容を促進させていきます。

また、再資源化した物品を区民ひろば等で展示することにより、資源の再資源化の工程を視覚的に周知し３R の啓発を実施していきます。

なお、プラスチックごみ削減の取組みとして、区役所本庁舎・区民ひろば・図書館などの区有施設にマイボトル用給水機を設置しています。マイボトルの推進により CO2 の削減も目指します。給水機付近には施設ごとのペットボトル削減効果を掲示し、効果を見える化することにより、利用者の地球環境への貢献を後押ししています。

マイボトル用給水機

加えて、区内の事業者と連携し、フードドライブ※、豊島区食べきり協力店※への登録、フードシェアリング※サービスの実施など食品ロス削減に関する取組みを行ってきました。レジ袋の有料化制度の導入や飲食店における「３０１０運動」など、事業者のリデュース・リユースに向けた行動が持続的な取り組みとなるよう、区民に向けて発信していきます。

また、拡大生産者責任に基づく資源循環制度の拡充について、国に働きかけていきます。

※. 2R：「リデュース（Reduce:ゴミの発生抑制)」と「リユーズ（Reuse:再使用)」のこと。

※. フードドライブ：家庭で食べ切れず余っている食品を持ち寄り、食品の提供を必要とする方々に渡す取組。

※. 食べきり協力店：区が指定する取組項目の実践を要件とし、食品ロス削減に積極的に取り組む飲食店として登録する制度。

※. フードシェアリング：食品ロス削減に関する取組の１つで、何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組み。

② 区民・事業者への啓発・情報発信

ごみの発生抑制やリサイクルの仕組みを地域社会の中に確立し定着させるために、講座・見学会、などを通して、リサイクル・ごみの減量・再生品の利用拡大に関する学習機会や情報を提供します。特に、高齢者に対しては、区民ひろばで説明会や分別の実物展示を行うなど取り組んできました。今後も継続して情報提供の場として活用していきます。

また、幅広いバックグラウンドを持つ区民へ配慮し、外国語版のごみ分別パンフレット作成、転入者への窓口での配付などの対応を進めるとともに、導入したごみ分別アプリ、SNS、区のホームページ等の情報手段を有効利用しながら、ごみ減量や分別などの情報を提供し、効果的な周知を図っていきます。

さらに、町会・清掃担当者の意見交換会や、リサイクル清掃関係施設見学会等の開催により、区民・事業者・団体等、様々な主体が、ごみの減量に向けた取組み状況や課題を共有し、協力して活動していくための場を提供します。また、今後の清掃・リサイクル事業における課題などについて、リサイクル・清掃審議会等にて意見交換の場を設け、連携を深めていきます。

③ 食品ロス削減

フードドライブの常設窓口を区内４か所に設置するとともに、事業者や大学と連携してイベント等でも実施しています。これにより、食品の廃棄を減らすとともに、社会福祉協議会と連携して区内の必要とする方々へ提供しています。また、小盛りメニューを導入するなど、食べ残しを減らす取組みを実践している区内の飲食店を、「豊島区食べきり協力店」として登録しています。さらに、民間事業者と協定を締結し、フードシェアリングサービスの利用について呼びかけています

これらの取組みに加えて、区民向けの講座の開催や食品ロス削減に関するレシピを区内大学と協働で作成してきました。

今後も、区民、事業者、大学など様々な主体と共に食品ロス削減に関する取組みを推進していきます。

食品ロス削減講座

フードドライブで集まった食品の一部

Ⅲ-2　質の高いリサイクルを実現する

循環型社会の構築においては、リデュース・リユースを優先的に進めたうえで、それでも発生する不用物のリサイクルに取り組み、資源を無駄なく有効に利用していく必要があります。

　そのため、分別に関する啓発の充実、事業者によるリサイクル回収や集団回収などの促進、事業系廃棄物の分別の促進により、再資源化の仕組みを強化します。また、小型家電等の価値の高い資源の回収を進め、質の高いリサイクルを推進します。

施策

① プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進

　令和４年４月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、本区は、令和５年１０月からプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源回収を区内全域で開始しました。今後は、資源回収量の増加に向けて継続して周知していきます。

　また、社会経済等の動向を踏まえ、新たなリサイクル品目の検討や、繊維の資源循環や水平リサイクル（ペットボトルからペットボトルへ）など、リサイクル手法についても検討していきます。

区民ひろばでの資源（プラスチック）リサイクル展示会

② 事業系ごみのリサイクル促進

　「廃棄物管理責任者講習会」を開催し、事業者への啓発を行うとともに、事務所などから排出されるごみの適正処理を徹底するため、事業系ごみの排出実態把握の調査を行い、減量や資源化の方策を検討します。また、区有施設におけるごみの分別を徹底し、資源ごみのリサイクルを推進していきます。

③ 区民・民間事業者との連携・協働

　町会や自治会、マンション管理組合等へ、集団回収への参加を呼びかけます。また、集団回収を実践している団体に対する報奨金の支給などの支援を行います。

　また、スーパーマーケットをはじめとした小売店における食品トレーや牛乳パック等の店頭回収、家電量販店における小型電子機器等の店頭回収、インクカートリッジの区内公共施設などでの回収など、事業者による自主的な資源の回収の取組みを促し、事業者と連携しながら、区民によるこれらの店頭回収の利用を促進していきます。

Ⅲ-3 安定的で適正なごみ処理を推進する

ごみ処理を効率的に行うためには、適正に分別し排出することが不可欠であり、ごみの適正処理は、衛生面での環境悪化や有害物質による汚染を防止するうえでも重要な側面です。そのため、排出ルールを守った適正な排出の促進と、事業者による排出者処理責任の徹底に取り組みます。

また、今後起こり得る災害等に備えて「災害廃棄物処理基本計画」について検討を行い、必要があると認める場合は修正が必要です。新たな災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物処理体制の具体的な行動手順の検討に取り組みます。

施策

① 適正分別・適正排出の徹底

区民に対して適正な分別と排出マナーの向上のため、冊子や広報、ごみ分別アプリ、SNS,、ホームページや集積所看板など、様々な媒体で周知するとともに、巡回パトロール等の継続的な排出指導を行い、不法投棄防止に努めます。

事業者に対しては、適正な処理を促進するための助言を行うとともに、事業用中小規模建築物の所有者への廃棄物管理に関する指導を行い、事業系ごみの減量、資源化、適正処理を推進します。また、事業活動に伴って排出される事業系ごみの排出・処理状況や法令・条例に関する情報提供を行うとともに、例外的に有料で行政収集を行っている一部事業者については、民間収集への移行についての情報提供を行うとともに有料ごみ処理券の適正貼付指導を継続します。

資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」

② 処理困難物等の適正排出

そのままでは埋立処分することができない製品の情報や正しい分別方法などを周知します。特に、リチウムイオン電池等の二次電池がごみとして排出されることにより、清掃車、処分場での火災等の事故が増加している等の背景を踏まえて、適正処理が必要な製品について引き続き検討を進めます。

③ 災害廃棄物対策

災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、東京都や近隣自治体、事業者等と協定の締結などにより連携を図りながら、区の「災害廃棄物処理基本計画」に基づき、具体的な処理体制及び災害発生時の職員の効率的な行動手順についても整理していきます。

事業者との災害廃棄物処理連携協定

大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理のために締結する、事業者との災害廃棄物の収集・運搬及び処理に関する協力協定。特別区と複数の事業者との間で、令和２年度に締結しました。

区民の役割

イラスト

・ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努める
・食品ロス削減に関する理解を深める
・家にある食材を優先的に使うことを考えて献立を考える。
・家電・家具等は修理するなどし、できるだけ長く使う
・排出ルールに従ってごみと資源の分別を行い、
　資源リサイクルに取り組む
・発火の可能性のあるものなど、危険なものは捨てる際に特に注意する

買い物・外食のときなど

・買い物の際はマイバッグを持参し、過剰な包装を断る
・買いものに行く前には家にある食材をチェックする。
・買ってすぐに食べるなら、商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ
・マイボトルやマイ箸を利用する
・食品ロス削減等に取り組む店を積極的に利用する
・フードシェアリングを活用する。
・食べきれる分だけ注文する
・3010 運動に取り組んで宴会時の食べ残しを減らす。
・フリーマーケットやリユース・リサイクル店等を活用する
・災害に備えた食品の備蓄は、ふだん食べているものを消費しながらストックする「ローリングストック法」で食品ロスを出さないようにする

事業者の役割

日々の事業活動において

・ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える
・ごみと資源の分別を徹底する
・排出者処理責任を遂行する
・災害廃棄物処理についての協力を検討する
・生産者の責任として製品の自主回収を推進する

食品の販売、食事の提供において

・食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む
・まだ食べられる廃棄食品の削減に取り組む
・必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める

商品・サービスの販売、提供において

・買い物客のマイバッグ持参を支援する
・流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする
・販売した製品の店頭回収を行う
・建設工事における廃棄物の発生を抑制する
・プラスチックの使用を控える

公害対策・環境美化を取り巻く動向

(1)公害対策

2021 年 4 月に改正大気汚染防止法が施行され、建築物の解体・改修工事におけるアスベストの飛散を防止するための規制が強化されました。

＜改正大気汚染防止法によるアスベスト規制強化の主な内容（2021年 4 月施行）＞

●規制対象建材の拡大
・成形板等の非飛散性アスベストが法の規制対象に追加
・アスベスト含有仕上げ塗材の除去作業基準が追加

●罰則の強化
・適切な除去を行わなかった場合の直接罰の追加
・下請負人にも作業基準の遵守義務が適用

●事前調査の信頼性の確保
・解体・改修工事における事前調査結果報告の義務付け（2022 年 4 月施行）
・必要な知識を有するものによる事前調査実施の義務付け（2023 年 10 月施行）

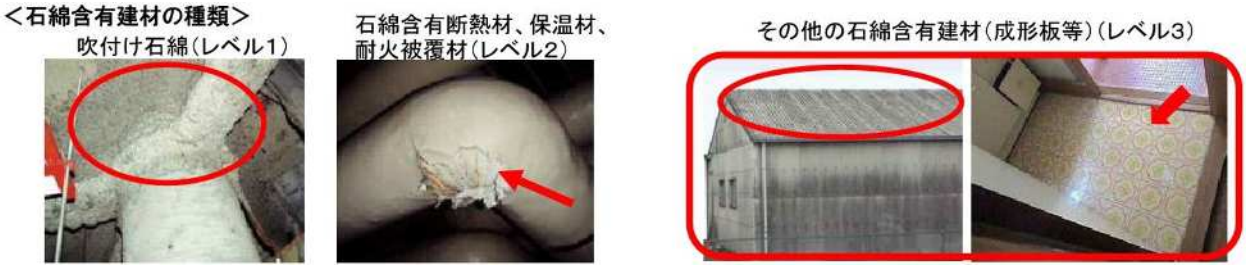

アスベスト等を含む建築物の解体工事件数は年々増加し、2028 年頃にピークを迎えるとされており、工事におけるアスベスト対策は健康被害を防ぐための重要な課題です。建築物のアスベスト対策についても、災害時の被災建築物からのアスベスト飛散による健康被害を防ぐうえでも重要です。

東京都の大気環境は、ディーゼル車規制や工場・事業場等の固定発生源の対策に取り組んできた結果、大幅に改善されましたが、光化学オキシダント※については環境基準を達成しておらず、残された課題となっています。光化学オキシダント濃度を低減するためには、原因物質である VOC（揮発性有機化合物）の大気中への排出を抑えることが重要です。

幅広い用途で使用されている PFAS（有機フッ素化合物）については、自然環境中では分解されにくく、高い蓄積性を有することなどが確認されています。

国内では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」で製造・輸入等を原則禁止としていますが、一部の地域では地下水などで国の定めた暫定目標値を超える値が確認されています。国は令和 5 年に「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」を開催して今後の対応

※.環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえき維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つかを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標。

※.光化学オキシダント：オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）のこと。光化学スモッグの原因となる。

の方向性を示しました。東京都では相談窓口の開設や水道水の水質管理の徹底、都内全域の地下水調査を進めています。豊島区内では４地点で地下水調査が行われ、調査結果はいずれの地点でも暫定目標値以内でした。

（2）環境美化

2020年4月、「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行となり、屋内は原則禁煙となりました。事業所や飲食店など屋内での喫煙が制限されたことにより、道路や公園など屋外の公共の場所や、駐車場などの私有地での喫煙が増加し、対策が求められています。

また、2023年の新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、一時は激減していた外国人観光客数は急激に回復しており、観光客によるごみのポイ捨てなどが問題となっています。

現状と課題

建築物の解体工事件数が増加傾向にあるため、豊島区内では建設工事に起因する苦情件数が増加しており、また工事現場への掲示不備などのアスベストに関する法令違反も散見されます。工事現場における騒音・振動やアスベスト飛散などの環境リスクを減らすためには事業者に法令遵守・適正施工を徹底させることが必要です。

また、大気環境に関しては、都内の光化学オキシダント濃度は環境基準を達成しておらず、夏場にはしばしば光化学スモッグ※が発生しています。光化学オキシダント濃度を低減するには、原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）を抑える取組みが必要です。

環境美化に関しては、人口密度が高い上に、通勤、通学、来街者が多く、繁華街を抱えるという大都市の特性上、ごみ等のポイ捨てや路上喫煙者対策などの課題が生じやすく、特に、近年は望まない受動喫煙に係る多くの意見等が区に寄せられています。

受動喫煙防止対策も踏まえ、安全・安心なまちづくりを進めていくためには、多様な主体と連携を図りながら、ポイ捨て抑制・喫煙マナー向上等、まちの美観を維持・向上させていく必要があります。

目指す姿

区民一人ひとりの環境美化意識が高まり、路上喫煙やポイ捨てが減少し、クリーンな大気環境が保たれ、人々が安全で快適に過ごすことができている。

※. 光化学スモッグ：工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物）が紫外線の影響で光化学反応をおこし、それにより生成する有害は光化学オキシダントやエアロゾルが空中に停留しスモッグ状になること。

目標達成に向けた施策

施策の方向	施策
Ⅳ-1 健康・快適な環境を保全する	Ⅳ-1 ①公害対策 ②化学物質の適正管理
Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する	Ⅳ-2 ①路上喫煙・ポイ捨て防止対策 ②清掃・美化活動の推進 ③カラスやハクビシン等による被害対策

取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2030 年度）
・ 解体工事現場への立入検査によるアスベスト適正施工確認件数（件/年）	548	550
・ VOC（揮発性有機化合物）排出事業場立入指導件数（件/年）	5	5
・ ごみゼロウィークの開催回数（回/年）	7	8
・ 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールの指導件数（件/年）	58,774	60,200
・ 路上喫煙・ポイ捨て禁止啓発路上シールの貼付数（枚/年）	171	200
・ 環境美化に関する活動への参加人数（人）	12,237	13,000

【成果指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2030 年度）
・ 解体工事における大気汚染防止法の基準（アスベストに関する作業基準）適合割合（%）	84	90
・ 事業場からの VOC（揮発性有機化合物）排出量（kg）	6,864	6,000
・ 路上喫煙率（%）	0.03	0.02
・ 「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」と思う区民の割合（%）	35.8	36.5

施策

Ⅳ-1 健康・快適な環境を保全する

光化学スモッグなどの大気汚染や、工事現場における騒音振動やアスベストなど様々な公害からの生活環境の保全には、広域的かつ継続的な取組みが必要です。健康で快適な環境の保全に向け、工事現場への立入検査の実施や公害苦情への迅速な対応、VOC（揮発性有機化合物）などの化学物質の適正な管理・使用の促進に取り組みます。

施策

① 公害対策

大気汚染、交通騒音・振動などについて、環境基準項目の監視を継続します。土壌地下水汚染に関しては、事業者に対し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）※に基づく土壌汚染対策の指導を行います。PFAS（有機フッ素化合物）による飲料水への影響に関しては、国や都による調査結果や対策を注視し、区民への情報提供などを行います。

建設作業に関する騒音・振動対策としては、「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱」により、建物を解体する場合に、標識の設置と近隣住民への説明を徹底するよう、事業者への周知啓発の強化に取り組みます。また、騒音や振動等の公害が発生しやすい建設作業現場への規制基準遵守の徹底指導や、中高層集合住宅の建築の際に設計者との事前協議により生活騒音等の公害の発生抑制指導を行います。

アスベスト対策としては、解体工事現場への立入検査や建築物の所有者へのアスベスト分析費用助成によりアスベスト飛散防止の徹底に取り組みます。

道路交通騒音調査

アスベスト立入検査

② 化学物質の適正管理

光化学オキシダントの原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）は、様々な用途で用いられており、主に工場の脱脂洗浄やドライクリーニング溶剤として使用されています。また、接着剤やスプレー製品にも含まれており、一般家庭やオフィスなどでも使用されています。

光化学オキシダント濃度を低減し光化学スモッグの発生を

VOC立入指導

※. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）：工事などの事業活動による公害を防止する目的で、一定規模以上の設備を使用し作業を行っている場合や公害を発生させる作業を行っている事業場に対して、事業者に認可申請、届出、報告、基準の遵守等を義務付ける東京都の条例。

抑制するため、工場等への立ち入り指導やオフィス・一般家庭への周知啓発を通じて VOC の大気への排出削減を推進します。

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

区民意識調査（2023 年実施）による、「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいでである」と思う区民の割合は 35.8%でした。

さらに美しいまちづくりを推進するために、区による美化活動だけでなく、区民や事業者等と連携した継続的な美化活動や、来街者へのマナーの啓発など、包括的な取組みを進めます。また、カラスやハクビシン等による被害の防止対策に引き続き取り組みます。

施策

① 路上喫煙・ポイ捨て防止対策

2011 年度に制定した「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」に基づき、路上喫煙・ポイ捨て減少のための取組みを進めます。具体的には、路上喫煙・ポイ捨てに対して直接指導するパトロールや区と地元住民、警察が連携した環境浄化パトロールの実施、喫煙者等のマナー向上を目的とした JR 各駅周辺における一斉清掃（ごみゼロウィーク）の実施です。

また、たばこの火による事故や受動喫煙を防ぐため、一般に利用可能な喫煙所の設置に係る費用の助成を行うとともに、区による指定喫煙所の設置についても進めていきます。指定調査地域における路上喫煙率の調査を継続するとともに、区民、来街者、外国人観光客等に対し、喫煙・ポイ捨てに関するルールを認識できるよう、路上啓発表示や看板の設置、多言語チラシの作成・配布等も行います。

さらに、受動喫煙防止に関する啓発は健康部との連携強化を図っていきます。

路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール

ごみゼロウィーク

② 清掃・美化活動の推進

毎年 5 月 30 日をとしまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店会・学校・事業所などの関係機関との協働による区内全域の一斉清掃を実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知を図っていきます。また、自主的な環境美化活動を実践する区内の企業・団体等の「としまクリーンサポーター」としての登録を促進します。これらの団体に対しては、清掃用具の貸出しや情報提供を行うことにより、自主的な清掃活動を支援していきます。

ごみゼロデー

2022 年度からは、これらの取組みを「としま”まちキレイ”プロジェクト」として、再編し、多様な主体と連携しながら、地域における清掃活動の輪を広げています。

具体的には、ごみ拾い SNS「ピリカ」を活用した清掃活動の推進や、PR ロゴの作成、各取組みの際にお揃いの軍手やトング等の道具を使用する等、区民の目に留まるような見せ方を工夫し、環境美化意識の醸成を図っていきます。

まちをきれいにすることで、安全安心な快適環境を目指します。

としま”まちキレイ”プロジェクト
PR ロゴ

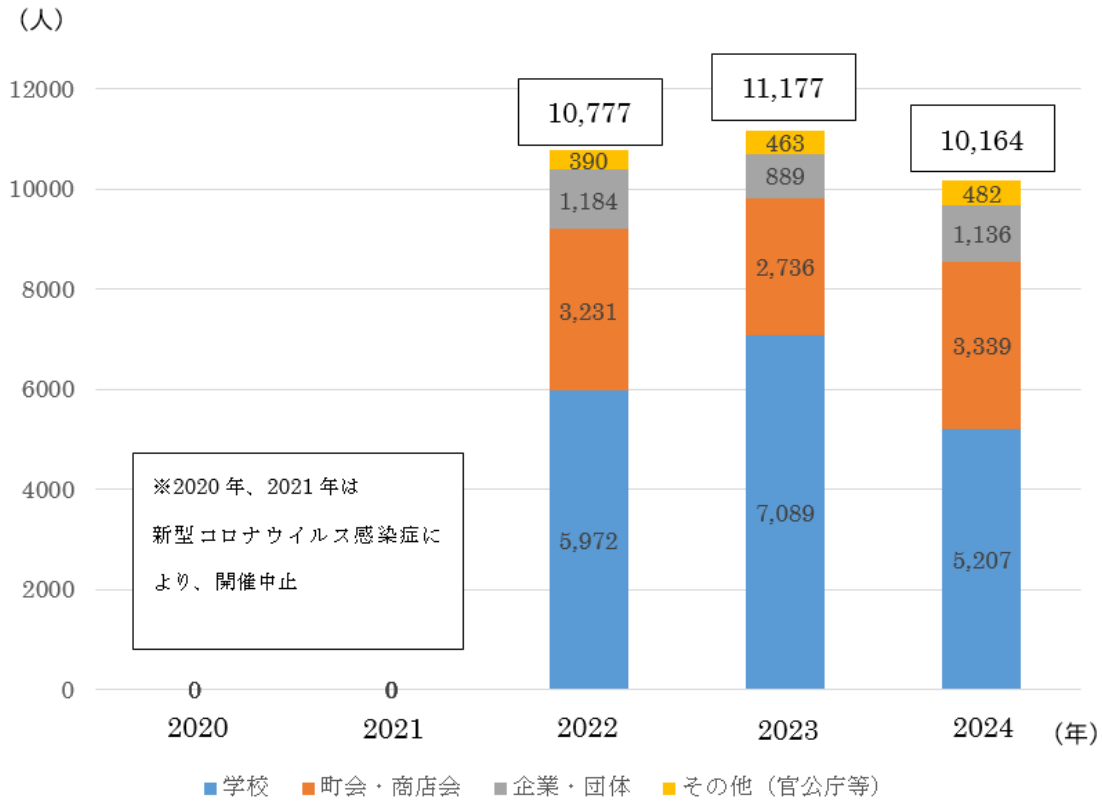

ごみゼロデー参加者の推移

③ カラスやハクビシン等による被害対策

カラス対策としては、特に被害の多い繁華街におけるごみの収集時間を早めるなどカラスによるゴミの散乱防止対策に加え、繁殖期に巣や巣から落下したヒナに近づく人を襲うなど緊急を要する場合に、巣の撤去や巣から落下したヒナの回収など、カラスによる被害を減らす対策に引き続き取り組みます。

ハクビシン対策としては、区民からの目撃情報の収集と情報提供、被害が生じている一般住宅等への箱わなの設置など、地域と連携してハクビシンの被害防止対策に取り組みます。

カラスの巣

区民の役割

日々の生活において

・VOC 排出の少ないスプレー製品や塗料、接着剤を使用し、VOC 発生を抑える
・騒音・悪臭・振動等を発生させないように近隣への配慮を心がける
・ポイ捨て禁止や喫煙マナーの向上を心がける
・「ごみゼロデー」などの区が実施する施策に協力する
・地域の美化を促進する活動へ参加する

事業者の役割

日々の事業活動において

・VOC 排出の少ない材料等の利用や密封容器への保管などにより、VOC 発生を抑える
・化学物質を適正に管理し、排出削減を図る
・建設工事などによる騒音・振動などの発生を抑制する
・アスベストについて工事の事前調査や事前除去など、適正施工により飛散を防止する
・公害関係の法令を遵守する

CSR（企業の社会的責任）※活動において

・地域の環境美化を促進する活動へ参加・協力する
・としまクリーンサポーター制度へ参加・協力する

※.CSR：(Corporate Social Responsibility) 企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響につて責任をとる企業行動であり、企業を取りまく様々はステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方のこと。

共通目標　①区の率先行動　　②教育・連携

目指す姿

◆区は区民、事業者・団体等の模範となり、取組みを牽引する立場として、区の事業から発生する温室効果ガスの排出削減を率先して実行する。

◆将来を担う子ども世代の環境意識が高く、区民一人ひとりが環境を自分事として考え、行動できる土壌が形成されている。

◆区民・事業者との連携・協働により環境への取組が進んでいる。

目標達成に向けた施策

施策の方向	施策
共-1 区における環境配慮行動を促進する	共-1 ①職員の意識・行動改革 ②区有施設等の温室効果ガス削減 ③環境配慮型事業活動の推進
共-2 環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する	共-2 ①環境行動力向上のための普及啓発 ②環境教育・環境学習の推進 ③環境情報の効果的な発信
共-3 環境人材を育成し、活動の場を広げる	共-3 ①環境活動を率いる人材育成 ②環境活動の拡大
共-4 連携・協働の仕組みをつくる	共-4 ①協働による環境活動の推進 ②事業者・行政の連携強化 ③行政間連携による環境配慮

取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2030 年度）
・ 区有施設の太陽光発電設置済数【合算】	27	30
・ LED 化された街路灯（基数）（累計）	7,176	13,334
・ 再生可能エネルギー電力量の導入率（電力使用量）	29.4%	60%
・ 多様な人に向けた環境に関する啓発講座等の参加者数（人/年）【合算】	938	1,030

・ 環境教育支援プログラムの参加校(校)	34	35
・ 環境リーダーの数(累計)【合算】	348	382
・ 家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰数(表彰数/年)【合算】	36	40
・ 事業者等の自主的な環境美化活動(としまクリーンサポーター登録団体数)(件)	170	180
・ 環境に関する連携・協定数	24 ※令和6年8月時点	30
・ 自治体間連携カーボン・オフセット事業による森林整備面積(ha)	4.67	7.93
・ 環境交流ツアー参加者数(累計)	219	723

【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030 年度)
・ 豊島区施設の CO_2 排出量(t-CO_2) ※出先機関含む	11,253	8,418
・ 環境教育支援プログラム実施回数(累計)	43	407
・ 「環境に優しいライフスタイルを実施している」と回答する区民の割合	83.5	89.4
・ みんなで(地域や事業者等と連携して)環境保全に取り組んでいる、または取り組みたいと考える区民の割合(%)	39.7	66.8
・ 自治体間連携カーボン・オフセット事業による CO_2 吸収量【合算 t- CO_2/年】	51.5	88.4

共―1 区における環境配慮行動を促進する

区は、区民・事業者の取組みを牽引する立場として、区の事業から発生する温室効果ガスの排出削減に率先して取り組む必要があります。区は区民、事業者・団体等の模範となり、取組みを牽引する立場として、ゼロカーボンシティの実現に向け、区の事業から発生する温室効果ガスの排出削減を率先して実行していきます。

施策

① 職員の意識・行動改革

● 区施設におけるエコアクション21

区では平成24（2012）年度から、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムである「エコアクション21」認証を受け、環境負荷軽減の取組みを進めていきます。

関連する写真

としま☆デコ活リーダーズなど

● 環境に関する庁内横断チーム「としま☆デコ活リーダーズ」

環境に関する庁内横断チーム「としま☆デコ活リーダーズ」を立ち上げ、ゼロカーボン実現に向けて取り組んでいます。

② 区有施設等の温室効果ガス削減

区有施設の照明設備の LED 化、新築施設における雨水利用設備の設置や省エネルギー型の建築資材の利用、老朽化した街路灯の省エネ型街路灯への転換など、環境配慮型設備の導入を進めます。施設管理に関しては、2013 年度から取り組んでいる、施設・設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「管理マニュアル（管理標準）」の作成を引き続き進めます。

新築・改築を行う施設については、建物の用途や特性等を踏まえ、 ZEB Ready 相当以上を目指します。学校施設については、環境への負荷を低減し、緑化や暑熱対策の進んだ施設整備を進めることにより、エコスクール化を推進します。

③ 環境配慮型事業活動の推進

コピー用紙など、区が購入する物品のグリーン購入※について全庁的な周知と実施を徹底し、庁用車の導入や更新の際には低公害車・低燃費車などの導入を、引き続き推進していきます。また、区が使用する電力については、再生可能エネルギー由来の電力などの環境負荷の少ないエネルギー調達を進めることで、温室効果ガス排出削減を図っていきます。さらに、ペットボトルの使用削減や庁内プラスチック購入抑制を進めます。

そして、タブレット端末、無線 LAN 対応の端末を活用することで、全庁においてペーパーレス会議の推進に取り組むほか、部署ごとの印刷量を見える化し、庁内で共有します。また、「豊島区環境年次報告書」やチラシ作成等で発生する CO_2 のカーボン・オフセットの実施に努めます。

コラム

庁内横断チーム　～としま☆デコ活リーダーズ～

※. グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業の環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

共―2　環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する

環境を保全し、持続可能なまちを実現していくためには、環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践が必要です。そのため区民一人ひとりの環境行動力向上のために普及啓発を促進します。また、その基礎となる環境学習・環境教育の促進を図るための取組みや仕組みの充実を進め、環境に関する情報の効果的な発信を行うことで、環境に関する理解や学び、体験を促進します。また、環境情報の効果的な発信を行います。

施策

① 環境行動力向上のための普及啓発

● 再掲　再生可能エネルギー・新エネルギー等に関する普及啓発　基本目標Ⅰ

再生可能エネルギーに関する区民の理解を促進し導入へとつなげるため、普及啓発を行います。また、国や東京都が率先して導入を進めている水素エネルギーに関して、イベントやセミナーなどの機会を利用して情報発信を行い、水素エネルギーになじみの少ない区民や事業者への普及啓発を図っていきます。

● 再掲　環境配慮・省エネ対策の普及啓発　基本目標Ⅰ

日本は、2030 年度の CO2 排出量を 2013 年度から 46%削減することや、2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。この目標を達成するべく、政府は、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（愛称『デコ活』）を開始しました。豊島区もこの取組みに賛同し、デコ活宣言を行いました。区民への『デコ活』の認知度を高めるため、具体的な取組みを掲載したチラシを作成し、区内施設やイベント等で配布するなど、PR 活動を行い、環境への取組みを促進しています。

オフィスビル等の業務部門のエネルギー使用によって排出される温室効果ガスは、区全体の排出量の約4割を占めており、区内事業所とそこで働く人々による、温室効果ガス排出量の削減を促進する必要があります。

そのため、事業所における環境に配慮した経営の促進、省エネルギー型設備・機器等への更新や新規導入に対する助成など、区内の事業者がそれぞれの特性に応じて取り組むことができるよう支援していきます。また、区内事業所の日々の業務における省エネ型の働き方を促すため、情報提供などを進めます。

● 再掲　生物多様性保全のための学習・参加の場の提供　基本目標Ⅱ

生物多様性の重要性について、区民や事業者の共通認識として定着させるため、区内の生物多様性に関する各種情報発信を行うとともに、「豊島の森」における小学生の親子を対象とした参加型の環境学習プログラムやみらい館大明での「いのちの森」自然観察会等を実施します。地域ボランティアのヤゴレンジャーを派遣し、学校のプールにいるヤゴ等のいきものに関する学習を行うなど、様々な主体による学習と参加を促進していきます。また区立小学校 3 年生には区内の生きものを紹介する「としま生きものガイドブック」を配布して、身近な生きものへの学習機会を設けます。

● 再掲　リデュース・リユース施策の効果的な周知　基本目標Ⅲ

ごみの発生抑制やリサイクルの仕組みを地域社会の中に確立し定着させるために、講座・見学会、などを通して、リサイクル・ごみの減量・再生品の利用拡大に関する学習機会や情報を提供します。特に、高齢者に対しては、区民ひろばで説明会や分別の実物展示を行うなど取り組んできました。今後も継続して情報提供の場として活用していきます。

また、幅広いバックグラウンドを持つ区民へ配慮し、外国語版のごみ分別パンフレット作成、転入者への窓口での配付などの対応を進めるとともに、導入したごみ分別アプリ、SNS、区のホームページ等の情報手段を有効利用しながら、ごみ減量や分別などの情報を提供し、効果的な周知を図っていきます。

● 再掲　路上喫煙・ポイ捨て防止対策における周知　基本目標Ⅳ

区民、来街者、外国人観光客等に対し、喫煙・ポイ捨てに関するルールを認識できるよう、路上啓発表示や看板の設置、多言語チラシの作成・配布等を行います。

さらに、受動喫煙防止に関する啓発は健康部との連携強化を図っていきます。

また、ごみ拾い SNS「ピリカ」を活用した清掃活動の推進や、PR ロゴの作成、各取り組みの際にお揃いの軍手やトング等の道具を使用する等、区民の目に留まるような見せ方を工夫し、環境美化意識の醸成を図っていきます。

② 環境教育・環境学習の推進

◆ 豊島区環境教育等行動計画としての位置づけ

本節は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）第 8 条に基づき、「豊島区環境教育等行動計画」として策定するものです。

◆ 策定の背景・意義

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）の重要性は世界的に認識されており、持続可能な開発に向けた進展を加速するためには、教育及び学習の全てのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことが重要となっています。

令和6年5月には環境教育推進法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が変更され、

① 環境教育の目的として、気候変動等の危機に対応するため、個人の意識や行動変容と組織や社会経済システムの変革を連動的に支え促すこと。

② 環境教育において特に重視すべき方法として、これまで重視してきた体験活動に加えて、多様な主体同士の対話と協働を通じた学びや ICT※を活用した学びの実践を、学校、地域、企業等の様々な場で推進すること。

③ 学校内外での対話と協働による学びの推進に向けた、学校と地域・団体・企業等をつなぐ中間支援機能の充実による、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を図ること。

④ これらを推進する具体的な方策の一つとして、中間支援組織の強化等を掲げ、その　足

※. ICT：情報通信技術のこと。

掛かりとして ESD 活動支援センターや地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）及び地方環境パートナーシップオフィス（EPO）等の既存の中間支援組織の活用を図ることが掲げられました。

また、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム※実施計画（以下『第2期 ESD 国内実施計画』という）」が 2021 年に策定され、ESD が SDGs達成への貢献に資するという考え方が初めて明確化されました。第2期 ESD 国内実施計画では、ESD 実現のため多様なステークホルダーを巻き込む方策や、「ESD for 2030」に示された次の5つの優先分野ごとに国内の各ステークホルダーが実施する取組みが記載されています。

1） 政策の推進
2） 学習環境の変革
3） 教育者の能力構築
4） ユースのエンパワーメントと参加の奨励
5） 地域レベルでの活動の推進

こうした背景をふまえ、区においても持続可能な社会の担い手を育む教育の促進が求められます。そのためには、一人ひとりが問題の本質や解決に向けた取組みの方法を考え、解決する能力を身に付け、具体的な行動を起こしていくために必要な教育・学習・体験の場や機会をさらに充実させ、環境教育の取組みを促進・強化していくことが必要です。

◆本行動計画の基本的事項

本行動計画は、環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組みを効果的に進めるうえで協働での取組みが重要であることに鑑み、豊島区の環境教育に関する施策の方向や具体的な取組みとともに、環境教育の推進に向けて多様な主体が連携・協働を進めるための施策と取組みを示すものです。

計画期間
2025 年度から 2030 年度まで

計画の推進主体
すべての世代の区民・区に集うすべての人及び事業者・区（みんな）

関連計画との連携
本行動計画では、豊島区教育振興基本計画「豊島区教育ビジョン」、及びその他関連計画と相互に連携を図りながら、環境教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、連携・協働の分野の将来像の実現を目指します。

※. ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）：持続可能な開発に向けた進展を加速するために、教育及び学習の全てのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことを全体目標とする、「国連持続可能な開発のための教育の１０年」の後継プログラム。2013 年にユネスコ総会で採択された。

● 環境教育

区立小・中学校においては、教育課程に「SDGs の達成に向けた取組」を位置づけて、教育活動を行っています。子どもたちが自分自身で調べた内容について学習発表会で発表したり、自然体験を取り入れた宿泊行事の中で清掃活動を行うなど、環境保全に向けた具体的な取組みを体験的に学んでいます。
また、地域の方々、大学、企業等と連携し、地域全体で環境学習に取り組んでいます。

区内の小中学校における環境教育の取組み

（地域との連携）

● 西巣鴨中学校では、「バラ見守り隊」として、地域の方々とともに大塚バラロードの環境美化に取り組んでいます。

● 千早小学校では、「千早ビオトーププロジェクト85」を立ち上げ、地域の方々と専門家の力を頂きながらビオトープの維持管理を行い、環境教育の一貫として取り組んでおります。

（大学との連携）

● 朝日小学校では、学校に緑を増やし、環境について学ぶために大正大学と連携して花や野菜を育てたり、外部講師による環境学習を行ったりする「朝日緑豊かプロジェクト」を実施しています。

（企業との連携）

● 西池袋中学校では、着なくなった子ども服を株式会社ファーストリテイリングを通じて難民の方々に届けるプロジェクトを実施しています。

（地域資源を活用した環境学習）

● 駒込は日本を代表する桜の木「ソメイヨシノ」発祥の地であり、駒込小学校の校庭には豊島区開花標準木の駒桜があります。桜の文化を継承するため、1 年生から 6 年生まで学校独自の副教材「駒小さくら物語」で桜について学んでいます。

【西巣鴨中学校】
地域の方とバラ見守り隊として活動している様子

【西池袋中学校】
着なくなった子ども服を梱包する様子

【朝日学校】
「朝日緑豊かプロジェクト」で花や野菜を植えている様子

● 環境学習

区立小中学校では、各学校の特性に合わせた環境授業を実施するため、様々な分野の専門家を派遣することで、各学校の環境教育を支援します。また日々の教育活動の中で、環境について考える機会を設けており、「ごみゼロデー」では、学校と地域が一緒に清掃活動を行っています。

また、学校でのビオトープづくりも実施しています。「環境とリサイクルに関するポスターコンクール」には、毎年多くの児童・生徒が応募するなど、児童生徒の意識啓発に役立っています。

環境とリサイクルに関するポスターコンクール
（小学1～3年生の部）2023 年度最優秀作品

また区民を対象として、ごみ減量・分別等に係る出前講座、区民による生きもの情報の共有、「豊島の森」における環境講座、図書館においては関連書籍の展示・貸出のほか、ガーデニングや緑のカーテン等で図書館の緑化を行うなど環境に関する様々なテーマについて学習できる機会を提供します。そして、「としまエコライフフェア」などの環境イベントの実施により、子どもから大人まで幅広い世代の区民が環境について知り、考える機会と場を提供します。

環境教育支援プログラム

環境教育支援プログラムの紹介

環境教育・環境学習に関する施設

- ☼ 「豊島の森」では、小学生を対象とした環境学習を実施しています。
- ☼ みらい館大明（豊島区立旧大明小学校を活用した生涯学習施設）では、自然観察や植樹などの体験型環境学習を実施しています。
- ☼ 区民ひろばでは、ガーデニング、緑のカーテンづくりなどの緑化講座を実施しています。

エコスクール化の推進

環境に配慮した「エコスクール」の整備を推進しています。

令和4年度に改築した池袋第一小学校は、「森の中の学校」をコンセプトに子ども達がみどりと触れ合えるような校舎環境を整えています。

あわせて、太陽光発電、太陽熱集熱パネル、雨水再利用、自然採光など、地球環境への配慮を意識した設備等を導入しています。

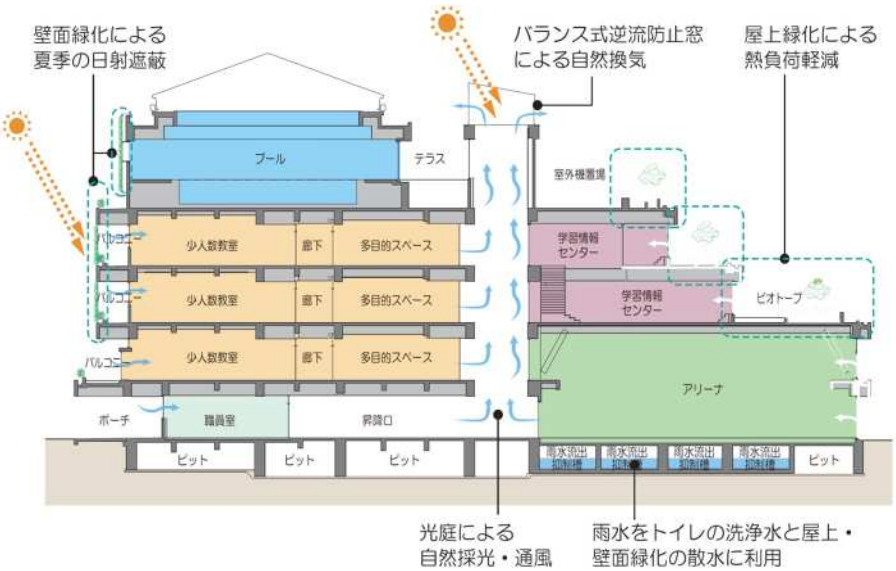

庁舎を活用した環境教育

＜プログラム例：**「豊島の森」環境講座**（小学生対象）＞

区役所本庁舎の「豊島の森」の観察、アニメ「豊島の森物語」の鑑賞、森林に関する講義など環境について学べる講座を実施しています。

豊島区本庁舎の屋上 10 階には、かつての区の自然を再現した「豊島の森」を整備しました。区の植生や生態などを学びながら憩える場となっています。4 階、6 階、8 階の「グリーンテラス」と外階段でつなぎ、自然環境を体感できる見学・学習ルートを設けています。

DVD「豊島の森物語」（豊島区教育委員会作成）

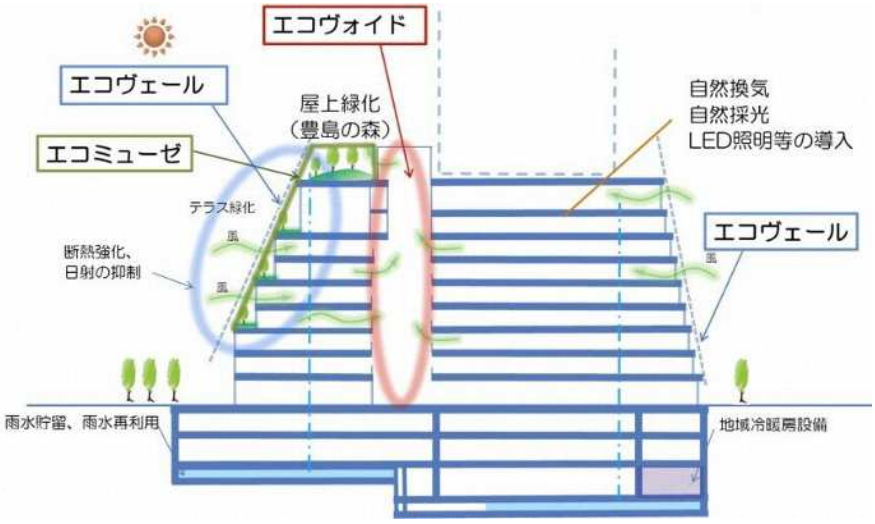

③環境情報の効果的な発信

区の環境に関する情報を集約した広報を展開します。環境情報誌「エコのわ」を通して発信し、環境に配慮した暮らしや、その実現方法などをわかりやすく伝える工夫を行っていきます。また、「環境月間」である毎年 6 月には、庁舎内で環境に関わるパネル展示を行います。

環境に関する各種情報を適宜提供していくため、区のホームページ等により、みどりに関するイベントや講習会などの緑化情報、建築物の低炭素化を図る技術や支援制度などの情報のほか、生活や事業活動に関する環境情報の発信を行います。また、区の環境の現状や環境に関する取組みの進捗については、「豊島区環境年次報告書」による情報提供を継続します。

環境情報誌「エコのわ」

外国人居住者へのきめ細やかな情報提供と区の環境に関する理解促進を図るため、ごみ分別の啓発の多言語対応などを行います。また、二次元コードや区役所本庁舎に設置されているデジタルサイネージ※の活用等、さまざまな方法で情報発信の充実を図っていきます。

また教育委員会で定期的に発行する「教育だより豊島」などを活用し、環境保全に向けた様々な環境情報を区立小・中学校及び区立幼稚園・保育園の保護者や地域・関係機関に向けて積極的に発信します。

※. デジタルサイネージ：日本語では「電子看板」を意味する。屋外・店頭・交通機関などの公共空間で、ネットワーク接続されたディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。設置場所や時間帯によって変わるターゲットに向けて適切にコンテンツを配信可能であるため、次世代の広告媒体として注目をあつめている。

共―3　環境人材を育成し、活動の場を広げる

区の環境を将来にわたって良好に維持していくためには、環境教育・環境学習によって区民や事業者の取組意欲の向上を図るだけでなく、区に集う様々な主体と連携し、様々な環境分野における活動を率いることができる人材の活躍が望まれます。

そのため、区の環境活動の推進を担う人材を育成し、活動の幅を広げていくための支援や仕組みづくりに取り組み、区内の環境活動の拡大を促進します。

施策

①　環境活動を率いる人材育成

緑化や生物多様性保全のための活動や、ごみ減量のための活動、環境美化のための活動を率いる人材の育成をはじめ、様々な環境分野においてリーダーとして地域で活動できる人材を育成していきます。例えば地域ボランティアのヤゴレンジャーは、プールで見られるトンボの幼虫であるヤゴ等の生きもの学習などの活動を行います。

また、「さわやかな街づくり推進団体」等、自主的、継続的に清掃などの環境美化活動を行っている団体及び個人を表彰することで、活動に対するインセンティブの向上を図り、取組みを促進していきます。

これらにより、環境問題を自ら改善できる問題としてとらえ、実際に解決するために行動できる、持続可能な環境づくりを担う人材を育成していきます。

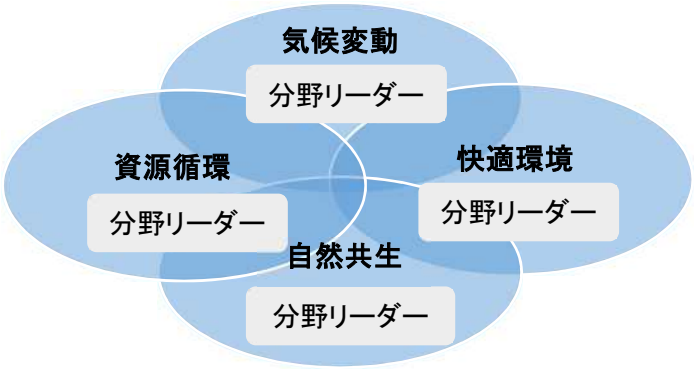

②　環境活動の拡大

区内の環境活動を広げるため、様々な主体や環境活動への支援を行います。

公園等清掃ボランティアやみどりの協定に基づく活動団体に対しては、資材の提供や道具の貸出し、技術的なアドバイスを行います。また、民間基金と連携し、緑の維持保全活動に取り組む市民団体等に対して民間基金を積極的に活用できるよう支援し、緑化の推進を図ります。

区内での自主的な美化清掃活動、地域での落書き消去活動やガム取りを行うボランティアや団体等に対しては、用具の貸出しを行うことにより、自主的な清掃活動を支援し、活動の拡大を図っていきます。

共―4　連携・協働の仕組みをつくる

公共空間のみどりなどを適切に維持し、環境に配慮したまちをつくっていくためには、区民・事業者・団体等、様々な主体との連携・協働によって環境活動を行っていくことが必要です。

そのため、区民・事業者・団体等との連携による環境保全活動や環境の維持管理の仕組みづくりを進めます。また、民間事業との効果的な連携や、交流自治体等との連携による環境配慮の取組みを進めます。

施策

① 協働による環境活動の推進

緑豊かな地域の再生のため、区民、地域活動団体、企業等と連携し、様々な緑化活動を継続します。また、区内のみどりを適切に維持していくため、公園、広場、小中学校等における地域住民による植物の手入れや清掃、公園内の花壇におけるみどりの協定団体による花の植えつけや管理など、地域住民等との協働によるみどりの維持管理の仕組みづくりと活動への支援を行います。また、学校の森における区民等による樹木育成の協力体制の構築を図っていきます。

② 事業者・行政の連携強化

令和 5 年 11 月 6 日(月曜)、豊島区は、サントリーホールディングス株式会社及びサントリー食品インターナショナル株式会社の両社と、23 区で初めて環境包括連携協定を締結し、あわせて、「豊島区環境アクション宣言」を実施しました。

③ 行政間連携による環境配慮

交流都市との連携事業において、自然体験などの環境教育につながる取組みも行っていきます。また、森林整備などの森林環境の保全など、温室効果ガス削減対策の一環として、自治体間連携によるカーボン・オフセットを実施します。

コラム

自治体間連携によるカーボン・オフセットなど

コラム

23 区の共同宣言

区民の役割

日々の生活において

・環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加し、日常的に取り組むことができる環境にやさしい行動を実践する
・環境活動の情報を共有し、ネットワークづくりにつなげる
・環境に関する本や記事、区の環境情報誌などを読み、環境に関する理解を深める
・地域の環境活動や美化・清掃などに取り組む
・環境リーダー育成講座へ参加するとともに、環境リーダーとして活動を実施する
・環境交流都市で自然体験を行う

イラスト

事業者の役割

日々の事業活動において

・環境に配慮したまちづくりを行い、行政との連携を図る
・環境意識、環境保全に関する知識や技術の行動に努める

CSR 活動において

・環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加・協力する
・地域住民向けの環境講座等を実施する
・従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習や環境活動を実施する
・環境に配慮した活動の取組状況の情報提供を行う（ホームページ、SNS や環境報告書の作成・公表など）

イラスト

第5章　推進体制と進行管理

第5章　推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

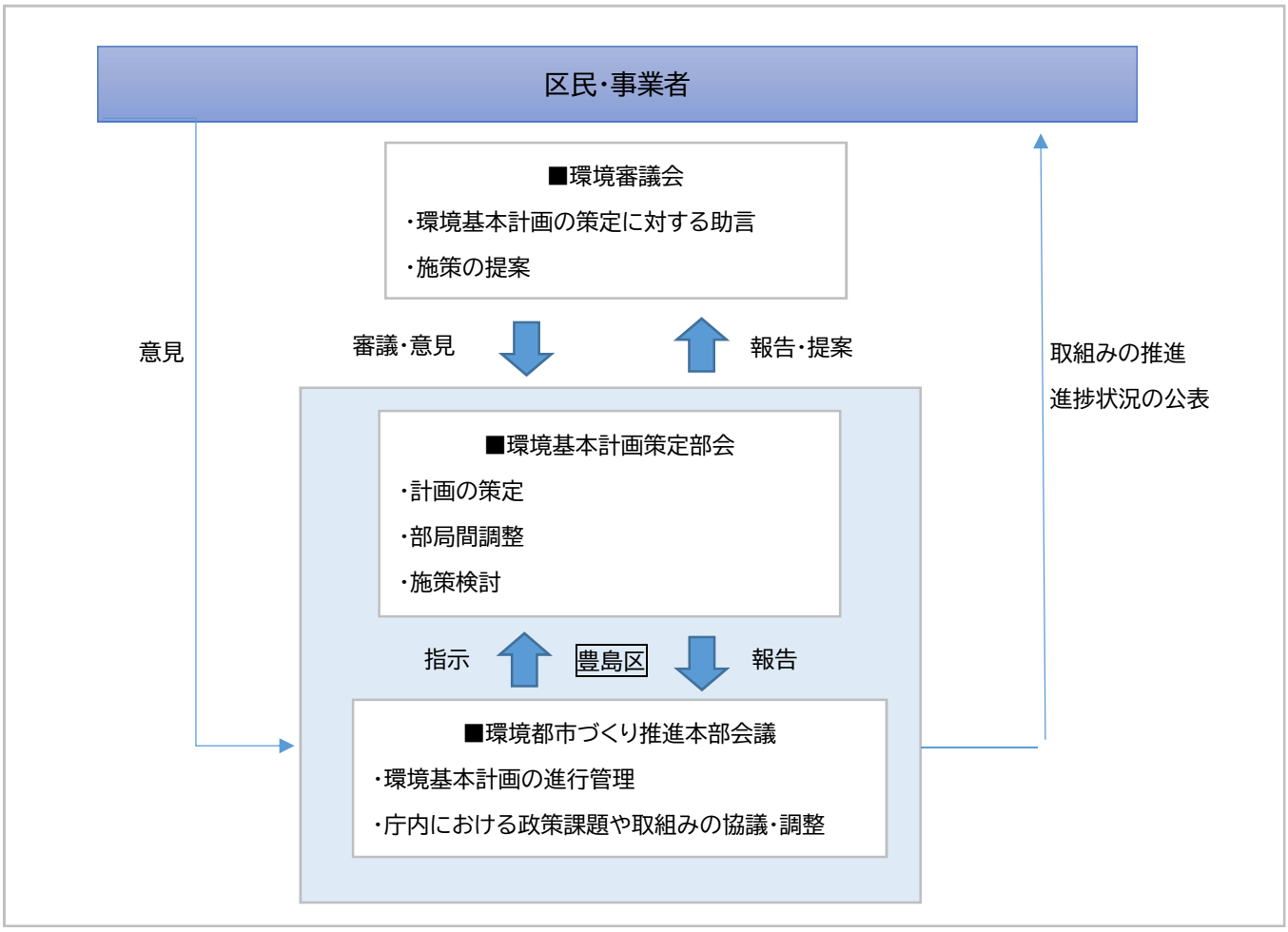

◆庁内推進体制による進行管理

計画の進行管理は、区長を本部長とする「豊島区環境都市づくり推進本部」による確認・決定のもとで行います。

計画推進に際して必要な部門間調整や各種の調査・検討に関しては、豊島区環境審議会のもとに設置する「豊島区環境基本計画推進（策定）部会」において行います。

◆環境審議会による進捗評価等

区長の附属機関である「豊島区環境審議会」を定期的に開催し、計画や事業の進捗状況の評価や見直し等に関する意見を聴取します。

◆関係行政機関との連携

国や東京都が実施する環境施策のほか、周辺自治体をはじめとする他行政機関の動向を注視し、事業を効果的に推進するうえで必要な連携強化を図ります。

2. 進行管理方法

◆PDCA サイクル※による継続的な取組み改善

本計画の推進においては、PDCA サイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

計画の進行管理に際しては、

①計画の進行管理に係る全期間の PDCA

②事業の進行管理に係る毎年度の PDCA

から成る 2 種類の PDCA サイクルを多層的に運用します。

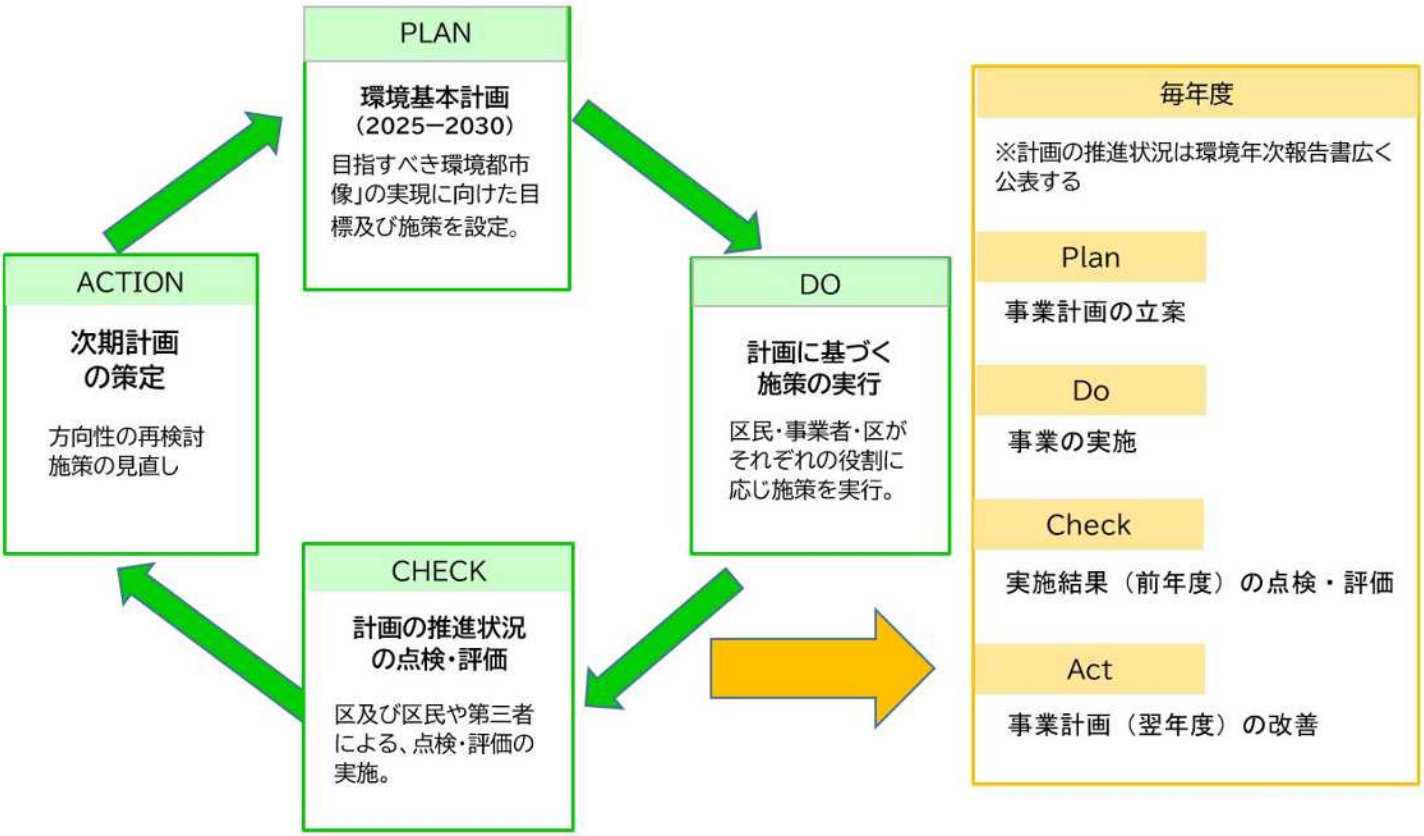

図 PDCA サイクルによる計画推進の流れ

◆進捗管理指標

本計画の進行管理においては、具体的な取組みやその成果を測るモノサシ(＝進捗管理指標)を基本目標ごとに複数設定し、進捗状況の点検・評価のほか、事業や計画の見直しに活用します。

進捗管理指標としては 2 種類(成果指標、取組指標)を設けることとします。具体的な指標の選定に際しては、前計画や区の関連計画で採用された指標に加え、環境審議会における提案などを参考にしました。

成果指標：	各基本目標の取組みの進捗及び成果を測る指標
取組指標：	各施策の取組状況を測る指標

※指標の目標値は、達成の困難さなどを考慮し設定しています。

※.PDCA サイクル：計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法。

資料編

(1)豊島区環境基本条例

平成 20 年 3 月 24 日
条例第 20 号

豊島区は、首都東京に位置し、池袋副都心を中心として多くの人々が住み、働き、学び、集う高密都市です。また、江戸時代、園芸の里として名高い染井に代表される自然環境が多彩な文化、芸術を育んできた長い歴史があります。

私たちが先人から受け継いだ快適で恵み豊かな豊島区、そして地球環境は、未来に生きる区民とも分かち合う貴重な財産です。

一方、豊かで便利な生活の追求、経済成長に伴う都市化の進展は、自然環境を変え、大気汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させてきています。さらに、温室効果ガスの急激な増加による温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしています。

平成 27 年（2015 年）には国際連合総会において持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、環境・経済・社会の持続可能性が連環し、危機的な地球環境を変革する対策が求められています。

このような中、豊島区は、令和 32 年（2050 年）までに脱炭素社会を実現するため、令和 3 年に、ゼロカーボンシティを目指すことを表明しました。

私たちは、直面する環境問題が、日々の生活や事業活動が原因となっていることを改めて自覚し、生活スタイルや事業活動のあり方を見直す必要があることを認識しなければなりません。また、地域社会のすべての人々が、相互に連携、協力しながら、一人ひとりの小さな力を結集して環境への負荷の低減、さらには温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け積極的に行動しなければなりません。

私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、知恵と工夫によって、環境に配慮された活力溢れる持続可能な都市、すなわち、環境都市をつくりあげ、これを子どもたちへ引き継いでいく責務を有しています。

そのため、健やかで美しく豊かな環境が身近な地域から地球規模までにわたって保全されるとともに、それらを通じて区民誰もが幸せを実感でき、未来の世代へも継承することができる、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条　この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)、事業者、区民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進し、もって現在及び将来の区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保するとともに、地球環境及び広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境の保全　良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。

(2)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(4)　脱炭素社会　人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

(5) ヒートアイランド現象　都市部にできる局地的な高温域のことで、周辺部に比べ気温が高くなる現象をいう。

(6)　事業者　区の区域内(以下「区内」という。)で事業活動(公益的な活動を含む。以下同じ。)を行う団体又は個人をいう。

(7)　区民　区内に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。

(基本理念)

第3条　環境の保全は、すべての区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保し、これを次の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2　環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

3　環境の保全は、区、事業者及び区民が自らの課題として捉え、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

4　区における令和32年（2050年）までの脱炭素社会の実現に向けた取組は、区、事業者及び区民が協働して行わなければならない。

(区の責務)

第4条　区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1)　地球温暖化の防止に関すること。

(2)　ヒートアイランド現象の対策に関すること。

(3)　公害の防止に関すること。

(4)　廃棄物の減量及び資源の循環的な利用に関すること。

(5)　緑の保護及び育成に関すること。

(6)　人と自然とのふれあいの確保に関すること。

(7)　地域環境の美化に関すること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。

2　区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、率先して、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　区は、事業者及び区民による環境の保全に関する取組に対し、積極的な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条　事業者は、事業活動を行うに当たっては、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　事業者は、地域における環境の保全に関する取組へ積極的に協力するよう努めなければならない。

4　事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区民の責務)
第 6 条　区民は、日常生活において資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の防止に努めなければならない。
2　区民は、地域における環境の保全に関する活動に取り組むよう努めなければならない。
3　前 2 項に定めるもののほか、区民は、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(一時的滞在者の責務)
第 7 条　区内への訪問その他の理由で区内に一時的に滞在する者(以下「一時的滞在者」という。)は、環境への配慮に努め、区が実施する環境の保全に関する施策並びに事業者及び区民が行う環境の保全に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(区、事業者及び区民の連携・協働)
第 8 条　区、事業者及び区民は、地球的な視野をもって地域から環境の保全に取り組む大切さを共有するよう努めなければならない。
2　区、事業者及び区民は、地域社会を構成する多様な主体として、それぞれの役割分担のもとに、相互に連携・協働し、環境の保全に関する施策又は取組を推進するよう努めなければならない。

(環境基本計画の策定)
第 9 条　区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。
2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1)　環境の保全に関する目標
(2)　環境の保全に関する施策の方向
(3)　環境の保全に関する施策の推進方法
(4)　環境の保全に関する配慮の指針
(5)　前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項
3　区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
4　区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ豊島区環境審議会の意見を聴かなければならない。
5　区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6　前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の総合調整等)
第 10 条　区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図るものとする。
2　区は、区が設置する公共施設の建設、改修、改築又は管理に際して、当該公共施設の種類、利用方法等を勘案しながら、環境への配慮のための必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)
第 11 条　区は、事業者及び区民が、環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることができるよう必要な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策への意見の反映)
第 12 条　区は、事業者及び区民の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)
第 13 条　区は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する必要な情報を収集し、これを適切に事業者、区民及び一時的滞在者に対し提供するよう努めるものとする。

(年次報告)
第 14 条　区長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況に関し、定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

(環境教育・学習)
第 15 条　区は、事業者及び区民が環境の保全についての理解を深められるよう地域との適切な連携を図りつつ、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(環境活動の支援)
第 16 条　区は、事業者及び区民による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境に関する調査)
第 17 条　区は、環境の保全に関する施策の実施並びに事業者、区民及び一時的滞在者への情報の提供を的確に行うため、必要な調査に努めるものとする。

(環境の監視及び測定)
第 18 条　区は、環境の状況を的確に把握するために、必要な監視及び測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(国及び東京都その他の地方公共団体との協力)
第 19 条　区は、環境の保全を図るために、広域的な取組を必要とする場合は、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して環境の保全に関する施策を推進するものとする。

(環境審議会)
第 20 条　環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
2　審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。
(1)　環境基本計画に関すること。
(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
3　審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。
4　審議会は、環境の保全について学識経験を有する者、区民及び事業者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。
5　審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(令和 5 年 3 月 22 日条例第 9 号)
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(2)豊島区環境基本計画（2025～2030 年度）策定の経緯

1）豊島区環境審議会

１　豊島区環境審議会委員名簿

（順不同　敬称略）

	氏　名	役職名
学歴経験者（7名）	◎　蟹江　憲史	慶應義塾大学大学院　政策・メディア研究科　教授
	○　関　礼子	立教大学　社会学部　教授
	岡山　朋子	大正大学　地域創生学部　教授
	白川　泰樹 （令和６年９月６日まで）	一般財団法人　日本気象協会　環境・エネルギー事業部参与
	髙橋　正弘	大正大学　地域創生学部　教授
	村山　顕人	東京大学　大学院工学系研究科　教授
	柳井　重人	千葉大学　大学院園芸学研究院　教授
事業者・関連団体（7名）	生田　茂	東京商工会議所豊島支部　サービス分科会　副分科会長
	伊藤　あすか	東京ガス株式会社　東京東支店長
	大嶋　聡	西武造園株式会社　取締役社長
	榊原　清	豊島区町会連合会　副会長
	塩田　明央	株式会社サンシャインシティ　総務部　マネージャー
	島沢　明史	池袋地域冷暖房株式会社　代表取締役専務取締役
	深澤　浩一	東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社　大塚支社長
区民（5名）	岡村　弘孝	公募区民
	小堀　大藏	公募区民
	髙橋　かずみ	公募区民
	水埜　多喜子	公募区民
	村上　政美	公募区民
区職員（2名）	岡田　英男	豊島区環境清掃部長
	近藤　正仁	豊島区都市整備部長

凡例：◎会長　○副会長　　第 6 期委員任期：2024 年 3 月 18 日～2026 年 3 月 17 日

２　豊島区環境審議会規則

平成 20 年３月 27 日
規則第 30 号
改正
平成 24 年 10 月 22 日規則第 64 号
平成 27 年３月 30 日規則第 25 号

（趣旨）
第１条　この規則は、豊島区環境基本条例（平成 20 年豊島区条例第 20 号。以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づき、豊島区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）
第２条　条例第 20 条第４項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。
（1）　学識経験を有する者　９人以内
（2）　事業者及び関連団体　９人以内
（3）　区民　５人以内
（4）　区職員　２人以内

（会長及び副会長）
第３条　審議会に、会長及び副会長を置く。
２　会長は、委員の互選により選出する。
３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）
第４条　審議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）
第５条　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
２　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見聴取等）
第６条　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）
第７条　審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（専門部会）
第８条　会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
２　部会に、部会長及び副部会長を置く。
３　部会長は、委員の互選により選出する。
４　部会は、部会長が招集する。
５　部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
６　副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。
７　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議録の作成保存）
第９条　会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

（幹事）
第 10 条　審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。
２　幹事は、区に勤務する職員のうちから区長が任命する。
（平 24 規則 64・一部改正）

（庶務）
第 11 条　審議会の庶務は、環境清掃部環境政策課長において処理する。
（平 24 規則 64・平 27 規則 25・一部改正）

（その他）
第 12 条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附　則
この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 10 月 22 日規則第 64 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 27 年３月 30 日規則第 25 号）
この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

2)計画策定の経緯

年月		豊島区環境審議会	庁内検討会	その他（調査等）
2023 年	8 月～9 月			豊島区の環境に関する区民・事業者意識調査
	9 月	第 5 期第 4 回環境審議会		
	11 月			区内高校の生徒に向けたアンケート調査
2024 年	3 月	第 6 期第 1 回環境審議会	環境都市づくり推進本部会議	区内高校の生徒による施策提案
	5 月	第 6 期第 2 回環境審議会	第 1 回 環境基本計画策定部会	
	6 月			区内中学の生徒との環境に関する意見交換会
	7 月	第 6 期第 3 回環境審議会	第 2 回 環境基本計画策定部会	未来としまミーティングによる意見交換
	8 月		第 3 回 環境基本計画策定部会	
	9 月	第 6 期第 4 回環境審議会	環境都市づくり推進本部会議	
	10 月		第 4 回 環境基本計画策定部会	2024 としまエコライフフェアにて重点施策への区民投票 「あなたが選ぶ、区の環境施策」
	11 月	第 6 期第 5 回環境審議会		
	12 月	予定		
2025 年	1 月			
	2 月			
	3 月			

※2024 年度は、「環境基本計画策定部会」のもとに「温暖化対策」「自然共生」「資源循環」「快適環境」「区の率先行動及び教育・連携分科会」の 5 分野の分科会を設置し、計画策定に向けた庁内の連絡調整を図った。

◆環境に関する区民の意識

1） 環境に関する意識調査

本計画の改定に向けて、区民・事業者を対象に、今後の区の望ましい環境像などに対する意識動向を把握することを目的に、意識調査を令和 5（2022）年度実施しました。

結果（抜粋）

居住地区の環境に対する満足度及び重要度

（質問）あなたは、お住まいの地区の環境をどのように感じていますか。

●「充実度（満足度）」について

✧ 「充実（満足）している」と「やや充実（満足）している」の合計の割合では、「⑫公共交通の利用のしやすさ」が 77.1%と最も高く、次いで「②におい（悪臭がしない）」が 51.1%、「⑨ごみ出しマナーの徹底（ごみと資源の分別の徹底等）」が 48.3%となっています。

✧ 「充実（満足）していない」と「あまり充実（満足）していない」の合計の割合では、「⑧クールスポット（まちなかで涼める場所）の多さ」が 50.5%と最も高く、次いで「⑪歩道、自転車道」が 41.6%となっています。

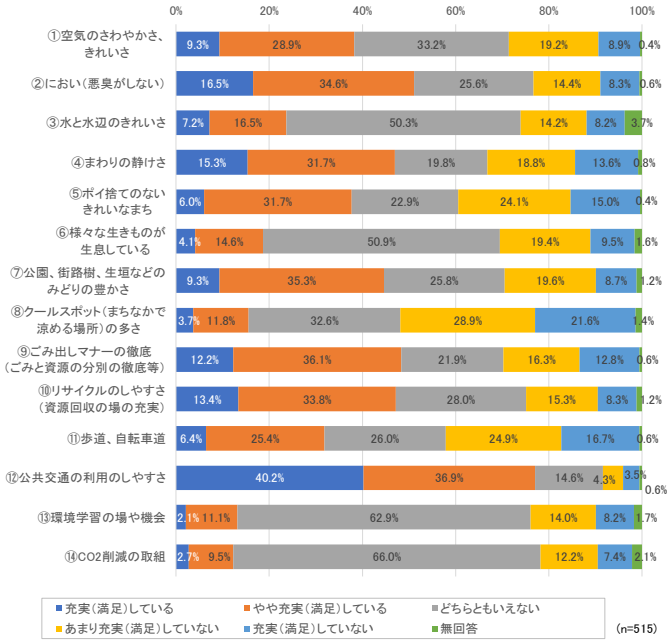

●「重要度」について

✧ 「重要」と「やや重要」の合計の割合では、「②におい（悪臭がしない）」が 94.2%と最も高く、次いで「⑤ポイ捨てのないきれいなまち」が 93.6%、「⑫公共交通の利用のしやすさ」が 92.2%となっています。

✧ 「重要でない」と「あまり重要でない」の合計の割合では全体的に低いが、「⑥様々な生きものが生息している」が 17.1%と最も高く、次いで「⑬環境学習の場や機会」が 14.8%となっています。

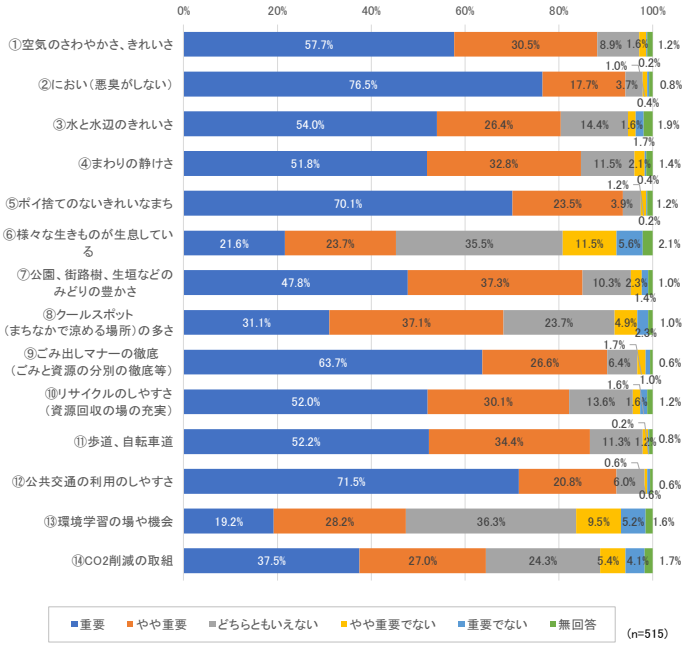

➡ 重点的に改善していくべき項目は、区民の“満足度が低く、今後の重要度が高い”もの

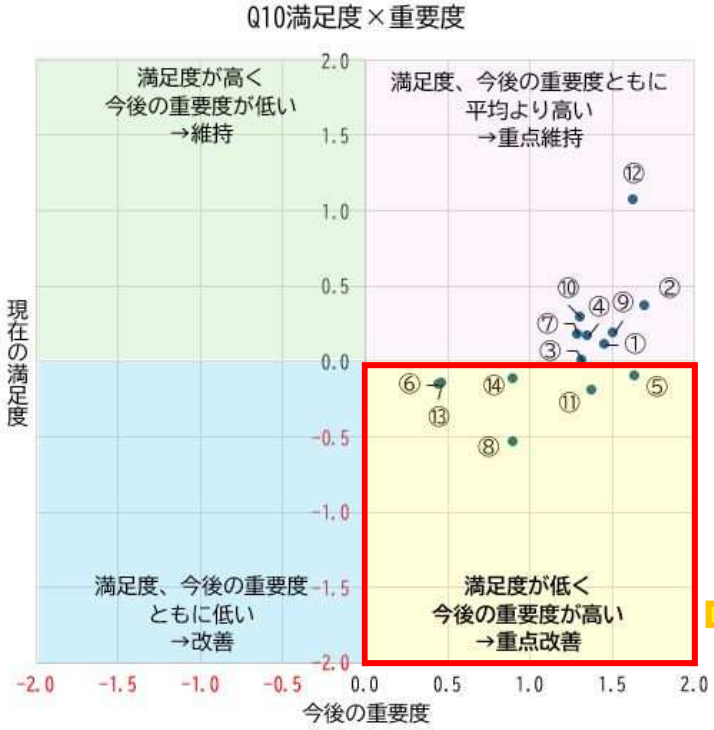

重点改善項目として以下に取組む必要があります

- **●ポイ捨てのないきれいなまち**
- **●歩道、自転車道**
- **●クールスポット**
- **●CO2 削減の取組**
- **●様々な生きものが生息している（まちなかで涼める場所）の多さ**
- **●環境学習の場や機会**

※算出にあたり、満足度は「充実（満足）している」を2点、「やや充実（満足）している」を1点、「どちらともいえない」を0点、「あまり充実（満足）していない」を－1点、「充実（満足）していない」を－2点としました。

環境基本計画で取り組むべき施策の重要度

（質問）区が環境基本計画を推進するうえで取り組む施策に関する重要度について回答してください

✧ 「重要」の割合が最も高いのは、『⑧環境に配慮した美しいまちづくり』の 81.4%、次いで『⑨みどりや生きものが豊かなまちづくり』の 75.1%、『②子どもに対する環境教育』66.6%となりました。

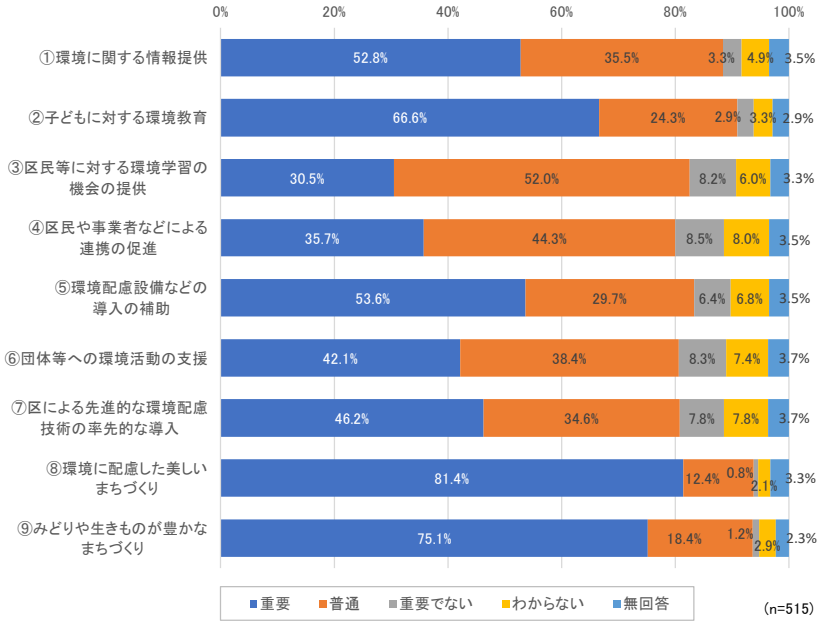

重要項目として以下に取組む必要があります

- **●環境に配慮した美しいまちづくり**
- **●みどりや生きものが豊かなまちづくり**
- **●子どもに対する環境教育**

2） 子ども・若者の声

● 高校生アンケート

環境基本計画の改定に向けて、若い世代の環境に対する意識・意向等を把握するため、区内在学の高校生を対象としたアンケート調査を実施しました。

結果（抜粋）

豊島区の目指すべき将来像

（質問）環境をより良くしていくために、豊島区が将来どのようなまちになって欲しいか教えてください。

最も多いのが「ごみが落ちていない美しいまち」で 55.6%、次いで「屋上緑化や公園など、みどりであふれるまち」が 33.8%、「太陽光など自然エネルギーの活用がすすんだまち」が 30.2%、「その他」として「綺麗で安全なまち」、「路上喫煙が存在しないまち」などの回答がありました。

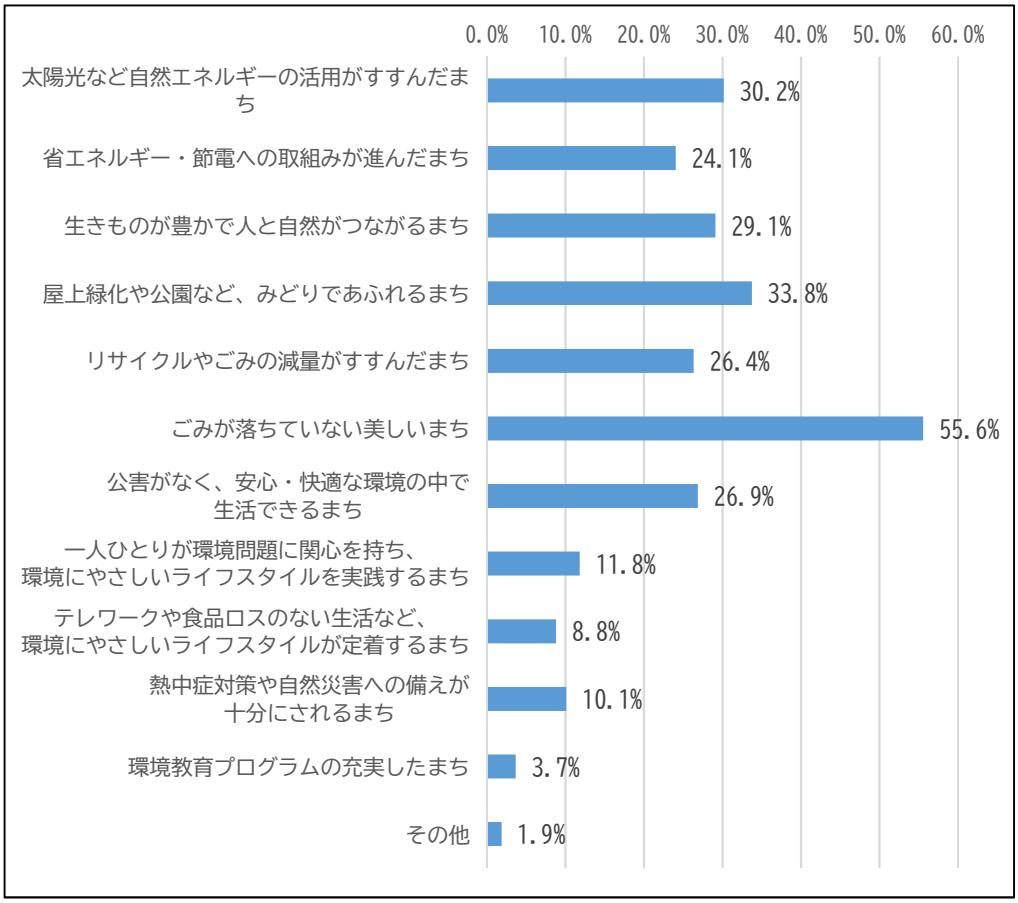

重要項目として以下に取組む必要があります

●ごみが落ちていない美しいまちづくり

●屋上緑化や公園など、みどりであふれるまちづくり

●太陽光など自然エネルギーの活用がすすんだまちづくり

● ワークショップ

環境に関する未来としまミーティング

区長と参加者が対話を行うことにより、区政に対する関心や理解を深めるとともに、各種計画の策定に、これからの未来を担う学生など若い世代の参加者からの意見や視点を反映させていくことを目的として開催しました。

【日程】令和6年7月24日(水)
参加者:区内高校生・大学生(22名)
としまクリーンサポーター(10名)

【テーマ】
①地球温暖化(気候変動・脱炭素)
②まちの美化(生活環境保全)
③ごみ・リサイクル(循環型社会)

未来としまミーティング

【主な意見】
・環境を良くする活動を「見える化」してもらえると、自分事にしやすい
・環境問題を若い世代へと引き継ぐことができるような環境教育が大事
・田植え体験など、自然に対して自分の体を動かしながら参加できるようなイベントがあるといいと思った。「体験」がキーワード。
・資源の有効活用含めて、環境への興味を持ってもらうことが大事。

以下が課題となります
●若い世代への環境教育の重要性
●環境問題に興味を持たない層へのアプローチ
●「見える化」や「体験」などを通じて、環境問題を自分事として捉えやすくする仕組みづくり

● 小・中学生からの声

「地球の環境を良くするために、豊島区がしたほうよいこと」

区内中学校に訪問し、環境に関する意見交換会を行ったほか、区立小学校で行う環境教育支援プログラムで環境に関するアンケートを実施しました。
「地球の環境を良くするために、豊島区がしたほうよいこと」の各分野での回答上位は、以下となりました。

●節電や省エネルギーを進める
●みどりを増やす
●ごみをリサイクルする
●ごみをひろって、まちをきれいにする
●環境の授業やイベント
➡ 子どもたちの声を重視し、着実に進めていきます

3)区民が選んだ重点施策

2024 としまエコライフフェアにおいて、「あなたが選ぶ、豊島区の環境施策」と題して、力を入れるべきと思う環境施策への投票を呼びかけました。

実施概要

(1)調査項目	「あなたが選ぶ、豊島区の環境施策」
(2)調査方法	イベントアンケート内にて投票
(3)実施日	2024 年 10 月 6 日(日)
(4)対象	環境イベント(2024 としまエコライフフェア)の来場者
(5)回答者数	290 人

投票結果

【問】	環境に関する区の計画等にみなさんの声を反映していくため、 みなさんが力を入れるべきと思う環境に関する取り組みの番号に〇をお願いします

部門	施策	投票数
1 地球温暖化・気候変動対策	1. 再生可能エネルギー導入や省エネルギー化の推進	30 票
	2. 環境にやさしい（配慮した）行動の実践	37 票
	3. 脱炭素まちづくり（交通環境整備、建築物の環境配慮など）	22 票
	4. 熱中症予防やヒートアイランド対策	28 票
	5. 自然災害への備えの強化	35 票
2 自然との共生	1. 生物多様性の保全 （自然環境の保全・創出・参加の場提供など）	35 票
	2. みどりの保全・創出 （空間の緑化、身近なみどりの育成など）	49 票
	3. 人と自然のつながりを深めるまちづくり （みどりのネットワーク化、地域参加など）	36 票
3 資源の循環	1. リデュース ・リユースの推進（食品ロス削減など）	39 票
	2. 質 の高いリサイクルの実現 （資源化の推進、プラスチック資源回収など）	37 票
	3. 適正なごみ処理の推進 （適正な分別・排出の徹底や災害廃棄物対策など）	32 票
4 快適な環境	1. 健康・快適な環境の保全（大気汚染などの公害対策など）	39 票
	2. 美しいまちづくり推進 （路上喫煙・ポイ捨て防止、受動喫煙対策、清掃・美化活動など）	53 票
5 その他	1. 区施設の二酸化炭素排出量削減や区職員の意識・行動改革	20 票
	2. 環境に関する普及啓発や環境教育の推進	34 票
	3. 環境活動を行う人材の育成及び環境活動の拡大	24 票
	4. 環境に関する連携・協働 （区民・事業者・行政、自治体間の連携・協働など）	27 票
合計		577 票